

平成17年(ネ)第374号

元朝鮮女子勤労挺身隊員に対する損害賠償等請求控訴事件

控訴人 朴 海 玉 外6名

被控訴人 国 外1名

控訴人最終準備書面

2006年12月5日

名古屋高等裁判所民事第3部 御中

控訴人ら訴訟代理人

弁護士 内 河 惠 一

外

目 次

第 1 章 被害者らの真の救済を求める	11
第 1 司法の役割	11
第 2 朝鮮女子勤労挺身隊動員の構造と特徴、その強制性 (山田昭次「朝鮮女子勤労挺身隊における強制連行・強制労働・民族差別」)	13
1 植民地化 = 併合の強制性	13
2 挺身隊動員は、国と企業が共同して計画した計画的戦時労働力動員である	14
(1) 戦時下の国内労働力の補充を目的とした戦時労働力動員の一環	14
(2) 企業の要求に応えた労働力の質の確保 = 動員対象の選定	15
(3) 年少者を動員対象にすることによる宣伝効果。	16
3 動員に応じた経済的要因	17
(1) 植民地支配による経済的困窮	17
(2) 南部朝鮮 = 農村地帯の貧困化	17
(3) 貧困な家庭の出身者にとっての女学校へのあこがれ	18
4 植民地支配機構を通じた強制的動員構造	18
(1) 面、学校 - 逆らうことの困難な動員構造	18
(2) 具体的な動員過程での詐欺と脅迫	19
(3) 背景としての全国にわたる憲兵警察による支配構造	20
5 精神的な要因 = 「自発的応募」を強要した皇民化教育 = 愛国心による心理的 圧迫	20
(1) 控訴人らに対する皇民化教育	20
(2) 皇民化教育がもたらした「愛国心」と動員への心理的圧迫	21
6 劣悪な労働条件	21
7 「慰安婦」への転換による脅しと実例	22
第 3 道義的国家たるべき責務	22

第 4	本件控訴人の救済の必要性	25
1	戦後処理 - 対米追随との引き替えによる戦後補償免責	25
2	控訴人らの置かれている立場	29
3	日本国の対応	29
4	裁判所の任務	29
5	国家の罪責と裁判官の良心	30
第 2 章 強制動員・強制労働による被害		31
第 1	強制動員・強制労働による被害に関する歴史的社会的事実	31
1	植民地支配と朝鮮女子勤労挺身隊動員	31
	(1) 被控訴人国による植民地支配	32
	(2) 朝鮮女子勤労挺身隊動員と動員対象	32
2	皇民化教育	34
	(1) 教育方法・指導方法等	34
	(2) 皇民化教育の影響	35
	(3) 「内鮮一体」思想について	36
3	欺罔の言辞に関する社会的事実	37
	(1) 直接の契機となった欺罔の言辞	37
	(2) 日本に対する羨望・女学校進学への熱望の作出	37
	(3) 謀略的欺罔	40
4	朝鮮女子勤労挺身隊の日本での労働・生活	41
第 2	強制動員・強制労働による被害の特徴	42
1	侵略戦争遂行のための植民地に対する謀略による被害	42
2	生命身体の安全・人身の自由の侵害による被害	43
3	幼い少女が受けた被害	43

第3	強制動員・強制労働による被害の具体的内容	44
1	強制動員による被害	44
	(1) 謀略的欺罔の実態と強制動員	44
	(2) 虚偽の認識、民族差別	52
2	厳しい労働環境下で過酷な労働を強制された被害	56
	(1) 厳しい労働環境	56
	(2) 具体的作業内容	57
	(3) 作業の危険性および傷害・後遺症	59
	(4) 厳しい労働環境と過酷な労働の被害	62
3	身体の自由を拘束され劣悪な生活を強制された被害	63
	(1) 食事の不足	63
	(2) 厳しい規律	63
4	地震・空襲の恐怖による被害	66
	(1) 地震・空襲の恐怖が強制動員・強制労働による被害であること	66
	(2) 地震の恐怖・亡金淳禮の死亡	68
	(3) 空襲の恐怖	71
5	賃金相当額の被害	73
	(1) 財産的被害	73
	(2) 精神的被害	73
	(3) 賃金相当額の被害の放置と救済の意味	74
6	その他動員による被害	76
	(1) 「志願」形式による被害	76
	(2) 被害の訴えが困難となる被害	76

第3章 終わらぬ被害 解放後人生被害 78

第 1	はじめに	78
第 2	挺身隊言説の認識	79
第 3	結婚に入るまで	81
第 4	発覚と家庭の崩壊	82
第 5	絶えざる過去からの脅威・秘匿・内面化	86
第 6	本件訴訟の意味	88
	第 4章 不作為責任論	90
第 1	先行行為	90
1	作為起因型不作為責任該当性	90
2	先行行為	91
	(1) 大規模な軍「慰安婦」の連行	91
	(2) 勤労挺身隊の動員	91
	(3) 軍「慰安婦」連行と勤労挺身隊動員の類似性	92
第 2	挺身隊言説被害の発生	94
1	「挺身隊」の表象の成立	94
2	韓国社会における貞操観念	95
3	勤労挺身隊被害者らの人生被害	96
第 3	挺身隊言説被害深刻化と被控訴人国の植民地政策	97
1	挺身隊言説被害の構造	97
2	公娼制移植過程における女性の二分化 (甲 B 4 2 号証)	97
3	軍「慰安婦」動員と勤労挺身隊動員	98
4	結論	99
第 4	予見可能性	99
1	概要	99

2	「挺身隊」表象成立の予見可能性	100
3	挺身隊言説被害発生の予見可能性	100
	(1) 韓国社会の貞操観念の認識	100
	(2) 日本社会の女性の二分化	100
第5	結果回避可能性	102
1	軍「慰安婦」及び勤労挺身隊の実態に関する公式調査、公表、真摯な公式謝罪	102
2	本件における結果回避可能性	102
	(1) 本件被害の特質	102
	(2) 差別被害と結果回避可能性	102
	(3) 性差別被害と結果回避可能性	103
	(4) 作為起因型不作為事案における結果回避可能性	104
	(5) 被害の重大性	104
	(6) ハンセン病訴訟熊本地裁判決(平成13年5月11日)	104
	(7) 結論	106
第6	同一視被害	106
1	不可視化された「挺身隊」	106
2	軍「慰安婦」の可視化	107
3	同一視被害の発生	108
	(1) 「挺身隊」の実体化と「同一視」	108
	(2) 置き去りにされる勤労挺身隊	108
4	同一視の定着	109
	(1) 軍「慰安婦」被害に対する被控訴人国の責任の回避	109
	(2) 同一視の定着	110
5	不作為責任	111
6	同一視被害と日韓請求権協定	111

7	国会答弁（1988年4月25日第112国会衆議院決算委員会答弁）の不履行	112
第7	小括	114
	第5章 韓日請求権によって控訴人らの請求は排斥されない	115
第1	韓日請求権協定の解釈・適用上の問題点の整理	115
1	原判決の概要	115
2	原判決の理由不備（控訴理由書22頁ないし24頁参照）	116
3	原判決が示した本協定解釈・適用についての問題点概観	116
	（1）文言解釈としての誤り（控訴理由書24ないし26頁）	116
	（2）条約の国内的効力という論点に照らした適用の誤り	117
	（3）条約の解釈手法を踏まえていないという誤り	117
	（4）協定締結過程に照らした解釈の誤り	117
	（5）協定実施過程に照らした解釈の誤り	118
	（6）協定を原判決のように解釈・適用することの国際法違反	118
	（7）協定を原判決のように適用・解釈することの憲法違反	118
	（8）本件協定の時的射程範囲についての解釈の誤り	119
4	小括	119
第2	本件協定の解釈の在り方 - ウィーン条約法条約に基づく解釈の在り方	119
1	原判決の協定解釈の不当	119
2	前提となるべき本件協定の解釈方法	120
	（1）条約法条約31条・32条は本件協定解釈についても適用される	120
	（2）条約法条約31条、32条の規定について	121
	（3）まとめ	121
第3	条約法条約に従った韓日請求権協定の解釈	122
1	協定締結過程に照らした解釈	122

2	条約法条約 31 条 3 項に則った解釈	123
	(1) 前提	123
	(2) 条約法条約 31 項 3 項 (a) に則ったの検討	123
	(3) 条約法条約 31 項 3 項 (b) に則ったの検討	126
	(4) 小括	128
3	条約法条約 32 条に則ったの検討	129
4	小括	129
第 4	国際法 (ことに ILO29 号条約) に照らした本件協定解釈・適用の限界	130
1	原判決の国際法の無視	130
2	強制労働に関する条約 (ILO 条約 29 号)	131
	(1) 条約の沿革その他	131
	(2) 29 号条約によって 1944 年当時、本件朝鮮女子勤労挺身隊が禁止されていたこと	131
	(3) 29 号条約によって禁止されていることの効果	134
	(4) ILO 専門家委員会の日本政府に対する勧告	135
	(5) 本件協定の解釈についての 29 号条約による制限	139
第 5	講和体制に関連する被控訴人国の主張に対する反論	141
1	被控訴人国の主張	141
2	本件において問われている事柄の全容を被控訴人国は把握していない	142
3	被控訴人国は前述した国際法上の制約との関係を全く考慮していない	143
第 6	本件協定解釈・適用にあたっての憲法上の限界	143
第 7	小括	145
	第 6 章 国家無責任説の破綻	146
第 1	問題の所在	146

第 2	明治 22 年 9 月 10 日の審議録 (甲 D3) について	148
第 3	明治 28 年 10 月 4 日法典調査会の審議内容 (甲 D7) について	149
第 4	ボ氏民法草案から「公私ノ事務所」文言が削除されたことについて	150
第 5	井上毅の所説等について	152
第 6	学説の援用について (再説)	154
第 7	結語	157
	 第 7 章 本件被害に時効・除斥期間の適用はない	157
第 1	はじめに	157
第 2	除斥期間に基づく免責論について	157
1	民法 7 2 4 条後段の期間 (2 0 年) の法的性質	157
2	民法 7 2 4 条後段の適用制限について	158
	(1) 不法行為の態様の悪質性	158
	(2) 被害の程度	159
	(3) 訴訟遂行手続そのものの困難性の有無	159
	(4) 権利行使の客観的可能性の有無・程度	159
	(5) 加害行為と権利行使を困難にしたこととの因果関係の存否	160
	(6) 証拠隠滅・提訴妨害の存否	160
	(7) 権利行使可能後の提訴の迅速性	162
	(8) 結論	162
3	被控訴人国の主張に対する反論	162
	(1) 被控訴人国の主張	162
	(2) 控訴人らの反論	163
第 3	時効に基づく免責論について	165
1	はじめに	165

2	消滅時効援用の権利濫用に関する判例法理	165
3	被控訴人三菱の消滅時効の援用は権利濫用であり許されない。	166
(1)	加害者の地位	167
(2)	義務者による権利行使の阻害度	167
	－被控訴人三菱は違法・不当な行為によって控訴人らによる権利行使・時効中断措置を妨害している－	
(3)	義務者保護の不適合性	169
(4)	権利行使条件の成熟度	169
(5)	違法性・被害の大きさ	170
(6)	小括	170

第1章 被害者らの真の救済を求める

第1 司法の役割

- 1 近代的意味の憲法の始まりとされるフランス人権宣言16条が、「権利の保障が確保されず、権力の分立が定められていない社会は、憲法を有するものではない」としたように、自由の保障と国家権力の制限を内容とする近代立憲主義の原理こそが近代的意味の憲法の本質をなす。日本国憲法もその系譜を引いており、その中で司法権は、他の民主的機関（立法権、行政権）、すなわち、多数者による権力の行使によって侵害される人権を救済することによって、最後の憲法保障を図る国家機関として重要な役割を担っている。

つまり、司法の本質は、被害を受けた具体的な個々人の訴えに対して、その被害の救済を通じて人権侵害を回復することを目的としている。

- 2 このような役割を担う裁判所も日本という国の国家機関であることに変わりはない。日本という国家の内部において、第三者的な機関としての判断・裁定権限を付与されていたとしても、日本という国家の外に籍を置く他国の人間にとって、裁判所も日本という国家の機関の一員としてその行動が評価されることになる。

本件のように戦前の日本の植民地支配や戦争による被害を被った他国民である控訴人らにとって、救済を求めている裁判所も含めて加害者日本の国家機関であることはまぎれもない事実なのである。控訴人らは被害者として本来、加害者である日本国及び三菱の責任を厳しく追及する立場にありながら、加害者たる日本国の国家機関に救済を求めることを余儀なくされているのである。

- 3 本件を含む戦後補償裁判において被控訴人とされた日本政府は、ひとしなみに一切の事実認否を拒否し、法的主張のみで足れりとする態度をとっている。つまり、加害者が被害者に対して、自らには自明である加害事実を認めることすらせず、「お前の被害を証明せよ、それが法的に救済すべき責任が加害者に

あることを証明せよ、証明できない限り、一切の救済は拒否する」と対応し続けているのである。被害者にとって自らの被害について加害者がこのような対応をとり続けることが如何に苦痛であるかは想像に難くない。いわば、このような対応によって新たな加害行為が加害者たる被控訴人国や被控訴人三菱という企業によってなされ続けているのである。そして、それを審理している裁判所も同じ加害者たる日本国の国家機関の一員であるという不条理の下にあることの自覚なしに本件事件を裁くことはできない。

4 むしろ、被害者や証人に説明を強いるという強制力について、在日朝鮮人である徐京植氏は、「自分たち自身で祖父の世代の行為をきびしく検証し、自律的な、自発的な倫理意識でそのことをジャッジしていくのではなくて、被害者の側に立証と弁明を求める。これが被害者に対してほとんど殺人に等しいぐらいの暴力となって働く。それが暴力であるということを感じることでできる感性を持たなければ、「過去の事実を知りたいのだ」という言葉が、被害者への暴力となって機能するのです」と述べ、逆に日本人が自発的に過去の行為の検証をし始めたとき、それだけで、それが成し遂げられたに等しいぐらいの価値があるのだと述べている。本件に引きつけられれば、加害者である被控訴人国や被控訴人三菱が自ら法的責任を論ずる前の段階として、過去において何をなしどのような事実があったのかを真摯に問い直す行為が少なくとも加害者として求められる最低限の行為である。今日まで事実認否すら拒否し、法的理論の名の下に被害者である控訴人らの訴えに真摯に向き合おうとしない被控訴人らの態度はそれだけで、今も加害行為を加え続けているのである。これに加えて、一審判決は、その被控訴人の態度を追認し、そればかりか本来、裁判所の任務として行うべき事実の認定においてすら、「日本に居た」という表現を使い、戦前帝国日本と企業が行った就業詐欺や強制的・計画的連行、監禁、自由剥奪の下での強制労働などの免罪を図ったのである。

5 以下に述べるように本件朝鮮女子勤労挺身隊動員の被害は、戦前日本が行っ

た「韓国併合」とその後の「植民地支配」との間に密接不可分な関係を有するのである。そして総力戦体制の下で戦争を闘う日本の戦争遂行のために実施された行為であり、日本の中国、アジアへの侵略戦争を遂行するために欠かせない行為であった。そして、控訴人らが動員の対象者に選ばれ、控訴人らの動員を可能にしたのは、植民地機構を利用し、日本との統合という形で朝鮮の国家・国民を消滅させようとした植民地政策との関係を否定できない。その背景には、当時の朝鮮において行われた産米増殖運動の結果としての、朝鮮からの収奪とそれによる農村の疲弊が存在している。控訴人らの被害を正しく評価するためには、以下のような朝鮮女子勤労挺身隊動員の構造と特徴が正しく捉えられなければならない。そして、裁判所として、これらの事実を被控訴人が明らかに争わない以上、事実として認定しなければならない義務があるのである。

第2 朝鮮女子勤労挺身隊動員の構造と特徴、その強制性

(山田昭次 朝鮮女子勤労挺身隊における強制連行 強制労働・民族差別)

1 植民地化 = 併合の強制性

控訴人ら韓国の国民にとって、本件は日本が韓国を植民地とした結果、生じたものである。日本の韓国併合によって、当時の大韓帝国に暮らす全ての人々が強制的に大日本帝国臣民にさせられた(徐京植『母を辱めるな』・高橋哲哉、徐京植編「ナショナルヒストリーをこえて」東京大学出版会 51頁)。その過程は、当審準備書面(1)で述べたように、1906年から1911年にかけての抗日義兵闘争における死者が、日本側136人に対し、義兵側1万7779人(推計)(大江志乃夫「日露戦争と日本軍隊」394~395頁)、1907年から1911年にかけての抗日義兵闘争における交戦回数が合計2852回、参加義兵数合計14万1815人に上っている。こうした数字は、韓国併合の過程がどれほどの抵抗を排除して圧倒的な武力の行使によって成し遂

げられたものかを物語っている。

しかも、本件を含む朝鮮女子勤労挺身隊の動員は、その目的、対象者の選定、動員過程、動員に応じた要因の全てにわたって、植民地支配と密接な関係を有するものである（以下、本件に関して作成された意見書である甲 C 9 2 号証、山田昭次「朝鮮女子勤労挺身隊における強制連行・強制労働・民族差別」に主に拠っている）。

2 挺身隊動員は、国と企業が共同して計画した計画的戦時労働力動員である。

(1)戦時下の国内労働力の補充を目的とした戦時労働力動員の一環

日本が中国に侵略していく過程で植民地朝鮮の兵站基地化政策は明らかになっていった。「満州事変がその決意を促した一の契機とすれば、支那事変こそは兵站基地朝鮮の性格と使命を明確に決定した歴史的一頁であった」（朝鮮総督府情報課編『新しき朝鮮』1944年刊）と朝鮮総督府自ら位置づけている。

このような朝鮮の兵站基地化政策は、中国侵略戦争、太平洋戦争への拡大とともに強化され、朝鮮人の労働力はすべて戦力として、すべての物的資源は軍需物資として収奪するという方向で文字どおり日本の「兵站基地」として全面的に戦争に動員され犠牲にされていった。

日本政府は1938年4月1日、「国家総動員法」を公布し、1939年7月4日に1939年度の「労務動員実施計画綱領」を閣議決定した。この計画で、「移住朝鮮人数」は8万5千人と定められた。しかし、この人数は、政府が炭鉱経営者と土建業経営者の要求に応えたものであった（甲 C 9 2 号証 2 3 頁）。

1939年度から1945年度までの間に朝鮮から日本「内地」に労働者として戦時動員された朝鮮人の総数は、667,684名に上っている（甲 C 9 2 号証 2 2 頁第 1 1 - A 表）。この戦時労働力動員の動員先の変化を経年的に見てみると、1939年から1943年までは、朝鮮人戦時労働力動員の

圧倒的多数は炭鉱、鉱山、土建に動員されていたのが、1944年、1945年にはそれまでは徐々に増加はしていたものの高々10%代であった工場その他への動員が46.5%、50%と動員総数の半数を占めるまでになったのである。このように動員産業分野が拡大させられたのは、1940年3月26日、企画院、内務省、拓務省、厚生省、商工省、樺太庁、朝鮮総督府の協定により、「鉱山、土木、建築以外の時局産業にも就労せしむること」と決定されたためである（甲C92号証26頁）。このように朝鮮人戦時労働力動員は、動員を要求する企業の要求に政府が応え、その政策として行われたのである。そして、工場その他への朝鮮人動員もその内訳を見れば、大部分は鉄鋼業への動員であり（1942年度で工場その他への動員の内、84.6%を占める）、女子勤労挺身隊の工場への動員もこうした動向の一環であった。

(2)企業の要求に応えた労働力の質の確保 = 動員対象の選定

このような戦時労働力動員が企業と政府との共同による行為であったことを明瞭に示すのが、動員された労働力の質の違いである。

炭鉱や鉱山に戦時動員された朝鮮人は、大部分が小中学校の学歴のない「無学者」であった。それは、炭鉱や鉱山の労働が高度の技術を要しないと共に、教育を受けた者は反抗しやすいと考えた受け入れ企業の側が要求したためである。北海道の金山の住友鴻之舞鉱業所の「半島労務者統理要綱」（1941年1月）が、朝鮮人の採用基準として、「思想的ならざること」や「初等教育程度以下の者を可とす」と挙げていたこと、治安当局も、土建業に動員された朝鮮人の「教養は国民学校を卒っていない者が多く、思想問題で心配することはない」と評価していた（甲C92号証27頁）。

これに対して、工業の分野では国民学校卒業者もしくはそれに近い者を採用した。女子勤労挺身隊の場合だけではなく、男子の場合も同様であった。それは、日本語によって工業技術を修得することが必要であったためである。

そしてこのような動員対象者の差は、連行方式にも現れている。炭鉱・鉱山・土建の労働者の場合、当初から相当強制的な連行が行われた（暴力的拉致の状況について、内務省囑託小暮泰用の同省管理局長宛報告書〔1944年7月31日〕は、「徴用は別として其の他如何なる方式に依るも、出勤は全く拉致同様な状態である。それは若し事前に於てこれを知らせば、皆逃亡するからである。そこで夜襲、誘出、其の他各種の方策を講じて人質的掠奪拉致の事例が多くなるのである」）のに対し（甲C92号証26頁）、女子勤労挺身隊の場合は、脅迫によって応募を強制したこともままあるが、国民学校を通じての甘言による就業詐欺が動員の主要な方式であった（甲C92号証27頁）。男子の鉄鋼業部門での動員方式も、警察官が圧力を行使する露骨な強制方式ではなく、募集広告で募集し、甘言的労働条件を掲げて応募者を引き込む就業詐欺が主要な方式であった。この点、本件についての意見書で山田昭次氏は、「工業の場合、労働者が炭鉱・鉱山・土建の労働者と違って、全員国民学校卒業程度の知的水準をもっているために反抗しやすいので、これを恐れて、このような連行方式を取ったのではないか」と推測している（甲C92号証29頁）。実際、日本鋼管では労務次長の民族差別発言に怒った朝鮮人労働者837人が1943年4月10日に全員帰国を要求し、翌日には朝鮮人夜間勤務者が一斉にストライキをする事件が起こっているのである（甲C92号証29頁）。

(3)年少者を動員対象にすることによる宣伝効果。

朝鮮女子勤労挺身隊は、大日本帝国政府及び朝鮮総督府によって、朝鮮人戦時動員のための宣伝材料として最大限に利用された。朝鮮総督府の準機関誌であった毎日新報は、これを幼い少女たちが自ら「志願」し、はるか内地まで勤労に赴くという美談として大きく報道することにより、戦争協力の機運をつくるための宣伝材料として大いに利用した。それは朝鮮半島だけではなく、日本

内地においても、朝鮮女子勤労挺身隊の「美談」は日本国民の戦争への総動員体制を作り上げるための意識高揚に利用されたのである。

3 動員に応じた経済的要因

(1)植民地支配による経済的困窮

このような朝鮮人戦時労働力動員を可能にした経済的要因として植民地支配による朝鮮農村部の窮乏と極めて困窮した生活が挙げられる（当審準備書面（1）10頁）。

大恐慌による日本の不況は、植民地にも波及し、朝鮮・台湾の米、満州大豆の大暴落、満鉄は創業以来の不振に陥った。

この恐慌による打撃に加えて、恐慌の損失を朝鮮人からの収奪によって埋め合わせようとした日本の資本家・地主のために、朝鮮民衆の困窮の度は一層大きくなった。

さらに、1939年、朝鮮南部は旱魃に見舞われたため、平年作でも植民地支配下の地主に収奪されて貧しい朝鮮の農民は、いっそう困窮し、生きるために日本に行くことを希望する農民が、「募集」予定数以上にあった（甲C92号証24頁）。もちろん、募集に応じた朝鮮人本人に就業先の選択権はなかった。

(2)南部朝鮮 = 農村地帯の貧困化

当時、朝鮮は8割が農業人口であり、米を生産する農業地帯が抱える人口から労働力を「供出」しなければならないという関係にあった。特に米の生産、労働人口の集中していたのは朝鮮南部の慶尚南北道、全羅南北道であった。米の生産では南部地域で水田の44%を占め、農家戸数の42%、農業生産額の39%以上に達していた（1938年現在）。そのため、米の供出も労働力も控訴人らの出身地である朝鮮南部が主力を担うこととなったのである。上記の

ような農村地帯の貧困化は、控訴人らの出身地を直撃することとなる。

(3) 貧困な家庭の出身者にとっての女学校へのあこがれ

控訴人らのほとんどは貧困な家庭の出身者である（甲 C 9 2 号証 7 頁第 6 表によれば 4 1 % に達する）。このような少女たちの朝鮮女子勤労挺身隊への応募の動機の中で最も多いのは、勉強できる、女学校に行けるといふ勉学や進学希望によるもので 3 3 . 3 % にも達する（甲 C 9 2 号証 1 2 頁）。貧しい地域だからこそ、将来を託すにたる職業に就くために女学校に入ることを強く希望していたのである。

性的差別のため男子並に中等教育進学率に達していない状況の下にある少女たちにとって、日本の工場に行けば女学校に入れるという甘言は実に魅力的だったのである（甲 C 9 2 号証 1 2 頁）。

4 植民地支配機構を通じた強制的動員構造

(1) 面、学校 - 逆らうことの困難な動員構造

朝鮮女子勤労挺身隊の動員は、他の朝鮮人戦時労働力動員と同様に植民地機構を通じて行われたが、その中でも特徴的なのは、「学校」を通じての動員が指摘される。

朝鮮総督府司政局労務課長林勝寿は、「朝鮮では女子動員の対象が主として学校出身の有閑層なので、その母校の校長に極力斡旋を図るように委託するだろう。そしてまた愛国班、婦人団体など、総力連盟と関係が深い方面に対して活動を展開する」と学校及び総力連盟等を通じた動員を展開する方針を語っている（甲 C 9 2 号証 1 0 頁）。

実際、朝鮮女子勤労挺身隊の動員の主力は、他の戦時労働力動員と違い、学校であって、山田意見書によれば、全体の 7 4 . 4 % が学校を通じた動員であって、この動員に積極的に関わった者は校長や教員に加えて、時に憲兵、企業の従業員、郡長や面の役人も加わったのである。官公吏や愛国班長のような国

民総力朝鮮連盟の役職者およびこれに加わった企業の社員による勧誘、動員は25.6%にとどまる。山田意見書は、女性動員の対象として、「学校出身者、すなわち国民学校、女学校、または女子専門学校出身者で、年齢十四歳以上の未婚女子」を朝鮮総督府が挙げているのに（甲C92号証11頁）、学校で動員された事例のうち、女学校生徒もしくは卒業生の動員事例は一例にすぎず、他は全て国民学校で動員された少女である。女学校生徒もしくは卒業生たちは甘言に騙されなかったのに、幼い国民学校生徒や卒業生たちは甘言に騙されてしまったのである。その意味でも、幼い少女たちが無条件に信頼する教師や学校関係者の甘言を弄しての動員過程は、少女たちを無警戒にさせる点で極めて悪質といわなければならない。

(2)具体的な動員過程での詐欺と脅迫

朝鮮女子勤労挺身隊動員の具体的過程は、「愛国心」の強調と甘言の抱き合わせで勧誘がされた。具体的な勧誘の文言の一例は、1945年5月下旬、京城の芳山国民学校の教員であった池田正枝自身が述べているように、「お国のためです。富山県ってお米の産地なの。おなかが一杯ご飯が食べられるわ。女学校の勉強もさせてくれるんだって。病院は大きなのが二つあって、心配ないとのこと。いま、病院にいても薬がないでしょう。富山の方が安心よ。映画館もあるのよ。」というものであった。このように日本人教師は積極的に勧誘したが、朝鮮人教師は応募の勧誘に消極的であった。

生徒たちは向学心に燃え、女学校進学を強く希望していたが、貧しさ故にあきらめていたところに「女学校に行ける、家一軒建つぐらい稼げる」という甘言を信じた。しかし、親たちは日本に行くことの危険性を知り、反対したが、親の反対に対してはうって変わって強権的な脅迫を行った。控訴人陳辰貞は一旦、応募したものの、兄の反対で断ったところ、近藤という憲兵は、「一度行くと言った人は絶対にいかなければいけない。行かなかつたら警察が来て家族、

兄さんを縛っていく」と脅迫し、校長も「絶対に行かなければならない」と言ったため、判子を盗み出して学校に持っていった。同じく控訴人の梁錦徳も、女学校に通え、お金がもらえることが嬉しくて応募したが、両親の大反対に合い、応募の取りやめを伝えたところ、校長は、「約束違反の理由で父親は刑務所に入れられるかもしれない」と脅迫した。

このように甘言と脅迫の抱き合わせによって、本件控訴人らの動員が行われたのである。甘言によって動員を希望した例は、山田意見書によれば、33.3%、甘言に合わせて脅迫、強制が伴った例は、20.5%に達している（甲C92号証5頁第4表）。

(3)背景としての全国にわたる憲兵警察による支配構造

このような脅迫が可能になった要因は、植民地支配のために朝鮮全土に配置された警察、軍隊などの強権的支配機構の存在が挙げられる。

警察官は、1941年には23,269人にまで増員されていた。さらに、徴兵制施行のための1943年兵役法の施行とともに各道道庁の13カ所に兵事区が置かれた。また、軍事警察機関の朝鮮憲兵隊は、憲兵司令部を京城におき、京城・大邱・光州・平壤・咸興・羅南に憲兵隊管区が置かれた。このように朝鮮全土にわたって軍隊及び憲兵の支配が行われていた。

当時、面の巡査は面長以上の権力をもっていたと言われており、「面巡査のトップは大体日本人で、面長以上に絶対的な権力を持っていた。（中略）こっちが巡査を取り込むかどうか、募集の決め手となった」と受け入れ企業の労務係長も認めている（甲C92号証25頁）。

5 精神的な要因 = 「自発的応募」を強要した皇民化教育 = 愛国心による心理的圧迫

(1)控訴人らに対する皇民化教育

控訴人らの「志願」の最大の原因は、皇民化教育にある。

応募の動機のうち、日本崇拜や日本に対する「愛国心」を挙げるものは、山

田意見書によれば、実に28.2%を占める。日中戦争開始後、朝鮮人を兵士として、労働者として戦時動員に自発的に服従させるために、皇民化教育が強化された。控訴人らは、その教育を受けた世代である（甲C92号証12頁）。

日中戦争開始後の1937年10月1日、皇国臣民の誓詞が制定され、学校では勿論、地域や職場では国民総力朝鮮連盟の末端組織がこれを朝鮮人に斉唱させた。児童用の皇国臣民の誓詞は、次のとおりである。

- 一、私共は 大日本帝国の臣民であります。
- 二、私共は 心を合わせて 天皇陛下に忠義を尽くします。
- 三、私共は 忍苦鍛錬して 立派な強い国民となります。

さらに、1938年3月4日公布の第三次朝鮮教育令で朝鮮語は正課から随意科目に移され、事実上廃止された。学校内での朝鮮語使用は処罰されるようになった。このような皇民化教育は、控訴人ら当時の子どもたちに深く浸透していたのである。

(2)皇民化教育がもたらした「愛国心」と動員への心理的圧迫

当時の皇民化教育を受けた控訴人らが、日本を朝鮮より進んだ良い国というイメージを持っていたこと、大国であり、良心の国だと信じ込んでいたこと、その国のため、天皇陛下のためと信じて、朝鮮女子勤労挺身隊に「志願」したのである。まさに洗脳と愛国心による心理的圧迫によって「志願」を強要されたのである。

6 劣悪な労働条件

控訴人らに対する甘言が詐欺であったことは、動員後の劣悪な労働条件が示している。その詳細は、被害論に譲るが、項目を挙げれば、自由の剥奪、つまり一旦、女子挺身隊として日本に動員されれば、籠の鳥のように寮から自由に外出することは禁じられ、厳重に監視されていた。食事は貧しく、いつも

空きっ腹を抱えている状態であった。作業内容は、幼い少女にさせるには極めて危険な仕事で作業中に指を切断したり、足を負傷したりなど作業中の事故が多発し、控訴人らも負傷した。特に、工場の安全対策はほとんど考えられていなかったため、柱を取り払い、東南海地震の際に甚大な被害を招く原因となった。しかも、日本滞在中は逃がさないために、賃金を支払わず、帰国時に支払うと約束していたが、結局、賃金支払いはされなかった。

これらは結果として引き起こされたことではなく、内容から考えて、いずれも当初の動員段階から計画されていたものと考えざるをえない。

7 「慰安婦」への転換による脅しと実例

その上、女子勤労挺身隊として動員された者には、平素から、「この女共、私の言うことを聞かねば身体を売らせるぞ」という脅しがされていた。

実際、女子勤労挺身隊として動員された者が逃亡を試みた後、捕まって慰安婦とされたという例が報告されている。

このような事情が、戦後被害につながる原因の一つとなっている。

第3 道義的国家たるべき責務

1 以上のような侵略戦争・植民地支配の反省の上に日本国憲法は制定された。

日本国憲法制定前に、1945年8月14日、帝国日本が受諾したポツダム宣言は、次のような条件を降伏条件として提示している。

この内、第8項は、「「カイロ」宣言ノ条項ハ履行セラルベク又日本国ノ主権ハ本州、北海道、九州及四国竝ニ吾等ノ決定スル諸小島ニ局限セラルベシ」と、日本の領域を示し、その冒頭に「カイロ宣言の条項は履行せらるべく」としている。

ここに言う、カイロ宣言は、中華民国、アメリカ、イギリスの間で交わされたものであるが、そこには同国の間の同盟関係の目的が定められている。

そこで挙げられている目的は、 1914年の第一次世界大戦から以後日本が奪取、占領した太平洋における島々の剥奪、満州、台湾、澎湖島など清国から盗取した一切の地域を中華民国に返還する。日本が暴力及貪慾に依って略取した他の一切の地域から駆逐せらるべし。朝鮮の人民の奴隷状態に留意しやがて朝鮮を自由且獨立のもたらしむるの決意を有す。という三つの目的が掲げられていたのである。つまり、ポツダム宣言第8項の意味するところは、まさにカイロ宣言が掲げる内容を意味するものと言わなければならない。その中には、朝鮮人民の奴隷状態に留意し、朝鮮を自由獨立のものとすることも含んでいたものと解すべきである。

もちろん、このカイロ宣言についてポツダム宣言とは異なり、日本国憲法の根本規範をなすかどうかには違いがあるという議論もあるが、それはまさに規範論としての差異であり、カイロ宣言の上記内容が、ポツダム宣言の受諾を通じて、戦後日本が志向すべきことを義務づけられた道義的国家の一内容を表すことに争いはない。

2 その他のポツダム宣言の条項は以下のとおりである。

「九 日本国軍隊ハ完全ニ武装ヲ解除セラレタル後各自ノ家庭ニ復帰シ平和的且生産的ノ生活ヲ営ムノ機会ヲ得シメラルベシ

十 吾等ハ日本人ヲ民族トシテ奴隷化セントシ又ハ国民トシテ滅亡セシメントスルノ意図ヲ有スルモノニ非ザルモ吾等ノ俘虜ヲ虐待セル者ヲ含ム一切ノ戦争犯罪人ニ対シテハ嚴重ナル処罰ヲ加ヘラルベシ日本国政府ハ日本国国民ノ間ニ於ケル民主主義的傾向ノ復活強化ニ対スル一切ノ障礙ヲ除去スベシ言論、宗教及思想ノ自由竝ニ基本的人権ノ尊重ハ確立セラルベシ

十一 日本国ハ其ノ經濟ヲ支持シ且公正ナル実物賠償ノ取立ヲ可能ナラシムルガ如キ産業ヲ維持スルコトヲ許サルベシ但シ日本国ヲシテ戦争ノ為再軍備ヲ為スコトヲ得シムルガ如キ産業ハ此ノ限ニ在ラズ右目的ノ為原料ノ入手（其ノ支配トハ之ヲ區別ス）ヲ許サルベシ日本国ハ将来世界貿易關係ヘノ参加ヲ許サルベシ

十二 前記諸目的ガ達成セラレ且日本国国民ノ自由ニ表明セル意思ニ従ヒ平和的傾向ヲ有シ且責任アル政府ガ樹立セラルルニ於テハ聯合國ノ占領軍ハ直ニ日本国ヨリ撤収セラルベシ

十三 吾等ハ日本国政府ガ直ニ全日本国軍隊ノ無条件降伏ヲ宣言シ且右行動ニ於ケル同政府ノ誠意ニ付適當且充分ナル保障ヲ提供センコトヲ同政府ニ対シ要求ス右以外ノ日本国ノ選択ハ迅速且完全ナル壊滅アルノミトス」

ここでは、一切の軍隊の武装解除、戦争犯罪人の処罰、日本国政府に日本国国民の間における民主主義的傾向の復活強化に対する一切の障礙を除去し、言論、宗教及思想の自由並に基本的人権の尊重の確立を命じている。実物賠償を取り立てる範囲での産業の維持。日本国民の自由に表明する意思にしたがって平和的傾向を有し、責任ある政府が樹立されれば、連合国の占領軍は日本から撤収する。などを条件としてつきつけているのである。

帝国日本はこれを受諾した。法的には、この受諾の瞬間において、帝国憲法の天皇主権は否定されるとともに、国民主権が成立し、それが日本の政治体制の根本原理となった。

3 このポツダム宣言受諾を受けて、戦前の侵略戦争への反省を基礎に日本国憲法は制定された。日本国憲法は、九条で戦争を放棄する一方、自国の安全は「平和を愛する諸国民の公正と信義」への信頼により達成すべきであると前文で述べている。そして、この理想を「国家の名誉をかけて、全力で」実現すると宣言しているのである。

日本に隣接する「平和を愛する諸国民」とは戦前日本の侵略戦争や、植民地支配の被害を受けた国々に暮らす者に他ならない。その「諸国民」との信頼関係によって平和を維持せよと憲法が命じているのである。その意味で、日本国憲法の下にある日本国には現在の日本の「公正と信義」を、侵略戦争・植民地支配の被害者からの信頼を受けるに足る道義的国家たる義務が負わされていると解すべきである。

1970年に佐賀県の串浦漁港で逮捕された孫振斗氏は、日本で原爆症の治療を受けたいと訴え、適法な在留資格を持たないことを理由に被爆者健康手帳の交付を拒否する福岡県を相手に七年余りにわたる裁判を闘った。その結果1978年、最高裁判所は孫氏への手帳の交付を認めた。その理由の中で、最高裁判所は、『原爆医療法は、戦争遂行主体であった国が自らの責任によりその救済をはかるという一面をも有するものであり、国家補償的配慮が制度の根底にある。…(したがって、被爆者が国内に)現在する理由等のいかなを問うことなく、ひろく同法の適用を認めることが、同法のもつ国家補償の趣旨にも適合するというべきである。…被上告人(孫さん)が被爆当時は日本国籍を有し、戦後、平和条約の発効によって自己の意思にかかわらず日本国籍を喪失したものであるという事情をも勘案すれば、(孫さんに原爆医療法を適用することは)国家的道義のうえからも首肯されるところである。』と判示している(最高裁第1小法廷昭和53年03月30日判決最高裁判所民事判例集32巻02号0435頁)。

ここで最高裁が認めているのは、日本国憲法の下にある日本国が上記道義的國家たる義務を負わせられていると主張するのと同様の理解に基づくものである。

このような日本国憲法の道義的國家たるべき義務から考えれば、控訴人ら戦前の帝国日本がなした行為により被害を受けた被害者らに対して、可能な限りの救済を図ることが憲法上の義務であるというべきことである。

第4 本件控訴人の救済の必要性

1 戦後処理 - 対米追随との引き替えによる戦後補償免責

(1) 日本は戦後、冷戦に直面したアメリカの要請を受けて、アメリカに従属し、その見返りとしてアジアを中心にした国々に対する戦後補償を免れ、それを

テコに経済発展を遂げた。日本の「戦後補償」をめぐる歴史は、日本が戦前・戦中、自国の経済的発展のために侵略し、植民地支配したアジアの国々の国民の被害に目をつぶり、ひたすらアメリカに従属することによって賠償を免れ続けてきた歴史である。

(2) 朝鮮戦争のまっただ中であつた、1951年9月、サンフランシスコ講和会議が開かれた。朝鮮戦争を戦うアメリカにとって、日本は朝鮮戦争の重要な後方基地であつた。朝鮮半島に出撃するアメリカ軍は日本で補給を受け、日本の基地から出撃していった。このような重要な後方基地を残すためにサンフランシスコ講和条約締結と同時に日米安保条約が締結され、日本国内のアメリカ軍基地が、駐留軍、在日米軍と名を変えただけで残ることとなった。さらにサンフランシスコ講和条約では、沖縄を日本本土から切り離し、アメリカ軍の占領統治状態を続けることが決められたのである。この状態は、1972年まで続く。1952年7月、日本政府とアメリカ政府の間で密約が交わされ、日本の軍事力は有事の際、アメリカ軍の指揮下に入ることが合意された。このような日本の「アメリカ属国化」ともいふべき条件と引き替えに日本に与えられたのが、講和条約に盛り込まれた戦争による損害賠償請求権の放棄という条件であつた(第14条)。冷戦の下で、中国と北朝鮮が社会主義陣営に組み入れられ、台湾は小さく、韓国は朝鮮戦争の戦場だという状況では、アメリカにとって、東アジアにおいて日本のみが西側陣営の一員である工業国として養成可能な唯一の国だったのである。そのために、アメリカは、各国を訪問し、日本の経済的再建を早期に進めるために、日本に対する賠償請求権の放棄を要請したのである。日本に米軍基地を残すことを認める講和のあり方に反対する社会主義諸国の欠席や講和の内容に反対するインド、ビルマの欠席、北朝鮮、韓国、中国は会議に招待すらされないまま講和条約が調印された。サンフランシスコ講和会議では大半の国が賠償請求権を放棄したが、フィリピン、南ベトナムは請求権を放棄しなかったし、イン

ドネシアは国民の反対で条約を批准することができなかった。そこで、日本は、ビルマ・インドネシア・フィリピン・南ベトナムの4か国と個別交渉を行い、1955年から59年に賠償を支払った形式をとった。カンボジア・ラオス・マレーシア・シンガポールとは、1950年代後半から60年代にかけて経済援助や技術協力などを行うことで賠償問題を「解決」した。韓国とは、1965年に日韓条約を結んだ際に韓国に経済援助を行うことで賠償問題は解決ということにした。しかし、こうして支払われた賠償や援助は被害の実情からして極めて少ないというだけでなく、役務賠償や経済・技術協力などは、却って日本経済の復興や日本企業がアジア各地に進出する足がかりとなったのである。1960年代はじめに外務省条約局長であったある官僚は、「基本的に日本の品物、役務、機械、サービスということであれば、これは将来日本の経済発展にむしろプラスになる。従って、経済協力という形は決して日本の損になる訳じゃない。相手の国に工場ができ、日本の機械が行くということになれば、さらにそれにつけ加えて、修繕のために日本から部品が出るとか、工場を広げるとすれば、日本から同じ機械が出るとか・」と述べている。日本の財界でも、賠償や経済・技術協力を、「先行投資と考えれば安い」と評価していた。

(3)そして、このような日本の交渉をアジアの西側陣営の団結を優先するというアメリカの基本方針が後押しをし、必要な場合には、フィリピン、韓国、南ベトナムなど親米独裁政権にアメリカから圧力がかけられた。韓国との交渉の過程でも、アメリカは韓国政府に対して、日韓関係の正常化に努力しなければ、韓国への経済援助を打ち切ると圧力をかけて日韓条約を締結させたのである。結局、日本は、韓国との間で「賠償」ではなく、「経済援助」というかたちで決着をつけたのである。しかもこの経済援助の大部分は当時の韓国の軍事独裁政権が、ベトナム戦争への韓国軍派兵を実現させるための資金として使われてしまったのである。すなわち控訴人らの救済には全く充

てられなかったのである。

- (4) このように原判決が控訴人の請求を棄却する根拠とした日韓請求権協定を含む日本の戦後賠償問題に関する各国との条約は、日本が対米従属を決定的にするという代償を支払うことで、戦後賠償を逃れて成立したものである。日本はそれにより、経済成長を達成したが、今日対米従属化は極度に進み、戦後日本に再軍備を求めている論者ですら懸念していたアメリカ軍の傭兵化が進んでいるのである。作家の三島由紀夫は、「『憲法改正』を推進しても、却ってアメリカの思ふ壺におちいり」、「韓国その他アジア反共国家と同列に並んだだけの結果に終わることは明らかだ」と認めていた。

保安隊創設当時、海外派兵について質問された保安隊員は、「外国の軍隊が攻めてきて上陸したという時は、これはもう保安官だけの問題でなく、直接、妻子とか一般の人たちにとっても共通の災難だから、国をあげて戦うわけです。こうなりゃ、ぼくひとりだけ命がおいしいなんておもわんです。だけど国外派兵ってのは犬死にですな...どう考えても、一般の人がのんきにしてい、ぼくらだけが死地におもむくというのは...そんなことになったら妻子がかわいそうというより、申しわけない気持ちですよ」と答えている。

侵略したアジアの国の被害者のことは考えず、目先の利益を追い求めて戦後補償を免れるためにアメリカに従属した結果は、アメリカの行う国際法違反の他国への侵略行為に唯々諾々と付き従う他ない状態を作り出してしまったのである。

このように歴史を繙けば、戦後補償を放置してきたという日本の態度は、日本がアメリカに奴隷のように付き従うという対米従属路線と裏表の関係にあることがわかるのである。

しかし、他国の人民に対する被害を一時、姑息な手段で免れようとしても、いつか実質的に支払いを求められる時が来ることとなる。周辺各国が日本に対する厳しい目を向け続けるのは、このような道義的に退廃した日本という国家

の姿勢に原因がある。対米従属の路線の下、アメリカの傭兵のごとく、日本の自衛隊が海外に派遣され、人を殺し、殺される事態を迎えるのか、戦後の出発点にある戦後補償を正面から解決し、対米従属を解消するのかということが問われているのである。

2 控訴人らの置かれている立場

そのことを正面から問いかける控訴人らは今、時間との闘いという絶望的な闘いに直面している。金福禮控訴人が訴訟中に命を失い、今、多くの控訴人が数多くの病気に蝕まれ、この法廷へ出頭することすら困難な状態となっている。歴史を体験してきた控訴人らが命を失うことによってこの問題が解決すると考えるなら、それは大いなる間違いである。控訴人らが多大な犠牲を負いながらこの訴訟で訴えていることも一つの契機となって、現在、韓国において戦後の歴史の見直しが行われ、それと併行して日本が戦前に行ったことの非道さが広く知られ、その責任を問う声が広がっている。

3 日本国の対応

戦後長期間にわたり、韓国国内でも声を挙げられなかった控訴人たちが勇気を振り絞り本件訴訟を提起してくれたのは、日本国及び日本人にとって、戦前の日本の加害責任と直面し、真摯な関係を築ける絶好の機会ですらある。ところが、日本国政府は、責任を問う声に応答せず、無視しつづけ、事実認否すらせず、ひたすら法的理屈の穴に閉じこもり続ける。救済機関であるべき裁判所は、自らも加害責任を負う日本という国の国家機関であることを忘れ、専門家としての法理論だけで問題を解決済みのものとしようとしている。被害者である控訴人らにとって、日本という国家は、自らの加害責任を認めないどころか自明の事実である加害事実すら口を噤み何ら責任ある応答をしない国家として映ることになる。

4 裁判所の任務

今、この事件を担当するわが国の統治機構の一部である裁判体として、本件訴訟を結審するにあたり、控訴人らに対し、裁判所が何をなすべきかを考えるべき時である。その際、裁判所の任務は人権の擁護にあり、人権（human rights）とは「正しい」ことという原義に遡れば、貴裁判所が求められているのは正義の実現である。そして、そのような正義の要請こそ、あれこれの法理論、日韓請求権協定、国家無答責論、時効、除斥期間などの本件で繰り出される責任逃れの議論の誤りを明らかにし、それらを排斥する根拠となるものである。

5 国家の罪責と裁判官の良心

山田昭次は、本件についての意見書の末尾で、次のように述べている（甲 C 9 2 号証 3 0 頁）。

「朝鮮の少女たちをこのような悲境に陥らせた出発点は何か。少女たちには日本に行けば勉強が出来る、女学校に行けるといった甘言を信じた者が多かった。少女たちに甘言を全く疑うことなく信じさせたのは、彼女たちに日本国家に対する忠誠心や信頼感を植えつけた皇民化教育である。

『日本に行けば女学校に行ける。お金にもなる』という甘言は、また植民地支配下の民族差別に起因する貧しさや、中等教育への進学面にも現れていた性的差別から解放を求めていた少女たちの解放志向や向学心を『自発的』応募に誘導した。甘言が効果を発揮しなければ、脅迫や強制もまま現れた。その結果、彼女たちの期待とは全く反して民族差別の下での過酷な強制（労）働の現場に彼女たちを追い込んだ。皇民化教育という植民地宗主国の国家イデオロギーが日本国家から自立した認識力や判断力を植民地の少女から奪った罪は大きい。日本の植民地支配に対する根底からの反省の上に立った謝罪と補償が求められる所以である。」（甲 C 9 2 号証 3 0 頁）

それ以外にも日本の各界の著名人が数多く本件裁判に関心を寄せ、本件での

救済の必要性を訴えている（甲A第59号証1～28）が、いずれもこのような植民地支配や戦争への日本の責任と直面し、それに対して真摯な対応をすること、人間の叫びを受け止めることが司法にとって必要だということをそれぞれの表現の仕方でも訴えているものである。

すでに述べてきたように、本件動員は、その動員先での強制労働とその結果としての身体被害自体の重大さはいうまでもない。それに加えてここで述べた皇民化教育の問題点が指摘できる。皇民化教育の問題は、自立した認識力や判断力を奪ったにとどまらない。自らの人格を形成する過程において自らが帰属する集団として日本を植え込み、朝鮮民族にとって、独自の国家を奪った敵ともいうべき日本に対する信頼感を植え付けることによって自己のアイデンティティの帰属先を喪失させるという根底的な精神的苦痛を与えたことに独自の重大な被害が存在するのである。後述するように、本件控訴人らの被った被害は人生そのものを奪われたに等しい被害である。控訴人らは、「自らの人生を返せ」と叫び、あのころの自分に戻してほしいと、求めているのである。それができないからこそ、被控訴人らが控訴人らに与えてきた加害事実を認め、謝罪し、賠償せよという最低限の要求を行っているのである。このような控訴人らの魂の叫びさえくみ取れないとすれば、日本の司法において、正義の実現はないと言わなければならない。今一度、裁判官一人一人が控訴人らの訴える被害事実謙虚に耳を傾け、自らの良心に従い真実と正義に叶った判断をすることを切に求めるものである。

第2章 強制動員・強制労働による被害

第1 強制動員・強制労働による被害に関する歴史的社会的事実

1 植民地支配と朝鮮女子勤労挺身隊動員

(1)被控訴人国による植民地支配

被控訴人国による朝鮮に対する植民地支配は、日常生活の隅々にわたった権限を付与された憲兵警察の支配という体制のもと、1910年3月～1918年1月の土地調査事業（これにより農民は小作農に転落、貧窮民、火田民が続出）、1919年3月1日の3・1独立運動等に対する軍・警察による弾圧といった厳しい強権支配であった。

満州事変（1931年）以降、朝鮮に食糧・工業の基地を作るという大陸兵站基地化が図られた。1938年に国家総動員法が制定された後は、朝鮮においては、全ての物的・人的資源を侵略戦争遂行に投入させ、精神的にはすべてを天皇に捧げるといふ国民精神総動員運動が展開された。朝鮮総督府は、治安対策、物資動員計画、戦時経済体制強化のほか、労務動員を推進した（以上、準備書面（12）第2及び第5）。

日中戦争（1937年）以降、志願兵としての軍事動員がはじまり、太平洋戦争開始後、1944年からは徴兵制が実施された。労働力動員は、1938年の国家総動員法、1939年の国民徴用令以後、1940年の朝鮮職業紹介所令によって募集方式で大々的な労働力動員が実施され、さらに1941年12月の国民勤労報国令によって強力に進められた。太平洋戦争開始後の1942年3月、国民動員計画により官斡旋方式による動員が行われ、1944年4月からの学徒動員に次いで、1944年8月からは国民徴用令による青紙1枚の動員が行われた。いずれも国家権力に基づく強制的な連行であり、皇国臣民を強調する労務管理が行われた（準備書面（12）第4の2）。

経済、社会、文化等のあらゆる方面にわたる収奪をここに簡潔に述べることは困難であるが、朝鮮女子勤労挺身隊の動員は、紛れもなく、侵略戦争を遂行するための植民地からの総動員の一環である点に留意すべきである。

(2)朝鮮女子勤労挺身隊動員と動員対象

控訴人ら元勤労挺身隊員は、朝鮮総督府による生産増強労務強化対策要綱により動員されたものである。被控訴人国は、それまでも女子に対する労働力動員として、1941年12月の国民勤労報国協力令、1943年9月、日本政府次官決定「女子勤労働員ノ促進ニ関スル件」（甲C第8号証）、1944年3月18日、閣議決定「女子挺身隊制度強化方策要綱」（甲C第8号証）等の女子労働力動員に関わる政策を実施していたが、朝鮮内においては、1943年10月の朝鮮総督府が決定した生産増強労務強化対策要綱（甲C第7号証の1・11ないし13頁、甲C第7号証の2・9～10頁）に基づき、「新規学校卒業者及び年齢十四年（歳）以上の未婚者等の全面動員体制を確立」して勤労挺身隊を動員し、その後、国家総動員法5条に基づく命令による女子勤労挺身隊の動員を明記した1944年8月公布の勅令「女子挺身勤労令」（甲C第8号証）（これに先立つ女子勤労挺身隊の動員を法的に根拠づけた）が、朝鮮女子勤労挺身隊員の動員に関わる政策である（準備書面（16）二）。

したがって、本件控訴人ら元勤労挺身隊員は、「女子挺身隊制度強化方策要綱」に基づき、法令上の義務に基づくことなく、「志願」の形式によって動員されたものであるが、皇民化教育の上の、謀略的欺罔により、意に反して動員されたものであり、意に反したという点で実質は「強制」と見るべきものである。この点について後に詳論する。

朝鮮女子勤労挺身隊の動員対象は、控訴人ら元勤労挺身隊員がそうであるように、実際には、国民学校5年・6年あるいは国民学校卒業直後、国民学校高等科生という具合に、動員対象の年齢が異常に低かった。1943年、1944年になると、後述の通り、朝鮮社会を襲った恐怖によって早婚が流行し結婚年齢が15～18歳頃と異常に低くなったため、未婚女性と言っても幼い少女に過ぎない子どもが動員対象となった（甲C第1号証・51頁以下）。また、日本語習得が工場で労働させるにあたって必要であったため、国民学校卒業者あるいは国民学校に通う高学年以上であることが必須であったと考えられる（甲A第1号証・1

84頁)。さらに、朝鮮女子勤労挺身隊に動員された朝鮮人少女たちの家庭の生活水準は中流以上が多かった(甲C第1号証・51頁)とされるが、総じて植民地政策による貧しい生活を強いられていたに違いはなかった(甲C第16号証・67頁)。

2 皇民化教育

(1)教育方法・指導方法等

皇民化教育は、天皇の名のもと戦争遂行の人的資源確保のため、植民地支配下にある朝鮮人民の民族文化を抹殺し、皇国臣民とするための弾圧政策である皇民化政策の一貫であった。皇民化政策は、1936年8月の改正神社規則による一面一神社の建立、愛国日などにおける神社参拝強制、1937年10月の「皇国臣民の誓詞」斉唱の強制、1939年11月の朝鮮民事令改正による創氏改名の強制、1938年3月の朝鮮教育令改正による皇民化教育の徹底強化とその強行という経過を辿った(甲B第19号証)。

皇民化政策・皇民化教育の目指すところは、「皇国臣民の誓詞」に凝縮されているが、天皇のために忠義を尽くす精神をもって、歴史的に密接不離の関係にある朝鮮人民は、天皇のため、日本のため、試練に耐えて献身的に奉仕せよという実践の強要である。すなわち、朝鮮人民は、天皇の臣民として日本帝国の戦争遂行のために命を捨てろということにほかならない(甲B第19号証、李金珠証人調書18頁18行目以下)。

皇民化教育は、1911年、1922年、1938年、1941年、1943年の各朝鮮教育令により徐々に完成された。民族同化政策の立場にあった1922年朝鮮教育令下でも天皇制イデオロギー、日本人化が顕著であったが、日中戦争開始の翌年1938年朝鮮教育令改正では、完全な日本人化を目的とし、日本語使用方針の徹底が図られ、「国体明徴」「内鮮一体」「忍苦鍛錬」という教育

の三大綱領がまとめられた。

皇民化教育の指導方法は、天皇の権威を強調しそれを崇拜する行動を生徒に強制するという権威主義的指導方法である。天皇崇拜儀式たる多くの学校行事が三大教育綱領の実践として位置づけられた。歴代天皇・教育勅語の暗唱の強要、容赦ない懲罰による威嚇と現実の懲罰の実行などが行われた（李金珠証人調書 18 頁以下、控訴人金中坤本人調書 5 頁 2 行目以下、甲 C 第 10 号証等）。

(2) 皇民化教育の影響

準備書面（17）第 4 に主張したとおり、ナチズムの大衆心理を解明した社会心理学者エーリッヒ・フロムが言うように、権威が抑圧的でしかなかったとしても、権威に基づく崇拜の強要は、憎悪の感情を盲目的賞賛に置き換えてしまう（甲 B 第 22 号証・182 頁以下）。学校での絶え間ない天皇崇拜のための儀式的行動の強制をはじめとした権威主義的指導によって、朝鮮の子どもたちに天皇崇拜の心理的基盤が醸成されたことは想像に難くない。支配されているにも拘わらず、支配者である日本に対する信頼の基盤が形成されてしまうのである。

林仁淑氏は、「『韓国合併』以降に生まれた世代は、このような言語規制、皇民化教育の注入、天皇制イデオロギーにより養われ、彼らの意識においてはもちろん、無意識のうちにも、自らが『植民地朝鮮、朝鮮人』であるという意識さえ持つことができなかった。」（甲 C 第 85 号証の 2・4 行目以下）と述べるが、1922 年朝鮮教育令下の皇民化教育を受けた李金珠氏も（李金珠証人調書 18 頁下から 5 行目以下）、皇民化教育の民族抹殺の性格に気づいたのは、遺族会活動をはじめからのことであるという（同調書 22 頁下から 7 行目以下）。皇民化教育が皇国臣民へと朝鮮人の子ども意識を駆り立てた例は枚挙にいとまがない（甲 B 第 23 号証）。

皇民化教育を受けた世代にとって、その影響は想像以上に深刻である。山田昭次氏は、朝鮮女子勤労挺身隊を皇民化教育の最大の犠牲者と呼び、皇民化教育を

少女たちが勤労挺身隊に誘導された前提として位置づけている（甲第16号証・第6章）が、権威主義的指導による天皇崇拜等の習得が、朝鮮女子勤労挺身隊動員の実現に甚大な影響を与えたことは疑う余地がない。

(3) 「内鮮一体」思想について

特に、幼い子どもたちに強い影響を与えものとして特筆すべきは、三大綱領のうちの「内鮮一体」思想であった。「内鮮一体」思想は、文字の上では日本人と朝鮮人を同じと見る平等原則として立てられており、子どもたちはこれを平等原則として素直に理解した。修身科目で、「私ども半島の民は、日本帝国の国民として天皇の御恵に浴し、世界の一等国民としてその文化に貢献することのできるようになりました。私どもは、この幸福を思うと同時に、あっぱれよい国民となって、大日本帝国のために尽くさなければなりません。」（甲B第20号証の5・6頁）と教えられたとき、幼い子どもたちが「自分たちも日本人と『同じく』皇国臣民である」と理解したことは容易に想像できるところである。

もちろん、当時の被控訴人国の植民地政策が残虐、過酷を極め、朝鮮人をあえて「半島人」「鮮人」などと蔑称し、朝鮮人に対し差別による非人道的境遇を強要していたことは改めて言うまでもない。にも拘わらず、朝鮮の歴史を故意に改変し、日本の建国神話叙述を恣意的に作為した上で、日本の支配の正当化根拠が日本の神話叙述の中に見出せるとし、日韓の歴史は「内鮮一体」を証する歴史であるなどとしたのは（甲B第21号証の1等）、ほかでもなく天皇の名のもとに朝鮮人民を侵略戦争へと駆り立てるためであり、「内鮮一体」とは、嘘で塗り固めた荒唐無稽な論理であると同時に、差別正当化論理そのものであった。平等どころか、劣等民族である朝鮮人は優等民族である日本人を畏敬せよという民族抹殺の上での日本による強権的支配論理だったのである（甲C第85号証の2・22頁、甲A第3号証）。

林仁淑氏は、「日帝の植民化のディスクールは、当時、朝鮮人について、『朝

鮮と日本は同じだ』という内鮮一体と皇国臣民の論理に基づき、日本と朝鮮との間の差別を隠蔽していた。内鮮一体は、いわば朝鮮人を戦争に動員するために、志願兵制の導入と教育令の改正とによって、実際日本人と異ならないような『聖戦に参加することのできる恩恵』を朝鮮人たちにも与えるのだという主張の論拠として主張されたものである。」と指摘している（甲第85号証の2・22頁）。

3 欺罔の言辞に関する社会的事実

(1) 直接の契機となった欺罔の言辞

もっとも、控訴人ら元勤労挺身隊員が勤労挺身隊動員に応じた直接の契機は、「女学校に行ける」「お金も稼げる」という欺罔の言辞であった。その内容が大きな「魅力」であったからにはほかならない。当時の朝鮮の事情と「内鮮一体」思想がその「魅力」の強力な背景に存在した。控訴人ら元勤労挺身隊員と同様に朝鮮女子勤労挺身隊に動員された少女たち、あるいは、朝鮮女子勤労挺身隊動員対象の条件に見合う朝鮮人少女たち（以下「朝鮮人少女たち」という）が、日本に対する羨望と女学校進学への熱望を抱くように当時の朝鮮の事情が作出され、それと同時に、皇民化教育による日本に対する信頼が植え付けられ、「内鮮一体」思想の注入が行われていたのである。

(2) 日本に対する羨望・女学校進学への熱望の作出

朝鮮人少女たちに、日本に対する羨望、女学校進学への熱望が生まれた背景には、植民地支配により疲弊した当時の朝鮮の社会実態が厳然と存在した。

まず、社会実態として一般的に指摘できるのは、当時の朝鮮人の生活実態と職業構成である。当時の朝鮮は被控訴人国にとって兵站基地と位置づけられ、経済、社会、文化のあらゆる面で過酷な収奪を受けると同時に（甲B第8、9号証等）、植民地朝鮮においても当然日本人と朝鮮人との間に歴然とした差別が作り出されていた。たとえば、産業の面で見ると、農業では、前述の通り、既に1910年

3月～1918年11月の土地調査事業により農民は小作農に転落し、貧窮民、火田民が続出していたが、1920年以降の産米増殖計画によって膨大な米が日本に流出し（甲B第11、12号証）、米1人あたりの年間消費量が日本と逆に極端に減少し（甲B第13号証）、1932年の農村自力更生運動は土地所有関係が従前のままに成果なく終わった（甲B第9号証等）。工業では、1920年代以降の大陸兵站基地化政策の中で重化学工業化が進んだが、それは日本の独占資本によって支配され、朝鮮人資本は零細企業に集中し、朝鮮人労働者は、日本人技術者を補助する肉体労働に集中した（甲B第9号証）。こうした状況のもと、林仁淑氏によると、当時の朝鮮における職業状況を見ると、日本人は総人口の2・9%で、その42%は公務員・自由業（専門職）であったが、朝鮮人の公務・自由業の比率は約4%、65%が農業でその大半が小作農という状態であった（甲C第85号証の2・33頁）。物資、人力の収奪により、朝鮮社会は総じて貧困に喘ぐ社会実態であったのである。

前述の通り、朝鮮女子勤労挺身隊に動員された少女たちの家庭がたとえ中流以上の家庭が多かったとしても（甲C第1号証・51頁）、それは植民地支配により強いられた貧困の中での相対的な見方に過ぎない。朝鮮人少女たちの目には否応なく日本人家庭は朝鮮人よりも「豊か」なのであって、わずか12歳～14歳の朝鮮人少女の胸に、日本に対する羨望が生まれても何の不思議もないのである（甲C第16号証・67頁第17-4表参照、甲H第46号証の2・第2の2（2）等）。

そして、日本の「豊かさ」に対する羨望をもって将来を思い描くとき、朝鮮人少女たちが上級学校への進学を願うようになるのはごく自然なことである。そもそも、当時の朝鮮において進学への熱望は、少女だけではなく、「当時の朝鮮人の向学熱は大変なもので、募集労働者として日本に行った男子たちが渡航した第一の目的は向学だった」のである（甲C第1号証・59頁）。

しかるに、被控訴人国は、初等教育機関（1938年まで普通学校と称したが、

1938年以後は小学校、1941年以後国民学校に改称)において皇民化教育を徹底させるとともに上級学校への進学を制限していた。林仁淑氏は、皇民化教育の学校制度面について、「日帝は、中等教育について、最終的に朝鮮人の上級学校進学を抑制して職業教育中心の『實際的人物』を養成しようとする目的で朝鮮教育令を制定し、このような政策は朝鮮の『時勢と民度に適合する』と宣伝した(オ・ソクヨル,2000)。これに従い、女子高等普通学校の在学期間を高等普通学校より一年少なくして女性の教育期間を制限し、専門学校の入学資格を『高等普通学校を卒業したもの、またはこれと同等以上の学力をもつもの』と規定した。高等普通学校卒業生より低い学力を持つことしかできなかった女子高等普通学校卒業生を高等教育を受ける機会から排除した(パク・ジョンイ,2000:48)のである。」(甲C第85号証の2・92頁 注23)、 「日帝末期、女性が上級学校に進学することは植民教育政策によって根本的に許されないものとされていた」(甲C第85号証の2・32頁)と指摘するが、そもそも1911年の第1次朝鮮教育令以来、朝鮮内の日本人学校と明らかに差別的な教育制度が敷かれていた(甲C第10号証・66頁)。

要するに、朝鮮人少女たちは、女学校への進学への熱望が高くなる一方、進学は極端に狭き門という作出された矛盾に直面しながら、その矛盾が作出された矛盾であることはおろか、矛盾とも知らなかったのである。林仁淑氏が指摘するように、「朝鮮人の間に学校教育への欲求が普遍的に広がっていたにも拘わらず、日帝が展開した植民地愚民化政策によって、教育機会が絶対的に制限され、初等教育の規模に比し、中等及び高等教育の規模が非常に小さかった」(甲C第85号証の2・33頁)。しかし、この矛盾は、少女たちの日本に対する羨望と女学校進学への熱望を強めこそすれ、消すことはない。それと同時に、朝鮮人少女たちには、皇民化教育によって日本に対する信頼が醸成されていた。ここでの日本に対する信頼は、余舜珠氏が「敗色濃厚な日帝末期に、自国民でもない植民地の女性たちを連れて行って勉強させてやるという言葉をも信じるほど、彼らは

日本に対する幻想を持っていた。これは動員対象者の歳が幼かったことを勘案しても、日帝の皇民化教育がそれ程受け入れられていたことを証明するものであるとすることができる」（甲C第1号証・59頁）と指摘する意味での日本に対する信頼である。また、前述の通り、明らかな差別論理でありながら平等原則として注入された「内鮮一体」思想は、朝鮮人少女たちにとって、日本への羨望、女学校進学への熱望と絡み合い、日本人と同じになることへの保障として理解されたと考えられる。

以上の通り、当時の朝鮮社会の実態、進学事情を見ると、朝鮮人少女たちにとって、日本に対する羨望、女学校進学への熱望は植民地支配によってあえて作り出された心情であると理解できる。こうした心情の上に、皇民化教育によって日本に対する信頼が醸成され、さらに虚偽の平等原則である「内鮮一体」が吹き込まれた。「女学校に行ける」「お金も稼げる」とする言辞の「魅力」は計り知れないものとなった。

(3) 謀略的欺罔

以上述べた通り、朝鮮人少女たちにとって、「女学校に行ける」「金も稼げる」との言辞とともに朝鮮女子勤労挺身隊に勧誘されたとき、朝鮮人少女たちにとって、朝鮮女子勤労挺身隊は「絶好の機会」にほかならなかった。しかし、朝鮮人少女を待ち受けていたものは、抱かされた「夢」を粉碎し絶望に陥れるに十分な後述の通りの労働・生活実態であった。前述の通りの当時の朝鮮の状況、皇民化教育に慣らされ「内鮮一体」を信じた朝鮮人少女の置かれた状況と、動員後、過酷な労働条件下、生活環境下で過酷な強制労働に従事させられたことを考え合わせると、朝鮮女子勤労挺身隊動員の方法は、まさに周到に計算された害意に基づく「謀略」と言って過言ではない。「女学校に行ける」「お金も稼げる」との言辞は、まさに謀略的欺罔言辞であった。林仁淑氏は、「当時、植民地朝鮮で蔓延した上級学校への『入学難』は、植民教育を通じ高揚した朝鮮人の社会移動

欲求と植民教育体制との間の必然的な矛盾（ホツチヨル 2000:420）の結果である。その基調には、朝鮮人が日本語の解読能力を習熟し日本に完全に同化されることを願ったものの、上級学校へ進学して植民体制の安定を脅かすほどの知識と思想に接して日本人と同じ社会的地位にのぼることを願わなかった植民地支配者たちの意図が見え隠れしている。植民教育は、こうした事情を最初から考慮して、植民地朝鮮人たちを生産し、戦時動員体制内に配置していたのであって、このような構図を越えようとする欲求に対しては、呵責のない非難と統制が加えられたのである。」（甲C第85号証の2・33頁）と指摘するが、こうした謀略的欺罔の中には、被控訴人国による朝鮮の植民地支配の本質が窺われると言うべきである。

4 朝鮮女子勤労挺身隊の日本での労働・生活

勤労挺身隊動員は、「内鮮一体」の象徴として捉えられ宣伝され（甲C第7号証）、盛大な歡送式が行われた。ところが、日本に来ると、生命・身体の安全さえ全く保障されず、極めて危険な労働・生活環境を強いられた。被控訴人三菱重工業株式会社名古屋航空機製作所道德工場に連れて来られた朝鮮女子勤労挺身隊が、日本で余儀なくされた労働・生活の実態全般については、大要、以下の通りである（甲C第1号証62頁以下、甲C第16号証71頁以下、甲A第1号証・187頁以下等）。朝鮮女子勤労挺身隊は、名古屋に着くと、被控訴人三菱重工業の第四菱和寮に收容され、軍隊式に中隊・小隊・分隊に分けられ、1日の生活も朝6時の起床からはじまって軍隊式に管理された。外出は許可がなければできないから実質的に軟禁状態を強いられた。家族への手紙も自由ではなく、ことごとく検閲され、食事は大変少なく絶えず腹をすかせていた。工場へは寮から軍歌を歌いながら隊列を組んで移動し出勤した。労働作業には、ペンキ塗り、錆とり、ジュラルミン板に型を描く作業、切断作業、縫工場など様々あったが、シンナー臭による中毒の危険、

怪我の危険に晒されるという、12～14歳の少女にとっては極めて危険な作業であり、労災事故に遭った者も少なくない。作業中の労働統制は厳しく、日本人班長が厳しく監視をし、作業中に休むことはおろか話をしたりすることさえも許されなかった。1944年12月7日には、工場での作業中、東南海地震が名古屋地方を襲い少女たちが労働させられていた工場建物は倒壊した（甲G第26号証等）。工場施設は紡績工場を改造して隔壁を取り除いた建物を利用していたため倒壊しやすい構造になっていた（甲C第1号証・77頁、甲C第25号証）。東南海地震の際、朝鮮女子勤労挺身隊として動員された者6名が死亡した。その後、名古屋を度重なる空襲が襲った。1945年春頃、少女たちは富山大門工場に移動させられ、引き続き強制労働に従事させられた。結局、賃金は支払われず、解放後、韓国に帰される際にもお金を受け取ることはなかった。要するに、動員時の勧誘で言われた「女学校に行ける」「お金も稼げる」とは全くの虚偽でしかなく、また、生命身体の安全、人身の自由さえ全く保障されないまま、ひたすら工場での危険な労働をさせられ、幼い少女の成長期は軟禁状態での労働酷使に終始したのである。

第2 強制動員・強制労働による被害の特徴

1 侵略戦争遂行のための植民地に対する謀略による被害

幼い少女に対する強制動員・強制労働による被害は、20世紀の世界史に忘れることのできない非人道的残虐を極めた、被控訴人国による朝鮮植民地支配の帰結によってもたらされた被害である。

強制動員において、侵略戦争の敗戦を目前とした日本の軍需工場に幼い少女まで動員するという政策自体がおよそ信じがたい政策であるが、その実現のために採られた動員手段は、天皇崇拜を叩き込み、「内鮮一体」などというおよそ荒唐無稽の差別正当化イデオロギーをもっともらしく植え付けるという皇民化教育を徹底して精神的に制御し、植民地における物的人的収奪による社会の疲弊を利用して、日本

に対する羨望・女学校進学への熱望を作出した上で、「女学校に行ける」「お金も稼げる」などと欺罔するという実に巧妙な手段であった。動員の目的は、植民地労働力を利用して、軍需工場における労働力を補給することであって、侵略戦争を最後まで遂行しようとする違法な目的であったことは明白である。控訴人ら元勤労挺身隊員は、こうした侵略戦争遂行のための植民地に対する謀略による被害者以外の何ものでもあり得ない。

2 生命身体の安全・人身の自由の侵害による被害

控訴人ら元勤労挺身隊員は、戦争遂行のための植民地に対する謀略によって動員させられたのであるから、実質的に意思の自由を奪われた強制動員であり、人身の自由を侵害された。強制動員の上、被控訴人三菱重工業名古屋航空機製作所道德工場における労働と第四菱和寮での生活は、厳しい監視下のもと人身の自由を奪われた上、労働は、賃金の支払いさえないままに、厳しい監視のもと、生命身体の安全を脅かす危険な業務に従事させられたものであったから、控訴人ら元勤労挺身隊員はここにおいても人身の自由を侵害され、生命身体の安全を侵害されたことが明らかである。また、東南海地震、地震後の空襲は、控訴人ら元勤労挺身隊員の生命身体を危機に陥れ、亡金淳禮は生命を奪われている。

3 幼い少女が受けた被害

控訴人ら元勤労挺身隊は、強制動員・強制労働による被害を受けた当時、未だ13～14歳の年端の行かない少女であった。

控訴人朴海玉は1930年9月26日生で動員時に満13歳（甲H第39号証第1項）、控訴人金恵玉は1931年3月6日生で動員時に満13歳（甲H第43号証の1・第1項）、控訴人梁錦徳は1929年11月30日生で動員時に満14歳（甲H第45号証の1・第1項）、控訴人陳辰貞は1929年12月1日生で動員

時に満14歳（甲H第46号証の2・第2の1）、控訴人李東連は1930年1月20日生で動員時に満14歳（甲H第44号証の1・第1項）、控訴人金性珠は1929年9月8日生で動員時に満14歳（甲H第37号証・第1項）、亡金淳禮は1930年3月10日生で満14歳（甲H第11号証）、亡金福禮は1929年7月3日生で動員時に満14歳であった（甲H第13号証）。

動員時の勧誘は甘言を弄したと言うだけでは余りにも違法性の高い謀略的欺罔によるものである。被控訴人国、被控訴人三菱重工業による強制動員行為は、未成年者拐取罪（刑法第224条）の構成要件を充足する犯罪行為であることも全く疑う余地がない。控訴人ら元勤労挺身隊は、かく意思の自由を奪われて動員させられ、生命身体の危険に脅かされ、軟禁状態に置かれ、軍需工場での強制労働に従事させられたが、その被害者は、未だ十分な判断力の形成されていない純真無垢の少女だったのである。

幼い少女が受けた被害には、幼い少女が受け得るはずの精神的苦痛の甚大さという点で特徴づけられるだけでなく、可塑性に富む少女の成長に対する害悪に目を向けると、将来にわたる甚大で深刻な障害を残す被害であったことは容易に想定し得るところである。そして、強制動員・強制労働による被害を受けた当時の被害者の年齢がかくも低いことは、本件被害を最も強く特徴づける点であると言わなければならず、加害行為の違法性の高さや被害の深刻さを強く裏付ける点である。

第3 強制動員・強制労働による被害の具体的内容

1 強制動員による被害

(1) 謀略的欺罔の実態と強制動員

ア 朝鮮女子勤労挺身隊への「勧誘」志願

控訴人ら元勤労挺身隊員は、いずれも、1944年5月上旬頃、朝鮮女子勤労挺身隊員への「勧誘」を受けた。控訴人朴海玉、控訴人金性珠は、順天南国民学

校卒業後に学校に呼ばれて担任教師から、控訴人金恵玉は羅州大正国民学校再習課程時に教室で校長らから、控訴人梁錦徳は羅州大正国民学校6年在学中に教室で校長らから、控訴人陳辰貞、控訴人李東連は羅州大正国民学校卒業後に学校に呼ばれて校長らから、亡金淳禮、亡金福禮は光州北町国民学校卒業後に隣組の林氏から、それぞれ勧誘されている。勧誘者や勧誘場所が同じでないにも拘わらず、勧誘時には、女学校、お金という共通の欺罔言辞が用いられたのであるが、控訴人ら元勤労挺身隊員はこの「勧誘」に対し、いずれも動員を「志願」したとされた。

イ 控訴人ら元勤労挺身隊員の受けた皇民化教育

控訴人ら元勤労挺身隊員らは、生年月日と動員時の年齢、国民学校6年生在学中または卒業後に動員されていることからすると、1938年朝鮮教育令改正直前に小学校に入学し、最も皇民化教育の徹底した時代の教育を受けた世代であり、日本に対する信頼があったことは明白である。

控訴人朴海玉は、順天南国民学校では2年生から朝鮮語を全く使えないとされ、神社参拝、朝礼・学校行事での皇国臣民の誓いの斉唱、ヤマトタケルの尊などを教えられたこと、氷の張った水の中に1時間以上足を入れるという罰を受けたことなどを記憶し（控訴人朴海玉本人調書3頁10行目以下、甲H第39号証第3項）、当時を振り返って「天皇陛下に忠誠を尽くすとか、内鮮一体ということや日本は正義、良心の国だと教えられ、信じていました」（甲H第39号証第3項）という。

控訴人金恵玉は、羅州大正国民学校において、教育勅語の暗唱、行事の際に神社参拝に行ったこと、歴史で神武天皇などを教えられたことなどを記憶するとともに、「私たちは、『世界一の日本、日本良い国、清い国、世界に一つの神の国』と教えられました。」（甲H第6号証の2）として当時の日本に対する信頼を明確に述べる。

控訴人梁錦徳は、羅州大正国民学校において、毎朝の朝会での東方遙拝、皇国臣民誓詞の斉唱、教育勅語の暗唱、明治節の際の校長による教育勅語の朗読などを記憶し、現在でも、皇国臣民誓詞の全文、教育勅語の一部を諳んじることができる。修身、国語はすべて「九」以上の評価で、成績、行動に対する評価は抜群であった（甲H第5号証）。「その頃私はあまりに幼く、自分自身何もわからないまま、これらの教育を信じ切って、受け入れるよりほかなかった」（甲H第3号証の2）として、日本に対する全幅の信頼があったことを吐露する（以上甲H第45号証の1第1・2項等）。

控訴人金性珠は、とりわけ順天南国民学校時代の皇民化教育についての記憶が詳細であり、その深い影響が明らかである。学校では歴史が好きだったとし、天照大神の話、明治天皇、大正天皇、昭和天皇のことなどを教わったこと、教育勅語の暗唱をさせられたこと、覚えないと手の平や足の脛のあたりを鞭で叩かれるといった罰があったこと、解放後もそれらをしばらくは覚えていたこと、修身の時間には教室に入ったとたん東に向かって頭を下げたこと、日の丸に向かって頭を下げるのは日常的であったことなどを記憶し、日本は世界中で一番の国という教育を受けたと述べる（控訴人金性珠本人調書2頁11行明以下、甲H第37号証第2項）。また、控訴人金性珠は、皇国臣民の誓いを現在もほぼ諳んじることができ、現在でも軍歌、君が代などを歌うこともでき（金性珠本人調書3頁以下）、皇民化教育により日本に対する信頼が植え付けられたことを明確に窺うことができる。

その他、控訴人李東連も、羅州大正国民学校で、朝会における東方遙拝、皇国臣民の誓いの斉唱、天皇の御真影が教室に飾られていたこと、神社参拝などを明確に記憶し、日本は良い国と信じたことを述べる（甲H第44号証の2・第3項）。亡金福禮も、勧誘時のことについて、「私は、勉強が好きなので、日本に行けば勉強することができる」と素直に信じたのでした。それに、当時の国民学校では、朝会で皇国臣民の誓詞が唱えられ、『内鮮一体』『八紘一宇』などと言わ

れていて、勤労挺身隊の話を聞いたとき、お国のために尽くすのだという気持ちもあったのです。」（甲H第17号証の2・第2項）と述べる。

いずれの控訴人も多かれ少なかれ皇民化教育の指導を素直に受け入れ、日本に対する信頼を有していたことが明らかである。

ウ 女学校進学への熱望等と欺罔に陥った実態

控訴人ら元勤労挺身隊員は、口をそろえて、朝鮮女子勤労挺身隊への勧誘を受けたときの「喜び」を述べる。控訴人ら元勤労挺身隊員の供述、陳述等からは、それぞれ置かれた境遇によって、貧しさゆえの日本に対する羨望、女学校進学の熱望、「内鮮一体」思想の影響など、各人の比重は異なるものの、これらが絡み合っただけで前述の謀略的欺罔に陥れられた経過が明らかとなる。

控訴人朴海玉は、祖父が麗水（ヨス）で面長をしていたが日本人に土地を奪われ、家族は光州に移り住んだという経過があり、生まれた当時既に祖父も父も死亡していた。母がキリスト教伝道師をしていて教会の一角に家族が住むなど貧しい生活状況の中で、女学校進学は憧れであったが、当時女学校に進学するのは日本人が多く、お金がないと行けなかった。控訴人朴海玉にはお金がなく、姉が国民学校教師になり、お金をためて控訴人朴海玉を女学校に行かせてくれる話になっていた。そして、控訴人朴海玉は、順天南国民学校卒業後、家で家事手伝いをしていたとき、日本人担任教師に呼び出され、校長から女学校に行ける、お金も稼げると勧誘されたので、嬉しくてその場で「はい。いいです。行きます。」と答えたのであった（朴海玉本人調書1～7頁、甲H39号証第2・4項）。

控訴人金恵玉は、父が羅州で酒・タバコなどの販売業をしていたため、幼稚園にも通うことのできた状況であった。しかし、羅州国民学校卒業後、大和女学校を不合格になったため、女学校に行きたいという思いで国民学校再習課程に通った（控訴人金恵玉本人調書1頁～2頁）。そして、再習課程中に教室で正木校長、近藤憲兵から女学校に行ける、お金も稼げると勧誘され、真っ先に手を挙げた。

注目すべきは、そのときの動機である。控訴人金恵玉は、「女学校へ行きたくてたまらなかったとき、日本の学校へ行くとしたら、私が、気持ちが日本の学校へ行って来たら、一番チョンラナムド（全羅南道）のナジュ（羅州）で偉い人になれると思って、私が一番初め手を挙げました。」「私たちの幼いときは、日本と韓国としても、内鮮一体という話もしたし、日本人が一番大きな顔をして、偉い人があるから、日本の学校へ行って来たら、私も偉くなると思って、私が一番初め手を挙げました。」（金恵玉本人調書2頁8行目以下、同調書下から5行目以下）と供述する。ここでは、控訴人金恵玉が平等原則として提示された「内鮮一体」を素直に信じたがゆえに、支配論理に絡め取られ、女学校に行きたいとの極めて強い動機が作出されていた事情を窺うことができる（以上甲H第43号証の1・第2項（1）等）。

控訴人梁錦徳は、羅州の貧しい農家に生まれたが、羅州大正国民学校6年生在学中に教室で正木校長、近藤憲兵から女学校に行ける、お金も稼げると勧誘された。憲兵の存在でその話に現実感を抱き、クラス全員が手を挙げたため、その場で10名が指名されそのうちの1人に選ばれ、それが嬉しく大喜びで家に帰った（甲H第45号証の1・第2項）。前述の通り成績優秀でクラス代表もしていた控訴人梁錦徳は、一生懸命勉強したかったと女学校進学への強い動機を繰り返し述べており（梁錦徳本人調書15頁下から4行目以下）、ここでは、控訴人梁錦徳にとって、貧しさ、成績優秀という中で、女学校進学の意味は極めて大きかったことを窺うことができる。

控訴人陳辰貞は、早くに両親に死に別れ、農業をしていた兄に育てられたが、供出のために生活が貧しかったとした上で、羅州大正国民学校卒業後に正木校長と近藤憲兵から女学校に行ける、お金も稼げるといふ勧誘を受けて、女学校、日本に対する憧れが強く刺激され、勧誘に応じた事情を明らかにする（甲H第46号証の2・第2・第3）が、特に、控訴人陳辰貞自身の当時の心境を現在から振り返っての分析的陳述は注目すべきである。すなわち、控訴人陳辰貞は、「日本

人にはとても怖いというイメージとともに、日本人を羨ましいと思うようになっていました。苦しい中で日本について、豊かさに対する憧れを抱いていたように思います。」「もっとも、今考えれば、自分たちが貧しい中で、収奪する側に対する豊かなイメージを抱いていただけに過ぎない、言ってみれば『歪んだ』憧れでしかなかったのだと思います。」(甲H第46号証の2・第2の1(2))、「苦しい中で、日本に憧れを持たされるようになっていた私は、幼い私の心に芽生えていた日本に対する『歪んだ』憧れが刺激されたのでした。」(甲H第46号証の2・第3の1)と述べるが、ここでは、特に作出された日本に対する羨望の存在と動員との関係を明らかに窺うことができるのである。

控訴人李東連は、小作農で貧しい家庭であったが、羅州大正国民学校卒業後、東南海地震で死亡した友人の崔貞禮を通じて、学校に呼ばれ校長らから、女学校に行ける、お金も稼げると勧誘された。控訴人李東連は、自分の故郷の羅州にも女学校があり羨ましいと思っていたため、これに応じた(甲H第44号証の2・第2～3項)。

控訴人金性珠は、経済的には比較的豊かな家庭であったが、父が徴用され、祖父が国民学校6年時に死亡し、15人家族であったことなどの事情で、女学校への進学を断念せざるを得なかった(甲H第37号証・第1項・第3項(3))。しかし、女学校に行って勉強を続けたいと願っていたので、順天南国民学校卒業後、担任であった大垣先生から呼び出され、女学校に行ける、お金も稼げると勧誘されたときにはとても喜んだ(金性珠本人調書5頁10行目以下)。家の近くに順天高等女学校があり、日本人・朝鮮人が半分ずつくらい通っていたが、裕福な家庭の人たちばかりであった。勧誘されたときは女学校に行っていることを自慢できると思ったという(甲H第37号証・第3項)控訴人金性珠にとっても女学校の意味は極めて大きい事情が存在したのである。

亡金淳禮・亡金福禮の場合、亡金淳禮については、父が土地を所有して農業を営み、母が光州で料理屋を営んで比較的生活が安定しており(金中坤本人調書2

頁14行目以下)、亡金福禮については、父が金の採掘事業に失敗し、母が光州の妹が営む旅館手伝いをしているという状況であったが、お互い家が近く親友であったところ、光州北町国民学校を卒業後、隣組班長に、女学校に行ける、お金も稼げると勧誘され、お互い話し合っていくことに応じた(甲H第17号証の2・第2項)。当時女学校進学は非常に困難でありながら、女学校で勉強したいという熱意が非常に大きかったのである(金中坤本人調書16頁4行目以下)

控訴人ら元勤労挺身隊員は勧誘に対して一様に喜んだが、そのときの「喜び」は専ら女学校に力点が置かれており、その背景には、控訴人朴海玉、控訴人梁錦徳、控訴人陳辰貞、控訴人金性珠、控訴人李東連のように家庭の貧しさがあるか、控訴人金恵玉、亡金淳禮、亡金福禮のように家庭が比較的安定した生活であったとしても、上級学校への進学が著しく困難であったという事情が存在する。控訴人朴海玉のお金持ちでなければ女学校に行くのは困難であった、控訴人金恵玉の勉強ができなくて等の供述があるが、これこそまさに政策の現れなのであって、そもそも客観的に上級学校進学制限の政策が存在したことは前述の通りである。控訴人ら元勤労挺身隊員が口をそろえて女学校に行きたいとの熱望を言う背景には、そうした差別政策の存在は看過できない。また、控訴人金恵玉のように、「内鮮一体」が抱かせた平等の幻想の作用や、控訴人陳辰貞のように、日本の「豊かさ」に対する羨望の作用を分析して把握される場合もあるが、これらの作用も多かれ少なかれ存在したことも明らかである。いずれにしても、控訴人ら元勤労挺身隊員の供述、陳述等からは、それぞれに謀略的欺罔が働く基盤が存在し、謀略的欺罔にのせられて勧誘に応じさせられたものであることは疑う余地がないのである。

エ 家族の反対と校長らの強迫

また、控訴人ら元勤労挺身隊員は、勧誘を受けてこれに応じると回答した後、ことごとく家族の反対を受けているが、これに関連する経緯を見ると、動員が謀

略的であることをより明確に確認することができる。

まず、控訴人ら元勤労挺身隊員全員が家族の反対を受けている（控訴人朴海玉の母の反対につき朴海玉本人調書 7 頁 3 行目以下、控訴人金恵玉の父の反対につき金恵玉本人調書 3 頁 1 2 行目以下、控訴人梁錦徳の父母の反対につき甲 H 第 4 5 号証の 2・第 2 項、控訴人陳辰貞の親代わりの兄の反対につき甲 H 第 4 6 号証の 2・第 3 の 3（1）、控訴人李東連の両親の反対につき甲 H 第 4 4 号証の 2・第 4 項、控訴人金性珠の祖母の反対につき金性珠本人調書 5 頁下から 1 行目以下、亡金福禮の両親・兄の反対につき甲 H 第 1 7 号証の 2・第 2 項、亡金淳禮の両親の反対につき金中坤本人調書 1 5 頁下から 7 行目以下、甲 H 第 3 1 号証・第 3 の 1（2））。

家族の反対に対する対応の仕方は、控訴人ら元勤労挺身隊員でそれぞれ異なるが、親に押されて辞退を申し出た場合でも、それ以前に本人が既に動員に応じると回答した後である。そのため、印鑑、指名、行くと答えたことを理由に、校長らから家族を捕まえると強迫された。控訴人朴海玉は、既に親の印鑑を持ち出した後、辞退を申し出たところ、校長から、判を押した以上親を刑務所に送ると言われ（控訴人朴海玉本人調書 8 頁 9 行目以下）、控訴人梁錦徳は、反対する親の考えの方が古いと思ったものの親に従って辞退を申し出たところ、校長から指名を受けたのに断れば警察が父親を捕まえて閉じこめると言われ（甲 H 第 4 5 号証の 2・第 2 項）、控訴人陳辰貞は、近藤憲兵から行かなかったら警察が来て家族、兄さんを縛って行くと言って怒られて（甲 H 第 4 6 号証の 2・第 3 の 3（2））、強迫され、いずれも結局動員に応じた。

また、辞退を申し出なかった場合、控訴人金恵玉は、父が日本人と付き合いがあったこともあって、父にしぶしぶ認めさせ（金恵玉本人調書下から 7 行目以下）、控訴人李東連は、両親の反対の上でも女学校に行きたい気持ちが強く、校長には「親が反対するので親に秘密で日本に行きます」と言い（甲 H 第 4 4 号証の 2・第 4 項）、控訴人金性珠の場合、女学校に行きたいとの思いが強く、祖母

には判を押したから行かなければならないと告げ、祖母にやむを得ず応じさせた（金性珠本人調書6頁3行目以下、甲H第37号証第3項）。亡金福禮と亡金淳禮は、女学校に行きたい気持ちが強く、亡金福禮の両親は最終的にしぶしぶ認め、亡金淳禮の両親も認めざるを得なかった（甲H第17号証の2・第2項等）。

すなわち、家族の反対によっても辞退が申し出られなかった場合はもちろんのこと、辞退が申し出られた場合であっても、応じるとの回答を口実にした強迫という対応がなされたことから、朝鮮女子勤労挺身隊動員が女学校進学への熱望等を利用した謀略であったことがより明確となるのである。

オ 謀略的欺罔による強制動員

控訴人ら元勤労挺身隊員は、被控訴人三菱重工業名古屋航空機製作所道德工場での労働、第四菱和寮での生活がはじまると、後述の通り、「女学校に行ける」「お金も稼げる」という勧誘の言辞は、全くの虚偽であることを認識させられたが、控訴人ら元勤労挺身隊員にとって、女学校に行ける、お金も稼げるとの勧誘の内容、特に、女学校に行けるという点が虚偽であれば「志願」するなどということは到底考えられなかった。

植民地支配における皇民化教育、女学校進学への制限政策により、敢えて作出された女学校進学への少女たちの強い気持ちを利用して、女学校に行ける等の言辞で勧誘され、これに応じたこと、すなわち、謀略的欺罔を受けての「志願」の中には、動員を「志願」する上での自由意思はそもそも介在し得なかったと断言できる。

かかる事情のもとで、動員された控訴人ら元勤労挺身隊員は、人身の自由を侵害されたものであることは疑う余地がなく、人身の自由の侵害による精神的苦痛が甚大なものであることは言うまでもない。

(2)虚偽の認識、民族差別

ア 欺罔言辞の虚偽の認識

すべての控訴人ら元勤労挺身隊員が、女学校に行ける、お金も稼げるという話が虚偽であり、騙されたと認識させられた（控訴人朴海玉につき甲H第39号証・第4～6項、控訴人金恵玉につき甲H第43号証の1・第2～5項、控訴人李東連につき甲H第44号証の2・第4～7項、控訴人陳辰貞につき甲H第46号証の2・第4、控訴人梁錦徳につき甲H第45号証の1・第3項以下、控訴人金性珠につき甲H第37号証・第5項、亡金福禮・亡金淳禮につき甲H第17号証の2、甲H第33号証等）。

そのため、たとえば、控訴人金恵玉は、女学校の勉強など全くなかったが、「約束」だからと思い、工場での仕事がよくできれば学校へ行かせるといううわさ話を聞いて一所懸命働いたという悲劇的経験を語る（控訴人金恵玉本人調書11頁4行目以下）。控訴人陳辰貞は、厳しい監視と火のように落ちる命令によって、騙されたと思ったが、こうなっては全てを諦めて、与えられた仕事に最善を尽くすほかないと思い、仕事に没頭したと語る（甲H第46号証の2・第4の2（2））。

いずれの控訴人ら元勤労挺身隊員も、女学校へ行くことが最も大きな動機であり、女学校へ行けるという話を信じて動員に応じたことは前述の通りである。女学校に行くことがない、勉強させてもらえないということは、動員に応じた理由そのものの喪失を意味し、甚大な精神的苦痛を受けることとなったのである。なお、賃金の不払いによる被害については別に後述する。

ところで、控訴人朴海玉は工場の作業が終わってから2～3回、礼儀作法などを教えられたと述べ（甲H第39号証・第6項（1））、控訴人金恵玉は、天皇、天照大神、明治天皇のことなど教えられ、軍歌など教えられたという（甲H第43号証の1・第5項（2））。亡金福禮は名古屋に来た頃は午前中に仕事、午後勉強、たまに1日、週に2回くらいの勉強の時間があり、歴史、アマテラス、礼儀作法など教えられたという（甲H第17号証の2）。また、熱田神宮、護国神社、名古屋城に連れて行かれたこともあった。これらについて思い当たるのは、

池田英箭氏、河合志ん氏の三菱青年学校に関する記述（甲G第6号証・44頁以下）である。余舜珠氏は、研究対象者の6名中3名が訓練があったと証言していることから訓練期間があったと考えられるとしている（甲C第1号証・72頁）。

しかし、上記の控訴人ら元勤労挺身隊員の証言によれば、これらは女学校とはおよそほど遠いことでしかなく、誰もが女学校と認識しようがなかった。訓練と呼ぶとしても、池田英箭氏、河合志ん氏らの記述によれば、皇国臣民化徹底のための思想注入・生活訓練（礼儀作法なども日本人化の一貫である）にほかならない（甲C第16号証・72頁6行目以下参照）。河合志ん氏は、日本式の生活のしつけをするのが大変であった、特に正座が苦手ですぐに朝鮮式に膝を立ててしまふ、直ぐに足を叩いたりして叱ったという記憶を語る（甲G第6号証・46頁）が、そもそも朝鮮人にとって正座は悪いことをしたときのお仕置きであって礼儀作法などではあり得ない。

控訴人朴海玉も女学校になぜ行けないか舎監に聞いたが、何が学校か、今は工場で働くときだと言われたままに終わり（甲H第39号証・第6項（1））、亡金福禮は、亡金淳禮と、嘘ばかり言っている、勉強は駄目だねと話しかったのである（甲H第17号証の2・第4項）。そして、結局、上記の礼儀作法等さえもわずかな部分に過ぎず、後には後述する厳しく過酷な労働に置き換えられてしまった。

イ 「内鮮一体」の虚偽の認識

強制動員は、控訴人ら元勤労挺身隊員にも叩き込まれた「内鮮一体」をも背景とした謀略的欺罔によるものであったことは前述した通りである。そのため、謀略的欺罔の虚偽の認識としては、上記欺罔言辞の虚偽の認識のほか、民族差別を通じての「内鮮一体」の虚偽の認識も、控訴人ら元勤労挺身隊員に衝撃を与えた。

控訴人ら元勤労挺身隊員が受けた具体的な民族差別、「内鮮一体」の虚偽の認識については、準備書面（33）にも述べた通りであるが、特に、工場での作業

中に厳しい監視をしていた日本人男性の班長らによる「半島人」などと呼ぶ露骨な蔑視、露骨な差別行為が控訴人ら元勤労挺身隊員にショックを与えたのであった。たとえば、控訴人金恵玉は、トイレから作業場所へ戻るのが少し遅れたりすると『朝鮮人だから』と叱られたり、殴られたりした。控訴人金恵玉は、『半島人』とあって差別されるのが余りに悔しく、『内鮮一体を知らないか』と言い返したこともあるという（甲H第43号証の1・第5項（3））。控訴人梁錦徳も、「いまでも班長の顔ははっきり覚えています。頭を叩かれたこともあり、手を出せと言われて手を叩かれたこともありました。そういうとき班長は『朝鮮人、半島人』と言って私を罵ったのでした。」という（甲H第45号証の1・第3項）。控訴人陳辰貞は「日本人たちは、私たちを『半島人』『朝鮮人』と呼び馬鹿にしました。挺身隊員に対する怒鳴り声をいつも聞いていたような記憶があります。」と述べている（甲H第46号証・第4の2（4））。

控訴人ら元勤労挺身隊員が、こうした日常的な差別によって、いかに甚大な精神的苦痛を受けたかは、想像に難くない。控訴人ら元勤労挺身隊員は、日本に対する信頼を植え付けられて動員されたが、そこには平等原則として提示された「内鮮一体」に対する信頼もあった。しかも、民族差別は人間としての尊厳を否定する行為であるから、人間の存立基盤の1つが奪われてしまうのである。現に、控訴人金恵玉は死を思うほど苦痛に感じている。その際の控訴人金恵玉を、ここでも引用しておく。「私たちは『日本臣民』として日本の教育を受け、名前まで日本名に変えさせられました。日本の天皇と日本国・日本国民のために遠く親元を離れ、ひもじいおもいに耐えて、幼いからだには過重でつらい労働生活をしてきました。ことばでは『内鮮一体』といわれながら、畜生あつかいを受け、差別され、暴力をふるわれ、日々つらいおもいをしてきました。こうした日々から逃れようと、川のほとりまで行って死のうとしたこともあります。」（甲H第43号証の1・6～7頁）。

謀略的欺罔による動員後、その虚偽の認識、特に「内鮮一体」の虚偽性を認識

したとき、自己同一化過程が著しく蹂躪されたことについては、準備書面（33）に詳論した通りである。

2 厳しい労働環境下で過酷な労働を強制された被害

(1) 厳しい労働環境

ア 労働時間等

控訴人ら元勤労挺身隊員は、毎日6時起床、7時朝食で、第四菱和寮から工場までは4列に隊列を組み、「神風」の鉢巻きをして、軍歌を歌いながら歩いた。労働時間は、午前8時から夕方5時～6時まで仕事で、昼12時から1時までが昼食休憩なので、1日の労働時間は正味8～9時間であった。寮に帰る際も、朝と同様、隊列を組んで移動する。

控訴人ら元勤労挺身隊員の中には、終業時間は午後5時と記憶する者も後かたづけなどして午後6時頃になったと記憶し、控訴人梁錦徳は、夏は午後6時、冬は午後5時が終業時間であり、その後に後かたづけがあったと記憶している（甲H第45号証の1・第3項）が、いずれにせよ、午後6時頃まで工場での作業等に從事させられたことは間違いがない。したがって、1日の工場における労働時間は少なくとも9時間程度になった（以上、甲H第43号証の1・第5項（1）、甲H第44号証の2・第6項、甲H第46号証の2・第4の2（2）甲H第37号証・第5項（1）、甲H第45号証の1・第3項等）。休日は日曜日のみなので1週6日が作業日であった（甲H第37号証・第5項（2）等）。

イ 監視体制

控訴人ら元勤労挺身隊員は、日常の作業中は、常に、日本人の班長により厳しく監視された。控訴人ら元勤労挺身隊員は、班別に編成され、日本人男性の班長が班員を監督しつつ仕事をしていた。班長は、控訴人ら元勤労挺身隊員が作業中に話をしたり、横を見たり、少しでも手を休めたりすると、厳しく怒鳴りつけ、

殴るなどの暴行を加えることもあった。トイレに行くときも適宜行くことはできず、班長の許可を得なければならない。許可を受けても、逃亡するからということで班長がついてきた。班長は絶えず作業場の中を行き来していた（甲H第37号証・第5項（6）、甲H第43号証の1・第5項（3）、甲H第44号証の2・第6項、甲H第45号証の1・第3項）。

(2) 具体的作業内容

ア 控訴人ら元勤労挺身隊員が従事させられた作業

控訴人ら元勤労挺身隊員が従事させられた仕事は、控訴人朴海玉が飛行機部品の型取り作業、控訴人金恵玉が飛行機部品のペンキ塗り、控訴人梁錦徳が飛行機部品の錆とり・ペンキ塗り・ヤスリによる部品切断作業、控訴人陳辰貞が飛行機部品の錆とり・ペンキ塗り作業、控訴人李東連が飛行機部品のペンキ塗り作業、控訴人金性珠が当初飛行機部品の型取り作業、3か月ほど後に部品の切断機による部品切断作業、亡金福禮がパイプに布を縫い付ける作業（縫工場）、亡金淳禮がペンキ塗り作業であった。作業ごとの具体的内容は次の通りである。

イ 飛行機部品の型取り作業

飛行機の型取り作業は、控訴人朴海玉が従事したが、訓練もないまま直ちに見本を見ながら作業に従事させられた。この作業には、金属板（ジュラルミン板）運搬作業が伴ったが、2人で非常に重い金属板（ジュラルミン板）を運ぶ作業であった（朴海玉本人調書10頁下から4行目以下）。

ウ ペンキ塗り作業 錆とり作業 ヤスリによる部品切断作業

控訴人金恵玉、梁錦徳、陳辰貞、李東連、亡金淳禮がこれらの作業に従事させられた。控訴人金恵玉は、あたりにはペンキ溶剤の臭気が立ち込めている作業場で作業に従事した。換気扇はなかった。ペンキ塗りには筆を使い、手袋・マスクはなく、起立したまま作業させられた（金恵玉本人調書10頁10行目以下、甲H第43号証の1・第5項（3））。

控訴人梁錦徳は、シンナーやアルコールで飛行機部品の錆をとり、ヤスリをかけて部品を切断する作業に従事させられた。手袋はなかった。シンナーの強い刺激臭が作業場に充満し、頭痛で倒れそうであった。作業はペンキ容器が附属した刷毛で塗るといふもので重くて右手が痛いぐらいに疲れた上、背を伸ばして作業しなければならなかった。ペンキは機体に塗るが機体は大きいので梯子に登って1～2メートルの高さで作業しなければならなかった（甲H第45号証の1・第3項）。

控訴人陳辰貞は、ペーパーを使って飛行機部品の錆をとる作業に従事したが、腕が痛くなった。ペンキ塗り作業では、シンナー臭がきつくて息が苦しく頭が痛くなった。1日中立ったままの作業で夜は足が腫れていた（甲H第46号証の2・第4の2（2））。

控訴人李東連は、台の上に部品を置いて、部品にペンキを塗った。台の上にはペンキを塗らなければならない部品が並べられ、その日のうちにそれらにペンキを塗らなければならなかった。シンナーとペンキの臭がきつくて頭が痛くなった、吐き気がした（李東連本人調書1頁下から1行目以下、甲H第44号証の2・第6項）。

亡金淳禮については、同人が東南海地震で死亡しているため、具体的な作業内容は明らかではないが、ペンキ塗り作業をしたことは亡金福禮の陳述（甲H第17号証の2）に明らかである。ペンキ塗り作業は、塗装工場で行われていたから、上記控訴人らと同様、シンナー臭の強い現場での作業であったことは疑う余地がない。

エ 切断機による部品切断作業

控訴人金性珠は、切断機による部品切断作業に従事させられた。作業場には切断機が3台あり、1台は大きいもの、丸いものを切る機械で、ミシンのような刃で切る機械、1台は、まっすぐに切るときに使う機械でオルガンのように足で踏

んで動かす機械、1台は、角の部分を切る機械で、手で押して切る機械であった。3つの切断機を使って、21歳の日本人男性と2人で作業をした。切断作業に従事するにあたって特に注意事項を聞かされてはいない。機械を使って切る方法を聞かされたただけであった。1つ切断するごとにジュラルミンの板に番号をつけていった。全体の作業の流れに追いつく早さで作業しなければならなかったので、切断機の稼働を途中で休止できなかった。控訴人金性珠は後述の通り指を切断するという重大な傷害を負ったが、2か月ほど後に再び切断機による部品切断作業に従事させられた（金性珠本人調書13頁下から3行目以下、甲H第37号証・第5項（6））。

オ 縫工場の作業

縫工場の作業は、亡金福禮が従事させられたが、長いパイプに布を縫い付ける仕事であった。縫工場には、日本人中年女性2名と朝鮮からの勤労挺身隊員4名が作業をし、日本人男性の班長がいた（甲H第17号証の2・第3項）。縫工場での具体的な作業実態は金福禮の死亡により必ずしも明らかではない。

(3)作業の危険性および傷害 後遺症

ア 作業の危険性

控訴人ら元勤労挺身隊員が従事させられた作業は、13～14歳の幼い少女にとっては、極めて危険な作業であり、これらの作業に従事させられることによって、控訴人ら元勤労挺身隊員の生命身体の安全が侵害されたことは明らかである。型取り作業に付随したジュラルミン板の運搬作業については、控訴人朴海玉が他の勤労挺身隊員と2人で運搬していたにも拘わらず足に落としてしまったところからも、14歳少女に運搬可能な重量の限界を超えたものであったと考えられる。

ペンキ塗り作業、錆とり作業は、ペンキ溶剤の臭気、シンナーの臭気は人体に有害であるから、マスクを支給し、換気扇を稼働させて換気をよくすることはもちろん、適宜に新鮮な空気に触れられるように配慮されるべきであるにも拘わら

ず、マスク、換気扇もないままに作業に従事させた。この状態で長時間連続してこれらの作業に従事すれば中毒の危険さえある。また、こうした作業を梯子の上でさせるなどということは、作業中に頭痛等の原因により梯子から落下する危険も伴う。また、ペンキ溶剤、シンナー等が手に触れて炎症を起こすことを防止すべく手袋を支給して作業させるべきであるところ、手袋の支給もなかったため、皮膚の炎症の危険もあった。

切断機による部品切断作業は、切断機自体極めて危険な機械であり、控訴人金性珠と一緒に作業に従事した者も21歳の日本人男性であって、当時14歳の控訴人金性珠に切断機を使用させること自体が、明らかに許されるものではない。しかも、切断機を稼働させるにあたっての指の置き方、ジュラルミン板の動かし方など、作業の安全を確保するに当たっての基本的な注意事項が何も与えられていない。作業速度も14歳少女の作業能力に合わせ、安全を確保するに十分な速度を維持し、そのためには適宜休憩を挟むべきであるにも拘わらず、休むことなく急いで切断作業を行わざるを得ないという速度で作業をさせた。こうした作業の危険性が極めて高いことは言うまでもない。

切断機による切断作業の特に高い危険性は言うまでもなく、いずれの作業も13～14歳の少女にさせること自体が疑問視される危険な作業であった。にも拘わらず、控訴人ら元勤労挺身隊員は、安全に関する配慮が全くなされないままに無造作に危険な作業に従事させられていたのである。

イ 傷害 後遺症

控訴人ら元勤労挺身隊員は、以上述べた通りの危険な作業に従事させられたことにより、多くは、傷害を負い、健康を害し、あるいは、後遺症を負った。生命身体の安全の侵害は多くが現実化している。控訴人朴海玉は、金属（ジュラルミン）板の運搬作業中に、金属板（ジュラルミン板）を足の上に落としてしまうことが何度もあり、怪我をして血を流し、足が歩けないほど腫れてしまうこともあ

った。しかし、医師の治療を受けることはできず、包帯を巻く、みそを塗るのが精一杯であった（朴海玉本人調書 1 1 頁 1 1 行目以下、甲 H 第 3 9 号証・第 7 項）。

控訴人金恵玉は、ペンキ塗り作業中、気持ちが悪くなって意識を失ったことが 2 回ほどあった。そのときは、気が付くと第四菱和寮に運ばれていた（金恵玉本人調書）。控訴人梁錦徳は、錆とり作業中、手袋がなかったので、手が荒れて破れて出血した。ペンキ塗り作業中、シンナーの刺激臭により頭痛で倒れそうになった。高いところでのペンキ塗りでは容器付きの刷毛を持つ右手が痛いほどに疲れた（甲第 4 5 号証の 1・第 3 項）。控訴人金恵玉らと同じくペンキ塗り作業に従事させられた控訴人陳辰貞や控訴人李東連も、ペンキ塗り作業中の頭痛、起立したままで足が腫れるなどの症状があったことは前述の通りである。また、控訴人金性珠は、切断機による部品切断作業中、左手人差し指の指先を切断するという重大な傷害を負った。手で押して角の部分などを切る機械を使って、厚さ約 2 センチ、大きさ約 1 0 メートル× 8 メートルほどもある大きなジュラルミン板を 1 メートル四方に切断するという作業をしていたときであった。大きな板を切る感覚がつかみにくいと思いながら、少しずつ手で板を押していたとき、左手人差し指の第 1 関節近くまでを切り落としていたのであった。指からは骨が見えて血が流れ続け、控訴人金性珠は全身の力が抜けると同時に母と祖母の顔が浮かんだという。控訴人金性珠が指を切断してしまったとき、作業をしていた日本人男性は指を手でお手玉のようにしただけで、救護しようとせず、控訴人金性珠が大声で叫ぶと、班長が来て工場の外の病院に連れて行った。しかし、三菱の工場の病院では、赤チンで消毒して包帯を巻かれたただけであった。そのため、包帯が傷口にくっついて包帯を巻き替える度に瘡蓋がとれて出血しなかなか治らなかった。切断部分の下は今でも感覚がなく役に立たない指になっている（以上、金性珠本人調書 1 4 頁 1 6 行目以下、甲 H 第 3 7 号証・第 5 項（ 6 ）、甲 H 第 3 8 号証）。

なお、控訴人金性珠は、切断機による部品切断作業中に右手の人差し指から小

指までの4本の指を切断してしまったという忠清南道出身の勤労挺身隊員の傷害について述べている(甲H第37号証・第5項(6))が、控訴人ら元勤労挺身隊員に限らず、傷害・後遺症を負った者は多かったと考えられる(甲C第1号証・76頁以下)。

(4) 厳しい労働環境と過酷な労働の被害

幼い少女であった控訴人ら元勤労挺身隊員を「強制」として労働に従事させること自体、極めて違法性の高い行為であることは言うまでもなく到底許されないことではあるが、「強制」の上で従事させる労働としても、本来幼い少女の肉体的精神的な能力を前提として、事前に労働訓練、安全衛生面の諸注意を怠らないことはもとより、与えられる業務は、幼い少女の生命身体の安全に配慮した内容の適宜の具体的業務でなければならない。労働時間等の労働条件についても、控訴人ら元勤労挺身隊員各人の肉体的精神的な能力を考慮した適宜の配慮がなされて当然しかるべきである。にも拘わらず、控訴人ら元勤労挺身隊員は、「強制」の上、上記の通りの極めて危険性の高い作業に従事させられ、生命身体の安全、人身の自由を侵害された。

さらに、たとえ同じ作業場であっても私語1つ、手を休めること1つで、どなったり、場合によっては暴力までも行使して威嚇し、逃亡防止のおそれがあるからと言ってトイレにまで班長が同行するという異常な監視を常時継続するほどの監視体制により、控訴人ら元勤労挺身隊員が管理されていたことは、人身の自由のみならず、生命身体の安全を侵害したものである。まさに奴隷的労働酷使である。こうした奴隷的労働酷使による控訴人ら元勤労挺身隊員の肉体的精神的苦痛は計り知れない。

なお、控訴人らは、上記被害のうち、控訴人金性珠の左人差し指切断の傷害については、被控訴人らの安全配慮義務違反を根拠とした責任をも主張しているが、不法行為に基づく被害にも当然含まれるものであることを、念のため、付言して

おく。

3 身体を自由を拘束され劣悪な生活を強制された被害

(1) 食事の不足

ア 控訴人ら元勤労挺身隊員は、朝食、夕食は第四菱和寮で、昼食は工場の食堂でとった。しかし、その食事たるや、朝は少ないご飯に麦、豆、ジャガイモなどが混ざったもので、おかずは梅干かたくあんなどの漬け物、みそ汁といった具合で、夕食にいわしなどの魚がある程度（甲H第45号証の1・第4項、甲H第44号証の2・第6項等）で、控訴人ら元勤労挺身隊員は絶えず空腹を我慢しなければならない状態であった。

このため、控訴人梁錦徳は、昼食時に、食べ残しのご飯をバケツの中に見つけて、手に取ったことがあり（そのとき日本人少女に「朝鮮人キタナイ」と言って手を踏まれた）、また寮に帰る途中の道ばたでスイカの皮を見つけたとき、こっそり拾って食べたほどであった（甲H第45号証の1・第4項）。控訴人陳辰貞は、空腹に耐えられなくなると、厨房にこっそり入り、捨ててある腐ったご飯を水で洗って食べたことがあった（甲H第46号証の2・第4の2（3））。控訴人李東連は水を飲んでお腹をふくらませていた（甲H第44号証の2・第6項）。亡金福禮は、食事はおかわりできないところ、2回目も並んで見つかり叱られている（甲H第31号証・第3の2（2））。

イ 控訴人ら勤労挺身隊員は、当時、13～14歳の少女に過ぎず、育ち盛り、成長期にあったにも拘わらず、こうした食事を与えられただけで前述の通りの過酷な労働に従事させられた。過酷な労働との関係でも、栄養バランスとの関係でも、ひもじさを実感し、飢餓感を惹起させるほど少ない食事であった。生命身体の安全が侵害された控訴人ら元勤労挺身隊員の受けた苦痛は甚大である。

(2) 厳しい規律

ア 外出の制限

第四菱和寮での生活は、厳格な規律に縛られていた。個人での外出は禁止され、朝鮮に一時帰省するということも許されなかった（甲H第39号証・第6項（3）、甲H第43号証の2・第5項（2）、甲H第46号証の2・第4の2（3）、甲H第37号証・第5項（4））。

そのため、控訴人ら元勤労挺身隊員は、集団で熱田神宮などに外出したほかは、ほとんど外出したことがなかった。控訴人金性珠は、当時7歳であった弟の金仁貴が死亡したとの連絡を叔父からもらい、弟が死んだので朝鮮に帰らせて欲しいと頼んだが許されなかったということがあった（甲H第37号証・第5項（4））。外出は家族が来た際にも容易には許可されなかった。控訴人金中坤は動員後にも名古屋を訪れ、山添寮長に亡金淳禮、亡金福禮を伴っての外出を願い出たが、許可されなかった（金中坤本人調書20頁下から2行目以下）。

イ 手紙の検閲

控訴人ら元勤労挺身隊員には手紙を自由に書くことも許されなかった。すべて検閲され、不都合な手紙は出されることがなかった。そのため、たとえば、控訴人陳辰貞は、手紙を書くことを諦め（甲H第46号証の2・第4の2（3））、控訴人李東連はいつも「幸せです」と書くほかなかった（甲H第44号証の2・第6項）。控訴人金性珠は、2～3日に1回は手紙を書いたが、後で聞くと書いたほどの手紙は着いていなかった（甲H第37号証・第5項（3））。

手紙の検閲は明らかに勤労挺身隊の実態を家族に知らせることを防止するためのものであった。控訴人金恵玉は、空腹のため何か送って欲しいと父に書いたところ、叱られ家族につらい思いを知らせられなかったので、何とかつらい思いを父に伝えたくて一計を案じ、指を切って「日本は勝つ」と血染めの手紙文を送ったところ、無事送り届けられ、異変に気づいた父が名古屋に駆けつけるということがあった（金恵玉本人調書15頁13行目以下、甲H第43号証の1・第5項（4））。

ウ 厳しい規則による自由の拘束

外出の制限や手紙の検閲だけではなく、厳しい規則は日常生活の隅々に及び、暴力、暴力による威嚇、その他の強迫によって、厳守を求められた。

常に点呼が行われた。食事の前、工場への出勤前、工場到着後、就寝前など行動時間に応じて頻繁に行われた（甲H第37号証・第5項（4））。かつ、点呼の方法は、第一中隊、第二中隊とも集合、小隊長が点呼して中隊長に報告し、中隊長が寮長に報告するというような軍隊式規律によって行われた（甲H第H17号証・第3項等）。時間には非常に厳しかった。亡金福禮は、運よく外出できた場合、帰寮時間を遅れたことがあった。10分遅れて帰寮したのであるが、正座させられ鞭で頭を打たれ、着物を脱げとまで言われて叱責されたのであった（甲H第33号証）。

また、細かく監視されてもいた。亡金福禮は、友人が風邪で寝ておって、手を洗いたいと言ったので、食器を洗うお湯を持ち出したとき、寮の廊下にポタポタとお湯が落ちたのを山添寮長に見つかり、許しを願ったが、平手で何回も殴られて倒れるということがあった（甲H第17号証・第3項）。

エ 家族の訪問の実態

家族が名古屋に訪ねることもあるにはあったが、しかし、労働、生活のつらさを訴えることは困難であった。そもそも当時の社会情勢で朝鮮から名古屋まで来ること自体が容易ではなく、例外的な場合であると考えられる。

控訴人朴海玉の母は、順天の代表として名古屋に来たことがあったが、個人的に話をする時間は与えられず、約束と違っていると訴えることはできなかった（控訴人朴海玉本人調書15頁6行目以下、甲H第6項（2））。前述の通り、控訴人金中坤が妹の亡淳禮を訪ねたとき、外出を拒否され、寮の一室で1時間ほど面会できたが、踏み込んだ話をするまでに至らなかった（控訴人金中坤本人調書20頁下から7行目以下）。控訴人金恵玉の父親が血染めの手紙に驚いて駆けつけたと

きに、控訴人金恵玉の父親が福神漬を差し入れすることができた程度のものである（甲H第43号証の1・第5項（4））。

オ 軟禁状態

以上の通り、控訴人ら元勤労挺身隊員は、昼間は厳しい監視のもとで危険な労働に従事させられながら、食事也十分に与えられなかった。その上に、上述の通りの外出の制限、手紙の検閲その他の厳しい規則による自由が拘束されたその実態は、まさに人身の自由を侵害する軟禁状態と言って過言ではない。そればかりでなく、「約束」が守られず工場での過酷な労働に終始していること、食事が少なくひもじい思いをしていることなど家族らに伝えたくても、自由な通信を奪われて助けを求めることもかなわず、逐一監視されての生活を余儀なくされた。これら軟禁状態に置かれた精神的苦痛は甚大である。

4 地震・空襲の恐怖による被害

(1)地震・空襲の恐怖が強制動員・強制労働による被害であること

ア ここで取り上げる被害は、控訴人らが各訴状に挙げた、東南海地震や空襲による恐怖にさらされ、自ら怪我をしたり、友人を亡くしたりしたことによる深刻な精神的苦痛、並びにこれに対する十分なケアもなされなかったことによる精神的苦痛である。地震・空襲による具体的被害に触れるにあたり、1944年12月7日午後1時過ぎ、名古屋地方を襲った東南海地震、その後の空襲は、被控訴人らに過失が認められる強制動員・強制労働による被害であることを明らかにしておく。

イ 地震の恐怖についての被控訴人らの責任

地震に関しては、当時の道徳工場施設の実態から、被控訴人国、被控訴人三菱重工業の過失を言うことができる。当時の道徳工場建物は、紡績工場を改造して隔壁を取り除いた建物を利用し倒壊しやすい構造になっていた（甲C第1号証・77頁）。また、被控訴人三菱重工業において提出された愛知県民生部長あて「東南海地震により倒壊した工場の状

況の件（回答）」によると、「倒壊工場の被害の状況」として道徳工場については「煉瓦造の建物が多かったので煉瓦造の側壁の倒壊梁屋根の落下のため逃げ遅れたもの多数がその下敷きとなり死傷者多数を出した」とあり、「倒壊建物の構造」として道徳工場については「当時の詳細は不明であるが、倒壊した工場は煉瓦造平屋建を主とし中には木造平屋建もあった」とあり、「東南海地震により死亡した動員学徒に関する補足資料」には、道徳工場について「旧日清紡工場を昭和18年4月買収したもの」「軍需工場として使用したもので当時の状況から工場法による一部内部の整備をするほか内外部とも特別の補強工作はしていない。」とされている（以上、甲C第25号証）。

控訴人ら元勤労挺身隊員が拘束され強制労働に従事させられていた道徳工場が以上のごとくであれば、強制動員し、地震に対する強度のない道徳工場に拘束したことで、地震による建物倒壊の被害についても被控訴人らの過失を否定できないのであって、地震の恐怖による被害が強制動員・強制労働による被害であることは疑う余地がない。

ウ 空襲の恐怖についての被控訴人らの責任

空襲の恐怖についても、同様に被控訴人国、被控訴人三菱重工業の過失を言うことができる。被控訴人国は、1941年12月9日に無謀な侵略戦争である太平洋戦争を開始したが、1943年2月1日、ガダルカナル島撤退、同年5月29日、アッツ島を米軍が占領、同年9月30日には「絶対国防圏」を策定、同年11月25日、マキン・タラワ島を米軍が占領、1944年3月には米軍がニューギニア方面に攻勢をかけるなど、被控訴人国の敗戦色が一段と濃くなった。

そして、1943年12月21日には、被控訴人国は、空襲の被害を予想し、軍需工場が集中する京浜、阪神、名古屋、北九州地域を対象として強制疎開実施のため都市疎開実施要項を決定し、1944年1月26日、東京都と名古屋に建物疎開命令を出し、住宅、商店の取り壊しがはじまった。この時点でもはや名古屋地域の空襲の危険が十分に現実化したと認識されていたことが明らかである。また、1944年6月には学童疎開促進要綱が決定され、同年夏には集団疎開がはじまっている。

にも拘わらず、被控訴人らは、1944年5月末に控訴人ら元勤労挺身隊員を軍需工場である被控訴人三菱重工業名古屋航空機製作所道德工場に動員し、同工場での強制労働に従事させるとともに、同工場に近接する第四菱和寮に収容して生活させていた。

さらに、1944年6月15日には当時被控訴人国の委任統治領となっていた南洋群島のサイパン島に米軍が上陸、同年7月7日に同島を米軍が占領したため、同島を基地として飛来するB29爆撃機による日本国内に対する度重なる空襲の危険が飛躍的に増大し、同年7月18日には当時の東條英機内閣が退陣する事態にまで至った。現にサイパン島を基地とした本格的な東京空襲が1944年11月24日から始まり、同日には中島飛行機武蔵野工場が爆撃された。名古屋においても、1944年12月13日から空襲がはじまり、以後、控訴人ら元勤労挺身隊員を空襲の恐怖が襲ったのである。

こうした戦局の推移からすると、控訴人ら元勤労挺身隊員の動員時において、あるいは遅くとも米軍によるサイパン島占領時において、早晩、日本国内の特に軍需工場近辺が度重なる空襲の標的となることが必至であった。にも拘わらず、被控訴人らは、控訴人ら元勤労挺身隊員を動員して道德工場に近接する第四菱和寮に拘束し、また引き続き道德工場、第四菱和寮に拘束し続けた。

したがって、控訴人ら元勤労挺身隊員を強制動員の上、道德工場での強制労働に従事させ、第四菱和寮に拘束し、また拘束し続けた点で、控訴人ら元勤労挺身隊員の空襲の危険についても、当然、被控訴人らの過失を否定できないのであって、空襲の恐怖による被害は、強制動員・強制労働による被害である。

(2)地震の恐怖・亡金淳禮の死亡

ア 前述の通り、1944年12月7日午後1時過ぎ頃、控訴人ら元勤労挺身隊員が道德工場における午後の作業開始後、名古屋地方を東南海地震が襲った(甲G第26号証)。何より、朝鮮は火山列島である日本と異なりほとんど地震がない。このため、すべての控訴人ら元勤労挺身

隊員は地震を経験したことがなく、地震の避難訓練を受けたこともないため、地震を地震であると直ちに自覚できず、避難方法も全くわからない状態（金性珠本人調書 17 頁 16 行目以下、同調書 18 頁 16 行目以下、甲 H 第 31 号証・9 頁（3）等）で無我夢中で避難したのであった。

控訴人ら元勤労挺身隊員が作業に従事させられていた工場建物は、控訴人ら元勤労挺身隊員が従事させられた仕事内容、道徳工場見取り図（甲 G 第 25 号証、甲 G 第 4、26 号証）、控訴人金性珠の供述（金性珠本人調書 11 頁 7 行目以下）等を総合して考えると、控訴人金恵玉、梁錦徳、陳辰貞、李東連、亡金淳禮が塗装工場において、控訴人朴海玉、金性珠は機械工場において作業をさせられていたと考えられ、亡金福禮はペンキ塗り作業をさせられていた亡金淳禮の作業場のすぐ横で作業をさせられていたと考えられるところ東南海地震により、塗装工場建物が倒壊した。

また、東南海地震では、朝鮮女子勤労挺身隊として動員されていた者のうち、控訴人金中坤の妹である亡金淳禮を含む 6 名が死亡した（甲 H 第 11 号証、甲 A 第 8 号証等）。

イ 控訴人朴海玉は、最初は何が起こったかわからなかった、外に避難すると、助けてという叫び声が聞こえた、地割れで見えなくなった人がいた、大きな音とともに工場が倒れ下から血を流し頭が埃だらけの人が出てきたと恐怖の体験を述べる（朴海玉本人調書 15 頁 15 行目以下、甲 H 第 39 号証・第 8 項）。

控訴人金恵玉は、ふと電気が揺れたのを見ると、地震だという避難の声を聞いた、工場建物から避難した直後に建物が倒壊した、建物倒壊の際、工場屋根が落下し控訴人金恵玉の肩に鉄筋があたり傷害を負った、外に出てからも煙突が揺れていたと言う（金恵玉本人調書 17 頁 14 行目以下、甲 H 第 43 号証の 1・第 6 項）。

控訴人梁錦徳は、午後の作業にかかってしばらくした頃、地震だという声を聞いて走って逃げたが、途中で壁が倒れてきて、前を逃げていた勤労挺身隊の崔貞禮、後ろを逃げていた同じく勤労挺身隊員の金香南がつぶされた。旋盤上の器具などが落ちてきて脇腹や肩に当たり、天井が

落ちて控訴人梁錦徳は瓦礫に埋もれてしまった。2人の友人の死を目にして震え、瓦礫の中から卵の穴ほどの光を見て助けを呼び、誰かに手を引かれて助けられた。このとき以来、控訴人梁錦徳は、左脇腹に傷の跡が残り、左肩の痛みは後遺症として残った（甲H第45号証の1・第5項）。

控訴人陳辰貞は、同じく勤労挺身隊として動員されていた姪と一緒に工場内の壕に避難した。その瞬間、工場が倒壊し、その後に防空壕の蓋を開けると、血まみれの人が担架で運ばれて行くのを見、地面が割れ、水があふれているのを見た。控訴人陳辰貞は瓦礫をかきわけて出たとき怪我をして出血しているのを知った（甲H第46号証の2・第4第3項（1））。

控訴人李東連も、作業中、地震だという声を聞いて工場の下にある穴に避難した。揺れが収まって外に出ると、建物は倒壊し、地面が割れ、水が湧いて出ているのを見た。崔貞禮が地震で死亡したが、控訴人李東連の親友であった崔貞禮の死はあまりのことで、控訴人李東連は大声で泣き、崔貞禮の火葬にも立ち会った（李東連本人調書2頁11行目以下、甲H第44号証の2・第7項）。

控訴人金性珠は、地震について詳細に供述、陳述している。すなわち、控訴人金性珠は、切断作業中、切断機に頭をぶつけて揺れを知った。地震だという声を聞いて避難したが、裏門に押し寄せ人並みで押し倒された。このことで、足を捻挫し、左足も腫れ解放後も後遺症が残った。地震では、切断作業をしていた建物の奥の工場建物（塗装工場）が倒壊した。地震の翌日、工場を見に行ったら、倒壊した塗装工場内で友人の崔貞禮が大量に血を流し喉のあたりに木材が載っていて死亡しているのを見た。翌日の点呼で勤労挺身隊員のうち6名が死亡したことを知った。12月13日夜頃には比較的大きな余震があったが、その後も小さな余震が続いた（金性珠本人調書17頁13行目以下、甲H第37号証・第7項）。

亡金福禮、亡金淳禮について、亡金福禮は、突然テーブルがぐらぐらと動き、班長の地震だという声を聞いた、逃げようとしたが、正面出口

がつぶれていて出られなかったので、通路にあった機械の下に隠れた、通路を亡金淳禮が逃げてくるのが見えた、そのとき壁と屋根が亡金淳禮に倒れ押しつぶされてしまった、地震の後、みんなで探し亡金淳禮を見つけると金淳禮は堅い煉瓦が頭に当たって頭から血を流していたと陳述する（甲H第17号証の2）。このとき、亡金淳禮は幼い生命を奪われたのであった。

ウ 以上、東南海地震における控訴人ら元勤労挺身隊員の状況を概観したが、東南海地震がどれほど衝撃的であったかが鮮明に浮かび上がる。地震の恐怖、友人の死、怪我、後遺症等による控訴人ら元勤労挺身隊員の苦痛は容易には推し量ることのできないほどである。

そして、控訴人ら元勤労挺身隊員のうち傷害を受けて後遺症を負った者も多く、亡金淳禮はその尊い生命を奪われたのである。なお、控訴人らは、上記被害のうち、控訴人金淳禮の死亡については、被控訴人らの安全配慮義務違反を根拠とした責任をも主張しているが、不法行為に基づく被害にも当然含まれるものであることを、念のため、付言しておく。

(3)空襲の恐怖

ア 控訴人らの供述、陳述によると、東南海地震後、度々空襲に見舞われた。控訴人ら元勤労挺身隊員の空襲の体験は次の通りである。

イ 控訴人朴海玉は、地震の後、夜、空襲警報が鳴って防空壕に入った。B29が焼夷弾を何百個も落とし、寄宿舍の周りが全部火事で、火を消すために毛布を濡らして持って行き消火活動に当たった。また、空襲の恐怖心のため、夜寝付かれなくなった。解放後も不眠症、神経症に悩まされた、解放後、光復節、全斗煥政権時代の夜間外出禁止令の際のサイレンにも不安を感じて家を飛び出してしまうというほどの後遺症が残った（朴海玉本人調書17頁下から8行目以下、甲H第39号証・第9項）。

控訴人金恵玉は、地震の後、毎日のように複数回の空襲があった、焼夷弾投下を見た、布団で焼夷弾を消したこともある、忠清南道から動員されていた勤労挺身隊員の大田圃が防空壕の入り口で着衣が燃えて死亡

した、地震の後、心配した父親が名古屋に来て一緒に防空壕に入ったときは、父が死んだら駄目と思って泣いたことを明らかにしている（金恵玉本人調書20頁16行目以下、甲H第43号証の1・第7項）。

控訴人陳辰貞は、空襲で避難する際に障害を負い、後遺症が残った。控訴人陳辰貞は、地震後、カラスのようにB29爆撃機の編成隊が飛来した、夜ごとの空襲警報でノイローゼになった、爆弾投下により周囲が昼のように明るくなった、姪とはお互い「今日も生きていた」「私たちはこうして生きている」と確認した、死を感じて泣いたことは1度や2度ではない、ある日空襲の際に寮の2階の階段で転倒し、1階まで落ちたことがあり、腰を打って足の爪が1本はがれるという怪我をした、そのときは気絶して誰かが自分を抱えて防空壕に連れて行ってくれたと述べる。また、控訴人陳辰貞は、解放後も腰の痛みが残り、医師からは、腰骨が下に曲がっていて、腰の異常で身長が5cm縮んでいると診断された（陳辰貞本人調書3頁13行目以下）。

控訴人金性珠は、空襲は12月頃にはじまった、1日に夜2回くらいと昼に1～2回くらいの合計3～4回くらいあった、爆弾が防空壕のすぐ近くに落ちたこともあった、防空壕にはいつも水がたまっていて寒く風が吹くので震えながら爆撃が過ぎ去るのを待った、空襲警報のサイレンを聞くと死を感じたと供述している（金性珠本人調書16頁15行目以下、甲H第37号証・第6項）。

さらに、控訴人金中坤は、亡金淳禮の死亡後に第四菱和寮に2泊したときに空襲に遭遇した状況を供述しているが、それによると、夜、警戒警報から空襲警報が鳴り響き、少女らと一緒に防空壕に避難した、防空壕から爆弾投下の音も聞こえた、防空壕には10名ほどの少女たちがいたが、爆音の中でも寝ている者もいたと供述している（控訴人金中坤本人調書28頁下から6行目以下）。謀略に陥れられ、強制労働のために身体を拘束されている少女たちは、空襲の恐怖からも逃げられないと認識したとき、緊張の限界を超えて無感覚が襲ったとしても少しもおかしくないほどの状況だったのである。かく空襲の恐怖は少女たちの限界を超えたものであった。

ウ 空襲の恐怖がどれほどのものかは、太平洋戦争末期の空襲を経験した日本人にとっては、もはや公知の事実でさえある。その上で、当時、13～14歳の朝鮮人少女が、家族と離れ、友人を亡くし、生きて帰れるかどうかさえわからなくなった中で、空襲警報を聞いて防空壕に避難し、爆撃音を聞かなければならなかったということを考えれば、控訴人ら元勤労挺身隊員がどれほどの恐怖に震撼したかは容易に想像できることである。

控訴人ら元勤労挺身隊員が耐え抜いた空襲の実際からすると、強制動員の上、地震後にも第四菱和寮に収容し続けたことがいかに残虐なことであり、控訴人ら元勤労挺身隊員の受けた苦痛がいかに悲惨なものであったかはもはやたとえようもない。

5 賃金相当額の被害

(1) 財産的被害

控訴人ら元勤労挺身隊員は、前述の通りの強制労働に従事させられたにも拘わらず、一切、賃金の支払いを受けなかった。賃金不払いによる賃金相当額が財産上の被害であることは改めて言うまでもない。

(2) 精神的被害

さらに、それ以上に控訴人ら元勤労挺身隊員にとって、賃金未払いによって、単に財産上の被害を受けたというに止まらず、精神的苦痛のあったことも無視できない。控訴人ら元勤労挺身隊員に対する強制動員の上での強制労働は、控訴人ら元勤労挺身隊員の、虚偽の認識による謀略的欺罔の衝撃、厳しい監視、劣悪な生活、軟禁状態といった経験を伴う中での幼い少女には実に過酷な労働であって、通常の労働契約における単なる賃金不払いの場合とは同一に論じられない。賃金相当額の被害は、労働に対する対価の意味合いを遙かに超えて、精神的意味合いをも持つ被害であると見なければならない。

また、「強制」であっても労働に従事した以上、賃金相当額の被害の発生は当

然認められなければならない上、控訴人ら元勤労挺身隊員にとっては、お金を稼げるという欺罔言辭は「約束」そのものであった以上、賃金相当額は深い信頼の対象の1つであった。幼い少女にとって「約束」を裏切られたという精神的苦痛は甚大である。

(3)賃金相当額の被害の放置と救済の意味

ア 賃金相当額の被害については、事情として、その被害回復の有する意味にも留意すべきである。控訴人ら元勤労挺身隊員は、前述の通り、皇民化教育の上で、女学校に行ける、お金も稼げるとの言辭により、謀略的に動員された。女学校に行けるとの言辭は完全な虚偽であったが、現在では既に女学校に行くことが現実的な意味合いを持つ貴重な時間は完全に失われてしまった。一方で、お金を受け取ることの現実的な意味合いは相当程度失われたとしても、完全に現実的な意味合いを失うことはないはずである。すなわち、控訴人ら元勤労挺身隊員にとって、賃金相当額の支払いは、履行されることがなかった「約束」を一部でも履行され得る場面となり得るのである。

そして、前述の通り、控訴人ら元勤労挺身隊員が動員に応じる基盤となった日本に対する信頼は、幼い頃に皇民化教育によって叩き込まれたことによる。日本は「良心の国、正義の国」と教えられた。そうした控訴人ら元勤労挺身隊員にとってみれば、少女時代の「約束」が裏切られたとの思いが消えることがない一方で、「約束」が実行されることをこの上なく望んでいるのである（控訴人朴海玉につき甲H第39号証・12頁下から3行目以下、控訴人梁錦徳につき控訴人梁錦徳本人調書16頁2行目以下等）。控訴人金性珠は「私が知っている日本人は嘘をつきませんでした。日本は良心のある国だと思っています。私の生きているうちにこの裁判が何とか解決して欲しいと切に願っています。」（甲H第37号証・15項）と述べる。さらに、あえて付け加えると、こうした思いは、皇民化教育を受け、侵略戦争のための植民地搾取の被害を受けた者すべての朝鮮人の思いでもある。夫を徴用されタラワ島で亡くした李金珠氏が本件法廷での証言の末尾で朗読した次の言葉の重みは計り

知れない。「此の裁判には日帝の被害者すべての思いが込められていると思います。私は日本は良心の国正義の国と教えられましたが、日本は何もして来ませんでした。日本の良心は裁判所ではないでしょうか。裁判所は日本の良心を実行してほしいと思います。」（李金珠証人調書・別紙2）。

したがって、賃金相当額の被害は、現在に至っては、幼い少女時代に叩き込まれた日本に対する信頼が裏切られたことの象徴としての意味が非常に強く、賃金相当額の被害の回復に対する思いは、失われた少女時代の記憶の中にある日本に対する信頼を取り戻したいという思いとも、密接不可分なのである。

イ また、強制動員・強制労働の被害については、あくまで事情としてであるが、別の意味でも、賃金相当額には失われた人生の対価とも言うべき深い精神的意味が込められ得ることについて触れておく。

林仁淑氏は、「『60年前の貨幣価値で換算された保険金』を受けるようなことになるとしても、女性たちが、正当な補償、労務者としての労働対価を受け取ることができるという事実が重要なものとして迫ってくる。これは、沈黙してきた勤労挺身隊女性たちの過ぎ去りし人生に対する対価であり、説明できなかつた経験を説明し、納得させる言語を獲得する過程であると同時に、植民地下の強制徴用、徴兵、慰安婦女性たちとの関係の中で、自身を労務者として位置づけ、挺身隊「女性」として浮き彫りにされる不便さを避けようとする、女性たち個人の戦略といえる。」（甲C第85号証の2・83頁）と述べるが、控訴人ら元勤労挺身隊員は、解放後、勤労挺身隊経験を有するがゆえに厳しい挺身隊言説被害によって人生を破壊された。労働の対価たる「賃金」の支払いを受けることによって、挺身隊言説という偏見から逃れる契機となると同時に、「賃金」を受領することが控訴人ら元勤労挺身隊員の自己同一性の回復に繋がるということである。

もっとも、挺身隊言説被害は、解放後の、被控訴人国の行政不作為、被控訴人三菱重工業の作為義務違反という新たな加害行為による被害であって、強制動員・強制労働による被害とは別個独立の被害であるから、

上記の精神的意味合いを賃金相当額の被害の回復においてそのままに考慮することは相当ではない。

しかし、解放後60年の間、強制動員・強制労働による被害は、何の救済を受けることもなく放置されてきたのであり、控訴人ら元勤労挺身隊員は、放置により強制動員・強制労働による被害が慰謝されないことの苦悩を抱える人生を余儀なくされた。

したがって、後述する挺身隊言説被害を別にしたとしても、60年の時を超えて賃金相当額の支払いを受けることが「失われた人生」を取り戻すという精神的意味合いを持つことは否定できない。したがって、賃金相当額の被害の回復は、強制動員・強制労働による被害が慰謝されないままであったことにより「失われた人生」に対する対価としての精神的意味を有すると言わなければならない。賃金相当額の被害について見る際に念頭に置かれてしかるべきである。

6 その他動員による被害

(1) 『志願』形式による被害

控訴人ら元勤労挺身隊員に対する動員の実態が、植民地支配における皇民化教育、女学校進学への制限政策によりあえて作出された女学校進学への熱望を利用して、女学校に行ける等と謀略的欺罔により「志願」させられたこと、実質的には「志願」する上での自由意思は、そもそも介在し得なかったことは前述した通りである。しかし、「志願」とされた強制動員行為は、人身の自由の侵害、虚偽の認識による精神的苦痛などの被害にとどまらない被害を、解放後においても帰結させた。解放後韓国において日本による植民地支配に協力した者、すなわち、親日派・付日派と見られ非難を受けるといった被害である。

(2) 被害の訴えが困難となる被害

ア そもそも、林仁淑氏は、「志願」の問題について、「志願兵として太平洋戦争に参加した朝鮮人男性たちにとっても、『志願』の問題は、

容易に植民経験についての記憶と自己の経験を語ることをできなくする心理的な制限の役割を果たしたが、『志願』の過程に自発性が介入したために『強制的に連行された』という被害者的な言述に力を注ぐことができず、結果的に日帝の植民主義に同調したような罪責感が残ったためである。」（甲C第85号証の2・57頁）と述べるが、「志願」形式は、親日派・付日派との非難を受けるか否かに拘わらず、そもそも被害を訴えることを困難にさせる要因となった。

加えて、人的・物的あらゆる収奪を極めた過酷な植民地支配から解放された韓国においては、日本の植民地支配に協力した者に対する非難が噴出することは、植民地支配が過酷であればあるほど、余りにも当然の結果として生じた。林仁淑氏が、「解放以降、過去になった植民経験に対する記憶は、当初、最も苦勞した強制徴用、徴兵者たちとは違って、『民族の名前』で処断されなければならないとされた『朝鮮語を話す倭奴（ウエルム）』すなわち親日と付日者たちに対する憤怒と憎悪をもって表出され始めた。」（甲C第85号証の2・48頁）と述べるのがこれである。

イ そうした社会情勢の中で、親日派・付日派に対する非難は、侵略戦争のための動員に「志願」した勤勞挺身隊員にも向けられることは、ごく自然なことであった（余舜珠証人調書28頁下から7行目以下）。余舜珠氏は、「また、女子勤勞挺身隊の場合は、形式上、志願だったので、日帝皇民化政策の協力者、親日派として誤解される場合も多かったし、労働力を搾取されたにもかかわらず、徴用された男性たちと異なり、堂々と自分たちの被害を訴えることは出来なかったのである。」（甲C第81号証の2・8頁）と述べている。具体的には、控訴人朴海玉は、「私が日本に行って来たことについて独立運動をした人の家族や親戚から、日本に行って天皇に忠誠を尽くしたことは、『よくないことだ』と非難されたことがありました。」（甲H第39号証・第12項）「韓国では、戦前、日本に行って来たということは親日派とみられることで、非難されることです。」（同・第15項）と述べ、控訴人金恵玉も「解放後の韓国では、日本に協力的であった韓国人は迫害されました。」

(甲H第43号証の1・第10項(1))と述べている。

ウ なお、控訴人ら元勤労挺身隊員は、解放後、挺身隊言説被害を受けたが、挺身隊言説被害は、解放前の慰安婦連行・勤労挺身隊動員等の先行行為によって生じた解放後の被控訴人国の行政不作為、被控訴人三菱重工業の作為義務違反による被害である(原告準備書面(37)参照)のに対して、上述の被害の訴えが困難となる被害は、解放前の強制動員行為という加害行為による結果が解放後において生じた被害であり、挺身隊言説被害とは全く区別される被害であることに留意すべきである。

第3章 終わらぬ被害 解放後人生被害

第1 はじめに

本件の特殊性は、問われている被害が過去のものととどまらず、現に今も控訴人らを苦しめ続ける人生被害として現れているところにある。小学校卒業前後という幼いときに欺罔によって強いられた体験が、その後の人生を支配し、様々な局面で控訴人らの人生を狂わせ、損なってきた。そして、現在に至るも控訴人らは、差別と偏見にさらされる恐怖と不安に怯え続けなければならない。

この人生被害には終わりが無いのである。

控訴人らは、等しく優れた能力と豊かな感性を持つ少女たちであった。だからこそ控訴人らは、勤労挺身隊に選ばれ、日本に動員されたのである。控訴人らは人生に対して子どもらしい夢を抱いていた。控訴人らの人生は可能性に満ちたものであった。

勤労挺身隊に動員された体験が、終生にわたって、控訴人らの人生の可能性を閉ざし、差別と偏見に怯え、家庭の崩壊などの苦難に満ちた生涯をもたらすことなど控訴人らにとって想像もできないことであった。

不条理と呼ぶしかないこの被害をもたらしたのは、被控訴人らによる植民地支配

であり、戦後、控訴人らの被害の存在を知り得る状態にあったにも拘わらず、今日に至るまで、これを無視し、放置し続けた被控訴人らの不作為である。

第2 挺身隊言説の認識

1 帰国後、控訴人らは日本によって汚された女性を意味する挺身隊言説による烙印付に直面することになった。帰国時未だ少女であった控訴人らには、その意味を正確に理解することができなかつたであろう。しかし、挺身隊に行った事実は、恥ずかしいことで隠さなければならない体験であることは、否応なく思い知らされることとなった。

2 控訴人金恵玉は、「挺身隊として日本にわたった少女たちは、『挺身』すなわち『供出（コンチュル）』とみなされ、そのからだは日本人男性の慰めものにされたと認識されていました。挺身隊員としての経歴を持っている私は、最初から結婚をあきらめざるをえない状況に置かれていたのです」と語る。結婚をあきらめた同控訴人は、カソリックのシスターになろうと思ったと言う（甲H第43号証の1・第10項（1））。

控訴人梁錦徳は、母が近所の人に「いくら儲けてきた」などと言われ毎日泣いている様子を見、母を泣かしてしまうようなことをしたんだと思った、母や姉からも勤労挺身隊のことを絶対言うなと言われていたという。勉強したくてあえて遠くの中学校に通ったものの、「いつか挺身隊として日本に行ったことがみんなに知られてしまうという恐怖の中で、学校に通っていた次第でした」と語る。そして「私の住んでいる近所で日本帰りのことが話題になってきて、学校にまで話題になるかもしれないと思い、その前に行かなくなりました」と、不安が大きな恐怖へと推移した経緯を述べる（甲H第45号証の2・4～5頁、控訴人梁錦徳本人調書7頁下から3行目以下、同調書8頁14行目以下）。

控訴人陳辰貞は、よもや人生を狂わせる厳しい現実突き当たろうとは思

もよらなかったとした上で、沈黙・隠蔽の絶対性を認識するに至った経過を克明に述べる。「ある日、ある友達と雑談していたとき、挺身隊の話が話題になりました。そのとき、その友達が『挺身隊は、身体を売ったから汚い。』という話をしたのです。また、同窓会に出たときにも同じ経験をしました。そういう話題の中で、私は、何も言えずに黙っているよりほかありませんでした。」

「市場で、挺身隊を経験した人に偶然に出会ったことがありました。そのとき、私の方は、かつて苦しい思いをともにした仲間だと思って声を掛けたのですが、その人は『私は知りません。』などと言って避けられてしまいました。その人とは、その後、一切連絡をしないようにしました。」

「また、挺身隊のことを一緒に話したことのあった勤労挺身隊に動員されたある人は、『夫にばれたら大変なことになる。』と言って、挺身隊のことは誰にも話していないということでした。」

「こうした事態を経験して、私は理解しなければならなかったのです。すなわち、『韓国では、挺身隊に参加したということが、どう理解されるのか。』ということ、『挺身隊に動員させられたということは隠さなければならぬ。』ということ、私は、いやが上にも、はっきりと理解しなければならなかったのです。」

「私は、勤労挺身隊に動員させられた実につらい体験を、誰に話すこともできなかつたのです。いったい日本は私たちをどうしてくれるのかというつらさを胸に押し込め、『大変なことがあったのに死なずに帰って来てよかった。』と自分を慰めるよりほかになかつたのです。」（甲H第46号証の2・第5）

控訴人李東連も、帰国後、身体を捧げるというイメージは浮かばなかつたとした上で、「近所の人に話を聞いたとき、『挺身隊』という言葉は『処女供出』と合わせて日本の男性達に『身体まで尽くす』という意味で使われていることがわかりました。」

「私は勤労挺身隊に行って来たことを『恥ずかしい』と強く感じるようになりました。『日本に行って来たことは誰にも話さないようにしよう』と心に決めました。」と述べる（甲H第44号証の2・第8項）。

- 3 烙印付の存在の認識は、控訴人ら元勤労挺身隊員にとって、幸福を得るべき人生の出発点での挫折を意味することとなる。したがって、挺身隊言説の存在の認識それ自体によって、激しい衝撃を受けたことは明らかである。
- 4 なお、亡金福禮も韓国社会における烙印付の存在を認識し、恐怖を味わった点において、決して例外ではあり得ない。本件提訴直後の2001年2月13日に死亡したため十分な供述が得られなかったのであるが、しかし、亡金福禮自身は、挺身隊ということで慰安婦と誤解されることを認識していた上で控訴人金中坤と結婚していること（甲H第17号証の2・第6項）のほか、夫の控訴人金中坤は、亡金福禮との結婚に際して亡金福禮の両親はとりわけ喜んでくれた事実（金中坤本人調書46頁2行目以下）、法廷でも証言した高橋信氏らが元勤労挺身隊員の人達を調査する事に関して、亡金福禮はそのように名乗り出る人はいないと高橋信氏に言った事実（同調書46頁12行目以下）を証言していることからして、烙印付の存在を認識し、恐れを抱いたことは明らかである。そして、烙印付による不利益を回避するための沈黙・隠蔽の絶対性は、夫に対してだけでなく、社会に対しても必要とされるものであって、亡金福禮も勤労挺身隊経験を有する以上、その危険に晒されていたことは言うまでもないのである（金中坤本人調書46頁6行目以下）。

第3 結婚に入るまで

- 1 控訴人らに対する烙印付は、人生の折々の局面において重大な困難をもたらした。結婚生活に入るに当たっての困難は、控訴人らに対する烙印付の深刻さを物語る最初の具体的な体験となった。控訴人らは、勤労挺身隊に動員された過去を固く隠蔽・封印しなければならないということを否応なく思い知らされざるを得なかった。
- 2 控訴人金恵玉は、先述のように一度は結婚をあきらめたものの、6・25動

乱（朝鮮戦争）前に軍人と婚約したことがあったが、挺身隊帰りであると知られ、破談した（甲H第43号証の1・第10項（2））。

控訴人梁錦徳は、結婚したいと考えた見合い相手の母が「あなただったら自分の子どもをそんな子と結婚させるか」と言ったと聞かされ、深い嘆きと悲しみを味わった（甲H第45号証の2・5頁、控訴人梁錦徳本人調書9頁3行目以下）。村の人たちからは「いい子なのに日本に行ったせいで結婚できない」と言われ、家族も子どもの将来を心配した。そして、結局、勤労挺身隊経験が分からないうちに結婚させようとする家族によって、好きになれない相手と無理矢理結婚することとなった。「その時は大変悔しい思いをしました。好きな気持ちがなかったからです。…私の家族も苦勞をしていたので私自身断ることが出来ない状況でした。」（甲H第45号証の2・6頁、控訴人梁錦徳本人調書10頁11行目以下）。

控訴人陳辰貞は、見合相手が同控訴人が勤労挺身隊に行ったということをどこかで聞いてきて、「挺身隊で帰った人とは結婚しない」と言われて大きなショックを受けた（甲H第46号証の2・第5の3）。

- 3 こうして控訴人らは、唯一の例外であった金福禮を除き、結婚するためには勤労挺身隊経験を隠すしかないという選択を強いられた。

人生の伴侶となるべき相手に、自らにとって重要な意味を持つ過去を隠さなければならぬという事態は、控訴人らにとって大きな苦痛となった。それが自らに何ら責のないことであってみればなおさらである。さらに控訴人らは、その後、いつ夫に知られるかもしれないという不安と恐怖に怯える日々を送らなければならぬことになった。

第4 発覚と家庭の崩壊

- 1 控訴人らは、夫にも家族にも勤労挺身隊に行っていたことを話さなかった。

しかし、結局は、夫の知るところとなった。その結果、控訴人らは、夫の暴力や不貞、家出、離婚等、深刻な苦しみを味わうこととなった。控訴人らが生きてきた女性の二分化を徹底する韓国社会において貞淑であることを否定され、妻であることを否定されるのは人生を奪われるに等しい重大な苦難を意味した。

- 2 控訴人金恵玉は、6・25動乱後、北から南にやってきた男性と結婚した（正式に入籍はしていない）のであるが、まもなく挺身隊出身と知られ、「あんたは慰安婦だ」と罵られ、別れることを余儀なくされた。後に子どもの妊娠がわかり子どもを生んだが、自らの結核のため、子どもは夫に預けることになった（金恵玉本人調書28頁18行目以下、29頁下から3行目以下、甲H第43号証の1・第10項、甲H第45号証の2・二）
- 3 控訴人梁錦徳は、勤労挺身隊経験が夫に知られ、夫による追及、罵倒、暴力、不倫、婚外子の養育という事態を余儀なくされた。二人目の子どもが産まれた頃、夫から「どうして日本語がそんなにうまく話せるのか、留学でもしたのか」と言われた。その後、夫は他の女性との間で3人の子どもまでもうけ、その養育を同控訴人に押しつけて、「お前も汚いだから、外で浮気をして当たり前だ」と言うなどした。夫との喧嘩が絶えず、そのたびに汚い女と罵倒され、殴られるなどした。こうした状態が10数年続いた。同控訴人は、夫による追及、罵倒、暴力、不倫、婚外子という事態を堪え忍んだが、夫のこうした言動はやむことはなく、結婚生活は実質的に破綻した状態のまま夫と死別した。その後、生活苦の中で夫の婚外子を以後も育てた（梁錦徳本人調書10頁下から5行目以下、甲H第45号証の2・6頁、甲H第45号証の3）。
- 4 控訴人陳辰貞の夫は情報府に勤務し、周囲からも愛妻家と言われるほど優しい夫であった。しかし、結婚後4、5年経ったある日、会社から帰って同控訴人に対して、挺身隊に行ってきたのか尋ねてきた。勤労挺身隊動員で飛行機を作っていた、ペンキを塗ったと説明したが、夫は全く信じようとせず、本を投げたり、頭を壁にぶついたりなど暴力を振るうようになった。同控訴人は、頭

を打ったときは意識を失い病院に連れて行かれたこともあったし、手首を骨折して病院に行ったこともあった。また、女遊びも激しくなり、何人も妾を作った。こうした状態が数年間続いた。やがて、夫はソウルで事業をすとして家を出て帰らなくなり、25年間の別居生活を強いられた。夫は家のお金を持ち出し、以後の生活費も入れなかったため、実家の援助を受けて子どもを育てた。こうして同控訴人は、文字通り遺棄された。夫が戻ったのは病に倒れた後であり、同控訴人は、2001年夫が亡くなるまで看病をすることになった（陳辰貞本人調書4頁下から3行目以下、5頁12行目以下、6頁下から4行目以下、甲H第46号証の2・第5の4）。

- 5 控訴人金性珠の夫はタイヤ再生工場を経営していたが、勤労挺身隊経験が発覚するまで暴力を振るったことなどなかった。ところが、国民学校の同級生だった者の密告によって夫は同控訴人が挺身隊に行っていたことを知ることとなった。その日を境にして、夫は、だまされた、なぜ言わなかったかとしつこく追求するようになるようになった（金性珠本人調書23頁7行目以下、甲H第37号証・第10項）。説明をしても夫は全く信じようとせず、酒に酔って帰って来ては、お前に騙された、なぜ、挺身隊のことを言わなかったか、どういうところだったか、何人くらいを相手にしたかなどとしつこく聞くようになり、以後はいつも酒に酔って帰ってくるようになった。そして、結婚指輪や家具を壊そうとしたり、水道計量の人に来て関係を疑ったりするようになった。そればかりか、毎日のように殴るようになり、皿が当たって目の横に怪我をしたことや殴られて口の辺りが血だらけになったこともあった。同控訴人が何か言うとますます暴力が激しくなるので、いつも逃げる用意をしていた。同控訴人は、こうした事態を10年にわたり我慢し続けた後、夫が病気になり看病したが死別した（金性珠本人調書23頁下から4行目以下、24頁下から5行目以下、甲H第37号証・第10～11項）。

- 6 控訴人朴海玉の場合、悲劇はずっと後になって起きた。名古屋で行われた東

南海地震犠牲者の追悼式が行われる際、同控訴人がテレビ局の取材に応じたのを見て、夫の知るところとなった。

このため、控訴人朴海玉も、また夫による追及、外泊、不倫という事態を余儀なくされた。夫は、挺身隊とは身を捧げることだと言って、同控訴人の説明を信じようとせず、家に帰らなくなり、他の女性と暮らすようになり、軍「慰安婦」問題が大きな社会問題化した94年には離婚を余儀なくされた（朴海玉本人調書23頁6行目以下、24頁14行目以下、甲H第39号証・第15～17項）。

7 控訴人らは、それぞれの体験から、勤労挺身隊に動員された過去を隠し通す以外に幸福な家庭生活に入ることはできないことを知っていた。控訴人らは、過去を固く秘匿して結婚をした。しかし、隠蔽していてもいつどういうきっかけで過去が発覚しないとも限らない。発覚の恐怖と背中合わせの不安な人生を余儀なくされた。

しかし、どのように隠蔽しようとしても、どこから夫に知られるところとなった。

控訴人らは、韓国社会の貞操観念を内在化させ、「貞淑な」妻であり母であった。控訴人らは、何ら恥じるころはなかった。だから、夫に勤労挺身隊動員の過去を知られたときも、みな工場で働いていた事実をそのままに説明した。しかし、夫は一人として真実を信じようとはしなかったのである。それほどまでに、日本による植民地支配下に行われた女性に対する収奪の恐怖の記憶は挺身隊言説として韓国社会に深く根を下ろしていたのである。勤労挺身隊に動員された過去は、突然、控訴人らから幸福であるべき平穏な家庭生活を奪っていったのである。

およそ「妻」にふさわしい者についての規範は、いかなる社会においても存在するが、韓国社会には家父長制に基づく厳しい貞操観念が存在し、貞操観念によって「妻」にふさわしい者は「純潔な女性」と規定された。挺身隊言説が

支配する中、自らの妻が挺身隊であったことを知った夫は、「純潔でない女性」「汚れた女性」との烙印付により、「妻」として容認できなくなってしまう。夫らの上記行動は、妻を「妻」として容認できないというせっぱ詰まった思いが原動力となって発現したものであって、「汚れた女性」を家父長制から排除する行動なのである。韓国解放から50年を経て、なお過去の発覚によって家庭生活が崩壊した控訴人朴海玉の被害は何十年にもわたる夫婦の信頼関係すら破壊するほど社会の価値観が強固なものであることを物語っている。

こうした夫の行動を甘受しなければならなかったことにより、控訴人らは取り返しのつかない甚大な精神的苦痛を受けたのである。

そして、控訴人らの何人かは、夫の協力もないまま、子育ての過重な負担を強いられるという悲惨な体験を余儀なくされてもきたのである。

第5 絶えざる過去からの脅威・秘匿・内面化

- 1 控訴人らの人生被害は、家庭生活の崩壊によって終わるものではなかった。挺身隊経験が知られることは、家族関係においてだけでなく、社会生活のあらゆる場面で、差別と排除にさらされることを意味する。また、自身の子どもたちも同様の差別と排除にさらされることをも意味した。このため、控訴人らは、家庭が崩壊した後も、自らの過去を知られることのないよう固く封印し続けなければならず、いつどのようなきっかけで自らの過去が発覚するかという恐怖と不安に怯え続けなければならなかったのである。
- 2 控訴人朴海玉は、同控訴人がテレビ取材された報道を見て、それまで「先生、先生」と呼んでいた人に、「汚い女」と言われたり（甲H第39号証・第18項）、親しかった大学教授に「自分のうちに来ないように」と言われたりして（朴海玉本人調書26頁3行目以下）、軍「慰安婦」と誤解された上「汚い女」との烙印を押され差別された。

控訴人陳辰貞は、長男が大学医学部を卒業して光州にある医学病院の教授となったほどに社会的に成功したが、法廷で大学名を言えないとし、その理由について、「私が挺身隊に行ったことを、社会からも、慰安婦として誤解されていることで、もしかして、私の子供にまでそれが及んで、私の子供に迷惑を掛けるのではないかということで、私は言いたくありません。」（陳辰貞本人調書 8 頁 6 行目以下）と述べ、子供との関係で、今に至るも沈黙・隠蔽を余儀なくされている事情を明らかにしている。

控訴人金性珠は、提訴に至るまで勤労挺身隊経験を公表できなかったことに関連して、「外を歩いている時に、『日本に供出に行ってきたそうだ。日本人の慰み者になったそうだ』ということ言われたことがあります。私の方を指さしながら言っているのを傍で聞きました。その後は通りを歩くのが恐くて、暗くて怖いですが路地を選んで歩きました。他人にいろいろ言われるのが嫌で日本語も使わなくなりました。」（甲 H 第 3 7 号証・第 1 4 項）と述べ、「この年になってまで、いまだにだれにも言えません」（金性珠本人調書 2 8 頁下から 7 行目以下）と供述している。

控訴人李東連は、夫に知られないように、結婚後は日本で撮った写真を破り捨てる（甲 H 第 4 4 号証の 2・第 9 項）など細心の配慮をしてきた甲斐あって、夫は控訴人李東連の勤労挺身隊経験を知らずに死亡したが、1988 年になって、東南海地震で死亡した崔貞禮の故郷を訪ねて来た記者に取材を受け新聞に掲載されてしまったことから、子どもに知られてしまうという経験をし、子ども以外にも知られてしまうのではないかと、再婚した夫に知られるのではないかとという恐怖を味わった（李東連本人調書 8 頁 1 3 行目以下、甲 H 第 4 4 号証の 2・第 1 4 項）。

また、亡金福禮について、控訴人金中坤は、勤労挺身隊であったことが周囲に知れると性奴隷であったとの疑いを持たれるのは当然であり、そのような疑いを持たれるようなことがあれば、自分は積極的に説明をしてやりたいと供述

しており（金中坤本人調書46頁6行目以下）、勤労挺身隊の実態を知っている夫と結婚した場合でも、社会に対する沈黙・隠蔽は不可欠で、社会的に発覚する危険を排除できなかった。

- 3 控訴人らは、いつ、どこで、どのようにして、自らの勤労挺身隊経験が発覚するかわからないという不安を抱え込んで生きなければならなかったし、発覚した場合には露骨な差別を受けた。控訴人らは現在もなお、こうした沈黙と隠蔽と不安の中に生きる甚大な精神的苦痛を余儀なくされているのである。

第6 本件訴訟の意味

1 失われた人生の回復へのたたかい

控訴人らは、本件訴訟を提起した。沈黙と隠蔽、差別と排除に覆われた解放後50年以上にわたる痛苦の生涯を経験した控訴人らにとって、新たな差別をもたらしかねない中での提訴は、大きな勇気を必要とした行為であった。提訴によって、控訴人らは、子供たちと対峙する必要性にも迫られた。

困難の中、控訴人らを提訴に向けて突き動かしたのは、何よりも、控訴人らの人生を奪い去った被控訴人らから謝罪と賠償をかちとりたいという願いである。そのことによって失われた人生をたとえ僅かな間でも回復して生涯を遂げたいという強い願いである。

- 2 控訴人朴海玉は、離婚の際、子どもたちに対しては事情を説明し時間をかけて理解を求めたところ、子どもたちは挺身隊言説の偏見を解いたようであるが、しかし、その子どもも裁判に対しては消極的であった（朴海玉本人調書25頁下から5行目以下、甲H第39号証・第18項）。また、控訴人朴海玉は、本件法廷で、自らを枯れて死んでゆくつぼみのような存在であるとし、水と栄養を与えて残った余生を楽しく健康に生きていくようにしてほしいと供述する（朴海玉本人調書28頁）。

控訴人金恵玉は、夫と別れた後、男性との間に子どもをもうけたが、提訴すると、子どもも慰安婦と誤解し叔父にも悪口を言うということがあった。もっとも、その子どもは今は理解するようになった（金恵玉本人調書30頁下から1行目以下）。また、「以前は、挺身隊の前歴はできるだけ知られたくない、自分の胸のうちにしまってこのまま墓場までもっていきたい、という思いが強かったのです。しかし、現在は、自分が経験したつらい思いが、まったく後代につたわらないことは、それこそ私たち挺身隊にかかわった少女達の人生そのものが歴史の闇に隠され、否定されたに等しいというふうに考えています。私たちの人生は、挺身隊という前歴によって多大な重荷を背負わざるをえなかったからです。」（甲H第43号証の1・第11項）と述べる。

控訴人梁錦徳の場合、子どものうち1人には勤労挺身隊経験を話したが、その他の子どもは提訴を契機として知った。提訴がテレビ報道されたことで、娘からは「絶対テレビに出るな」と言われ、家族以外の者からは、慰安婦と思われて陰口を叩かれた。男たちが酒を飲みながら控訴人梁錦徳を指さしたり、若い男から「今晚一緒に遊ばない」などと言われたりした（梁錦徳本人調書13頁10行目以下、甲H第45号証の2・第3項）。

控訴人陳辰貞は、「私の子供たちには、ここに来たことを話してません。ただ1人だけ知っているだけで、私は、死ぬまで、ここに来たことを話したくありません。」「これからは堂々と自分の人生を生きていきたいです。私の人生に対する補償をしてください。」（陳辰貞本人調書8頁下から3行目以下）と述べる。

控訴人李東連は、当初は学籍簿の氏名のままで訴訟に参加したのは自分の勤労挺身隊経験が知られるのを恐れたためである、提訴のために名古屋に来たときにもマスクなどして顔を隠した、光州の友人にも裁判のことを話さず、勤労挺身隊経験も話していない、誰にも知られたくないと供述する（李東連本人調書13頁10行目以下、甲H第44号証の3・写真番号2）。

控訴人金性珠は、本件提訴にあたって、子どもたちに事情を話し、理解を求め、理解を得ることができた（金性珠本人調書28頁5行目以下）。

また、亡金福禮について、控訴人金中坤は、「妻も、たとえ夫が勤労挺身隊の事実をよく知っていたとしても、自ら勤労挺身隊であったと公表することには少なからず抵抗があり、勇気を必要としたと思います。」（甲H第31号証・第5の1（3））と述べる。

- 3 勤労挺身隊への志願という幼い選択が、なぜその後の一生を損なったのか、なぜ、自らの辛い体験を植民地支配の被害として語ることができず、逆にひたすら隠し続けなければならなかったのか、控訴人らの人生は、誰によって、奪われたのか、そのことを明らかにし、謝罪と賠償を勝ち取ることに、そのことによっても、控訴人らは、失われた人生をたとえわずかでも回復することができるのである。

第4章 不作為責任論

第1 先行行為

1 作為起因型不作為責任該当性

本件挺身隊言説被害は、被控訴人国が、本件勤労挺身隊動員に先立って、大規模な軍「慰安婦」連行行為を行い、戦争末期にこれと類似した状況と態様の下で本件勤労挺身隊動員を行ったことから生じた。

本件不作為責任は、「国などが自ら何らかの危険状態を創出し、そこから生じうる損害の発生を阻止すべきであったのにそれをしなかった場合」（甲E3号証45頁上段）に関わる責任であり、作為起因型の不作為責任の類型に該当する。

作為起因型不作為責任の成立要件は、被害発生の予見可能性と結果回避可能

性の2要件であり、結果回避の有効性や容易性は、要件とはならない。作為起因型不作為責任は、「自ら蒔いた種を自ら刈り取る」責任に他ならないからである。

本件挺身隊言説被害は、被控訴人国による植民地朝鮮からの大規模な軍「慰安婦」連行と、控訴人らを含む勤労挺身隊動員という2つの先行行為によって生じたものであり、被控訴人らには本件挺身隊言説被害発生の予見可能性と結果回避可能性があり、被控訴人らには、本件挺身隊言説被害に対する不作為責任が成立する。

以上については、原審準備書面32、37、38において詳述したとおりである。

2 先行行為

(1)大規模な軍「慰安婦」の連行

被控訴人国は、1930年代とくに日中戦争が全面化した1938年以降45年に至るまで、膨大な人数の若いあるいは若い女性を、軍「慰安婦」として、日本、朝鮮、台湾、中国、シンガポール、マレーシア、ビルマ、フィリピン、インドネシア、太平洋島嶼地域等に連行し、文字通り性奴隷とした(甲C24号証20、21頁、38頁、余舜珠証人6頁、16頁以下、甲C20号証、甲B43号証14~18頁、58~84頁等)。

被控訴人国の軍「慰安婦」政策による韓国女性の性奴隷化は、醜業を行はせしむる為の婦女売買禁止条約(1910年:1925年批准)、婦人及び児童の売買に関する禁止条約(1921年:1925年批准)、ILO29号条約「強制労働に関する条約」(1930年:1932年批准)等、当時日本が批准していた具体的な条約に反するのみでなく、当時すでに確立した国際慣習法である奴隷制の禁止に反し、人道に対する罪を構成するものである。

(2)勤労挺身隊の動員

被控訴人国は、上記のとおり朝鮮から大規模な軍「慰安婦」連行を強行する一

方、大戦末期である1943年から45年にかけて、未婚の若い少女たちを勤労挺身隊として動員し、日本へ連れ去り軟禁状態に置いた上、過酷な労働を強いた。その数は多く見ても4000名程度と推測されている（甲C5号証：高崎宗司「半島女子勤労挺身隊について」）。

勤労挺身隊に対する強制連行・強制労働は、上記ILO29号条約等各種条約や国際慣習法に反するなど、国際法上も違法なものであり、また国内法上も、刑法の未成年者誘拐罪に該当する違法なものである。

(3)軍「慰安婦」連行と勤労挺身隊動員の類似性

ア 動員対象

軍「慰安婦」は、10代から20代の女性が対象とされた。とくに未成年の女性が多いことが特徴的である。これに対し、日本人軍「慰安婦」の多くは20歳過ぎであった（甲C17号証2頁19頁以下、5頁第6表関係資料（1）慰安係長山田清吉の回想、甲B40号証25頁）。

勤労挺身隊の場合、12歳から16歳である（甲C81号証の2・4頁、甲C17号証2頁15行目以下）。

したがって、軍「慰安婦」と勤労挺身隊は、動員対象が若年女性である点で一致している。

イ 動員方式

軍「慰安婦」の場合、就業詐欺や警察と軍の介入、拉致などの方法で連行された。中でも、就業詐欺の割合が高く65%を占めている。「工場に行く」「お腹一杯食べさせる」「お金をたくさんあげる」等と言って誘い、看護婦、女子挺身隊、慰問団などのあらゆる詐欺的な方法を用いて、女性を募集した。就業詐欺には、警察や区長、里長などの行政機関も関与した（甲C24号証26～30頁、甲C81号証の2・2頁16行目、甲C17号証3頁第3表）。

他方、勤労挺身隊においては、「女学校へ行ける」「働いてお金も稼げる」と

幼い少女を騙して動員している。勧誘には、大多数の場合公立学校の教師、校長、面長、区長等の行政機関が関与し、憲兵が立ち会った例も多かった（甲C1号証59頁等）。

このように両者ともに（軍「慰安婦」の場合は就業詐欺のケースにおいて）、形式的には勧誘によるものであり、勧誘方法についても経済的利益等を強調して欺罔したものであり、動員方式においても両者は酷似しているといえる

ウ 名称「慰安婦」と挺身隊」

軍「慰安婦」の動員は、特殊な例を除けば、公然と「慰安婦」と称して行われることはなかった。「朝鮮の女性は女子愛国挺身隊という名称で募集された」（『ある憲兵の記録』）「私たちは朝鮮で従軍看護婦、女子挺身隊、女子勤労奉仕隊などの名称で連れてこられた」（『シンガポールへの道』）など看護婦、女子挺身隊、慰問団、歌劇団、奉仕隊等様々な名目のもとで行われた（甲C81号証の2・4頁）。余舜珠証人は、毎日新報、京城日報に慰安婦との用語が用いられたのは、それぞれ1回募集広告が掲載されたに過ぎないことを指摘している。このため、「慰安婦」との言葉は、一般人には全くなじみのない言葉であった（余舜珠証人16頁、甲C24号証28頁、甲C81号証の2・5頁）。

他方、1940年以降、「挺身隊」という名称で、様々な動員が行われた。「農村挺身隊」、「学徒挺身隊」、「報国挺身隊」、「国語普及挺身隊」、「報道挺身隊」、「婦人農業挺身隊」、「女子救護挺身隊」、「特別女子青年挺身隊」等々、総督府あるいは日本軍による「挺身隊」との名称を用いた組織は極めて多岐に及び（甲C81号証の2・4～5頁、甲C24号証・18頁以下）、1944年以降、総督府は大々的な宣伝を伴って女子勤労挺身隊を動員するようになった（甲C7号証）。

エ 勤労挺身隊として動員されながら軍「慰安婦」とされた例

勤労挺身隊として動員されながら、軍「慰安婦」とされた例が、6例確認され

ている。姜徳景（カン・ドクキョン）の場合、不二越に動員された後、工場から脱出したが捕らえられて軍「慰安婦」とされた。その余の5例は、工場には行かないか、ちょっと寄った後、すぐに軍「慰安婦」とされた（甲C81号証の2・5頁、余証人15頁）。

とくに後者については、山下英愛証人が直接聞き取りによって確認しており、1944年冬、晋州から富山県の不二越工場に第二次勤労挺身隊として動員された30名は、1～2ヶ月を日本で過ごした後、ハルマヘラ島（インドネシア）の慰安所に動員された（山下証人10頁）。

第2 挺身隊言説被害の発生

1 「挺身隊」の表象の成立

控訴人らが勤労挺身隊に動員されたのは1944年6月頃である。これに先んじて長期間にわたる大規模な軍「慰安婦」の連行が行われていた。

いずれについても10代の未婚の少女が主たる対象とされ、行政機関が関与して欺罔による勧誘を主として帝国日本によって連れ去られたのである。

同じようにして日本へ連れ去られた少女らの圧倒的多数が軍「慰安婦」とされたのに対し、少数が勤労挺身隊として工場労働に従事させられた。被害国朝鮮の国民からは両者の区別は不可能である。

先に述べたように「挺身隊」を冠した動員は宣伝を伴って多岐にわたって行われた一方、慰安婦という言葉が人々に知られることはなかった。

こうして、帝国日本による未婚女性の動員は広く「挺身隊」として表象されるようになり、「挺身隊」は具体的な実態は不明なまま日本によって性的に汚された女性として表象されるようになった。。

以上のとおり、勤労挺身隊被害者や軍「慰安婦」被害者が、解放後の韓国社会において「挺身隊」として表象される事態をもたらしたのは、被控訴人らによる先行

行為に原因がある。

2 韓国社会における貞操観念

かくして解放後の韓国では勤労挺身隊に動員された少女たちは、大規模に動員された軍「慰安婦」と渾然一体のものとして「挺身隊」の名の下に「日本によって性的に汚された女性」と認識された。このことがその後の控訴人らの人生に耐えがたい困難と苦痛をもたらした。

徹底した男系血統主義を取る韓国社会の家父長制においては、生まれた子どもが夫の子どもであることは決定的に重要なこととされる。そのため、女性は、男性と結ばれる関係である妻、母という役割の中でその存在が規定され、強い貞操観念が求められた。つまり女性は、妻、母として生きる以外に社会的な地位が与えられておらず、この地位を占めるためには、貞操であることが求められた。

そこでは、「純潔な女性とそうでない女性を分けて、純潔な女性は結婚の対象であり、そうでない女性は遊ぶための遊興の相手として定義」されるのである（甲 C 81号証の2・8頁）。

山下英愛証人は、韓国社会における女性の二分化の観念の形成とその苛烈さについて次の通り述べる。「女性を貞淑な者とそうでない者に二分する考え方は、朝鮮においては朝鮮王朝時代の後期に強まったと言われている。儒教朱子学を国家統治の精神的支柱とした朝鮮王朝時代の制度・慣習は、次第に庶民にも広まっていった。徹底して男系中心の家族制度は、国家の支配権力のシステムを人々に行き渡らせるための実践の場となった。女性の場合、夫に対する貞操・守節を要求された。女性はたとえ夫が死んでも、再婚せず、甚だしくは夫の後を追って死ぬことが美德とされ、そうした女性は烈女として褒め称えられた。夫の死後、再婚した女性の息子は、官吏登用試験である科挙を受ける資格も剥奪された。家父長制の元で、女性は婚家の跡継ぎを産み育てることが最大の任務であった。

こうして夫の家のために尽くすことになっている女性の貞操は、徹底して夫の家門の継承・維持に必要であった。とりわけ男系‘血統’が重視されたため、もし正妻に跡継ぎが生まれなければ、夫は妾をつくるのが正当化された。経済的に妾をもつことのできない庶民層では、妾の代わりに「シバジ」（息子を産むために、貧しい寡婦などを一定期間住ませ、子どもを産んでしばらく育てたら、幾らかの報酬を与えて帰らせた）という借り腹の慣行が行なわれもした。」（甲C91号証4頁）

かかる道義観念を有する社会においては、たとえ性暴力によるものであろうと貞操を失った女性は不道德な女性として非難にさらされたのである。

3 勤労挺身隊被害者らの人生被害

こうした社会の中で、勤労挺身隊被害者らが、家庭生活や社会生活において女性としての地位を占めることは極めて困難であった。「帰国直後には結婚が出来ないのではないかと心配して、日本で撮った写真や手紙などを焼いてしまったという場合も多かった。実際に結婚せず一人で生きてきたという人もいた。ナジュ（羅州）出身のハルモニは『供出に行ってきた大きな娘たちは、パンクしていて駄目だ』などという噂があったため、故郷であるナジュ（羅州）を離れ、クワンジュ（光州）に来てから結婚することが出来た」等の障害に直面することとなった（甲C81号証の2・8頁）。

控訴人らを含む勤労挺身隊被害者らは、結婚制度に入るために自らの過去を固く封印しなければならず、仮に結婚できた場合にも、過去が知られることに怯え続けなければならなかった。何かの拍子に夫にこれが知られば、幸せな家庭は破壊された。その後においてすら純潔でないと言われることは、家族の恥とされるため、子どもたちや、身内の将来のため、過去に怯え続ける人生を余儀なくされたのである。

第3 挺身隊言説被害深刻化と被控訴人国の植民地政策

1 挺身隊言説被害の構造

挺身隊言説被害は、「挺身隊」と認識されることが、「汚れた女性」「弄ばれるべき女性」との烙印付を生み、社会的・家庭的に排除される差別に直結することにより生じる。この烙印付の基礎には、女性を「貞淑な女性」とそうでない女性に二分化する社会的に共有される価値観が働いている。

以下では、挺身隊言説被害を発生させた韓国社会の女性の二分化の観念が、被控訴人国の植民地支配によって一般化され、いっそう強固なものとした事について述べる。

2 公娼制移植過程における女性の二分化 (甲B42号証)

李王朝以来、朝鮮には、官が管理する売買春は存在しなかったが、日本は朝鮮植民地化の過程で、朝鮮にも公娼制を移植した。

1876年江華島条約により朝鮮の開港を果たした日本は、釜山、元山に日本人居留地を確保した。こうした居留地にはいち早く売春業者が進出した。居留地の売春業者には日本の公娼制に準じた取締が実施され、居留地の拡大とともに各地に遊郭が形成され、活況を呈した。

1906年統監府設置後の1908年には当局は娼妓取締令等を発して売春を許可制とし、本格的に公娼制度の移植に着手した。1910年韓国併合後には、私娼(密売春)の取締を強化し、私娼は厳しく処罰され、朝鮮人売春婦を公娼制の下に組み込んでいった。1916年、警務統監部令によって、貸座敷娼妓取締規則等、一連の取締規則が公布され、公娼制度の法的確立をみた。

公娼制度の移植は、朝鮮における売買春の形態を日本式に変え、国家管理の下に置こうとする意図の下に進められた。

この過程を通して、朝鮮の売春業は大幅に増加し、とくに朝鮮人売春婦は公娼制度の確立後、5年間で倍増した。

公娼制は、女性を二分化し、性的道具とされる女性を国家が公認する国家買春保障ともいべき制度である。

公娼制の移植が貞操を失い性的に弄ばれてしかるべき女性の範疇を朝鮮に形成し、一方における厳しい貞操観念とともに、女性の二分化を強化したことは明らかである。

3 軍「慰安婦」動員と勤労挺身隊動員

軍「慰安婦」動員においては、公娼制において存在した形式的な自由意思の擬制すら存在しない。欺罔手段を用いてなされた軍慰安婦動員は、大規模かつ組織だっで行われた誘拐にほかならない。何も知らない未婚女性が騙されて性的道具にされる被害は、貞操を奪われる恐怖を社会に蔓延させる。こうした恐怖の経験が、貞操に対する価値をいっそう高め、貞操を死守しなければならないものとする観念を強化することは容易に理解できる。

植民地朝鮮を覆った恐怖は、当時、既に被控訴人国が問題視するほどに広範かつ深刻なものであった。1944年3月7日付毎日新報には、「最近都市と地方を問わず、どこから出た話なのか『女子を徴用する』、『女子を供出する』等という、到底そのまま耳にすることの出来ない、根も葉もない悪質のさまざまな浪説が巷間に広まり、時局に暗い一部父兄達を戦々恐々とさせている」（甲第7号証の2・12頁）という記事が掲載されている。「そのため、1944年3月京城府尹（長官）が『女子は絶対徴用しないので府民は根拠のないデマに耳を傾けるな』と言う程だった。」のである（甲C第1号証・44頁14行目以下）。

「日帝末期の内務省において、『勤労報国隊の出動も徴用と同じことであり、一般労働者の募集についても忌避、逃亡し、あるいは、不正に暴力を働く者がいるだ

けではなく、未婚女子の徴用は避けられないことだとし、中でも彼女たちを慰安婦にするのだという荒唐無稽なデマが世間に広まっている...』と言われていた（内務大臣講義『朝鮮総督府内臨時職員設置制中改正の件』1944年6月27日、甲B43号証・吉見義明『従軍慰安婦』101頁、甲C第81号証の2・4頁5行目以下）との指摘もある。

こうして「『処女供出』という言葉が巷間に流れ、娘を奪われまいとする父母たちは早婚を焦り、14～15歳になれば身元や財産を調べもせず慌てて結婚をさせた」（甲C第1号証・44頁12行目以下）のである。その実態は、当時の早婚傾向に表れている（甲C1号証・52頁下から5行目以下）。

娘たちの貞操を死守する抵抗の体験が、貞操が持つ価値をいっそう高め、女性の二分化の観念を強化したのである。

「純潔、貞節が強調されている韓国社会において、公娼制度、日本軍性奴隷制度の被害者らの貞操は保護されていなかったため、貞操を保護される価値がある貞淑な女性と、そうではない汚れた女、勝手に蹂躪してもいい女性という二分法を強化させた」のである（甲C81号証の2・9頁）。

4 結論

以上の通り、被控訴人国による公娼制の移植、軍「慰安婦」動員等が植民地朝鮮における女性の二分化の観念を確実に強化したのである。

被控訴人国によって強められた貞操観念の下で、控訴人らは解放後の韓国社会において挺身隊言説被害に苦しむことを余儀なくされたのである。

第4 予見可能性

1 概要

被控訴人らは、朝鮮女子勤労挺身隊として日本に動員された控訴人らが、帰国後、

挺身隊であったと認識されることによる人生被害を被ることとなるのを予見することが可能であった。

2 「挺身隊」表象成立の予見可能性

軍「慰安婦」と勤労挺身隊を、植民地朝鮮では区別しがたい状態で動員したのはまさに被控訴人国自身による政策によるものであり、両者が植民地朝鮮では渾然一体のものと認識されるであろうことは、被控訴人国において容易に予見可能である。また、被控訴人三菱も、本件道德工場青年学校の教員を務めた池田英箭が、朝鮮から勤労挺身隊員を連れて来た在郷軍人から「向こうの親たちが『朝鮮ピー』（注：軍隊専用の慰安婦）にされるのではないかと不安がっていたのを、絶対にそんなことはない、行儀作法を教え、勉強もさせるからと安心させた」との話を聞いたと語っている（甲G6号証・44頁）ように朝鮮社会において「挺身隊」と軍「慰安婦」がわがちがたく結び付いていたことを認識していた。

3 「挺身隊」言説被害発生 of 予見可能性

(1) 韓国社会の貞操観念の認識

被控訴人国は、韓国社会が貞操観念にとりわけ厳しい社会であることを認識していた。すなわち、被控訴人国は、1919年3月1日の三一独立運動に参加した女性を裸にして辱め自白させるという、それまで朝鮮に存在しなかった性拷問を導入し、また、朝鮮の未婚女性は、性体験がなく性病にかかっていないとして、大量に慰安婦に動員したのである（余舜珠証人19頁下から6行目以下）。かかる被控訴人国は「挺身隊」との烙印がそのまま「汚れた女性」との烙印付に直結し、厳しい人生被害をもたらすであることを予見することが可能であった。

(2) 日本社会の女性の二分化

一方、戦前・戦中のわが国における天皇制国家も、「家」を統治の基礎単位とし家族国家の頂点に万世一系の天皇を配する天皇制家父長制の下、厳しく女性を

二分化する国家であった。「家」制度の下では、「家」の存続が絶対的に重要であった。女性の身体は、夫の子を産む道具とされ、また「家」存続のために子を育てることこそ女性本来の仕事とされた。夫以外の子どもが産まれることは、「家」の存続に関わるものであり、女性に対しては厳しく貞操が求められた。貞淑な良妻賢母が女性の理想像として称揚されることとなった。他方、男系の「家」存続のため、庶子の相続順位は高く、妻の不貞は姦通罪によって処罰される一方、男性が妻以外の女性と性行為を行うことは、「家」存続のため正当化され、妾にも貞操義務が課された。何より天皇家自体が大正時代まで一夫数妻を伝統としていた（甲A55号証50頁～64頁）。

「家」を守るため女性に貞操を厳しく求めた反面において、国家売春保障システムというべき公娼制が確立されて繁栄し、性交の道具とされる女性の範疇を形成していた。こうして天皇制家父長制の下、家父長制社会の正規の構成員たるべき「貞淑な女性」と、社会構成員から排除され性的な道具とされる女性の二分化が定着していたのである。

家父長制下における女性の地位について、本質的には、日韓の社会の間に大きな相違はない。

「天皇制という封建的な形態をとる国家と民族の主体性を固守する国家とは、「同一性」に対する執着という点で、結局は、家族制度内外に女性を配置し、女性の性（sexuality）を国家存続の道具として利用することによって維持される家父長制を根本にするという点で、大きな違いはないのである（甲C85号証の2・73頁）

日本が韓国社会と共通する女性の二分化する国家であったことは、「挺身隊」として認識された女性が、「汚れた女性」として烙印付され、家庭や社会から排除される挺身隊言説被害の発生を当然に予見可能とするものである。

第5 結果回避可能性

1 軍「慰安婦」及び勤労挺身隊の実態に関する公式調査、公表、真摯な公式謝罪

控訴人らは、被控訴人国が、軍「慰安婦」制度及び勤労挺身隊制度両者の実態を調査し、公表し、真摯な謝罪をなすこと（当然に被控訴人国の責任を認めることが前提となる）によって、控訴人らが苦しみ、現に苦しめられている挺身隊言説被害を回避することが可能であると主張してきた（原審準備書面19・32頁下から5行目以下、準備書面20・20頁4項、準備書面32・18頁（2）等）。

上記準備書面で詳述したとおり、被控訴人国による調査・発表・謝罪という一連の措置がなされたならば、挺身隊言説被害を回避し、あるいは被害の累積・拡大・継続を回避することができたことは明らかである。

2 本件における結果回避可能性

(1)本件被害の特質

挺身隊言説被害は、挺身隊と認識されることによって「汚れた女性」との烙印付がなされ社会・家庭の構成員たる資格を奪われ、社会や家庭から排除される被害を中心として、かかる事態を避けるために過去を隠蔽・秘匿しなければならない被害、過去の発覚に怯え続けなければならない人生被害として現れる。

こうした被害は、基本的に女性を二分化する観念に基づく差別被害である。男性には性的放縦を許す一方、女性には厳しく貞操義務を課す価値観は、女性の身体を男性の所有物と観念する男性中心主義の現れに他ならない。かかる価値観が共有される社会では、性暴力の被害者であっても、貞操を守らなかったとして被害者が非難され、社会的に排除されることになる。

(2)差別被害と結果回避可能性

烙印付による差別被害として現れる人生被害は、烙印付の強さによって、自ずから軽重がある。

社会の構成員の圧倒的多数が誤った差別意識を共有していれば、烙印付による被害は極めて深刻なものとなり、人生の可能性をほとんど摘み取ってしまうことになる。逆にこうした差別意識を共有する人が減少すれば、烙印付による被害は軽減し、被害者の人生の可能性は広がることになる。

したがって、烙印付による人生被害の結果回避可能性については、被害を軽減する可能性も含めて結果回避可能性を検討しなければならない。

この理は、実定法も認めているところである。

民法723条は、名誉毀損に関して、損害賠償のほかに「名誉を回復するのに適当な処分」を被害救済手段として規定している。この「処分」の代表的なものが謝罪広告である。謝罪広告を命じるについて、完全に名誉が回復されることを要件とされているわけではない。謝罪広告によって、名誉毀損をした者の責任が明らかにされ、偏見を持つ人が減少することが、名誉のような人格権侵害を軽減させることにつながるといふ範囲の有効性が認められれば、謝罪広告を命じることができるのである。本件で、控訴人らが求めている謝罪広告は、いうまでもなく民法723条の類推適用によるものである。

(3)性差別被害と結果回避可能性

性差別被害としての本質を有する挺身隊言説被害を回避するためには根本的には男性中心主義的な貞操観念が問い直されなければならないことはいうまでもない。性暴力については加害者に全責任があるとの当然の価値観念が社会的に共有されるならば、挺身隊言説被害が軽減することは明らかだからである。

このため、直接的には、軍「慰安婦」動員に現れた国家的性暴力が、もっぱら被控訴人国の責任によるものであって、被害者が非難される理由が全くないことを明確にされることが必要である。こうした観点から控訴人らは、勤労挺身隊のみでなく、軍「慰安婦」動員についてもその調査、真相の公表、真摯な謝罪が結果回避措置として必要であったことを繰り返し主張し続けてきた。社会内に存在

する差別・偏見を除くために加害者が責任を明確にした真摯な謝罪が果たす意味
が大きいことは容易に理解できよう。

(4) 作為起因型不作為事案における結果回避可能性

本件挺身隊言説被害は、被控訴人国による軍「慰安婦」連行及び勤労挺身隊動
員という先行行為により生じたものであり、作為起因型不作為事案である。

被控訴人国に課される結果回避義務は、「自ら蒔いた種を自ら刈り取る」べき
責任であり、結果回避の容易性や有効性は、不作為責任の成立要件とはならない
(準備書面32・17～18頁)。

控訴人らが主張してきたとおり、「当該場面において通常なすべきことをな
す」ことにより結果回避の可能性があれば、それで足りるのである。

(5) 被害の重大性

本件挺身隊言説被害は、控訴人らの人生の可能性を悉く摘み取る深刻で重大な
被害である。

そして、挺身隊言説被害を帰結した被控訴人国の先行行為はいずれも当時の国
際法や国内法に反する違法な犯罪行為であった。

条理に基づく不作為責任の成立要件は、相互に独立したものではなく、密接に
関連したものである。本件のように被害が重大であり、これをもたらした先行行
為の違法性も重大である場合、結果回避可能性はより緩和して考えられなければ
ならない(甲E3号証48頁)。

(6) ハンセン病訴訟熊本地裁判決(平成13年5月11日。甲A31号証)

ア 厚生省の不作為責任

ハンセン病訴訟熊本地裁判決は、ハンセン病患者の隔離政策に関して、立法不
作為責任を認めたと、同時に厚生省の不作為責任も認めている。

この訴訟では、隔離による被害はむろん、社会的な差別・偏見の下に置かれて
きた精神的損害も被害として認められている。判決は、ハンセン病に対する差別

・偏見のすべてが隔離政策のみによるものではなく、古来より存在したことを認めながら、なお、社会内の差別・偏見を除去するための措置をとるべきであったとしている。

「厚生省としては、入所者を自由に退所させても公衆衛生上問題とならないことを社会一般に認識可能な形で明らかにするなど、社会内の差別・偏見を除去するための相当な措置を採るべきであった」（甲A31号証97頁最下段）ことなどから「ハンセン病が恐ろしい伝染病でありハンセン病患者は隔離されるべき危険な存在であるとの社会認識を放置したことにつき、法的責任を負う」（同号証98頁1段目）として厚生省の不作為責任を認めたものである。

イ 社会内差別被害と結果回避措置

ハンセン病患者の隔離政策を定めた「らい予防法」（いわゆる新法・昭和28年制定）は平成8年に廃止されており、判決当時、違法な不作為は全て終了し、判決が指摘している結果回避措置は完了した状態にあった。結果回避措置が採られたからといって、ハンセン病患者に対する社会内の差別・偏見が解消した状態にないことを裁判所は十分に認識しながら、社会内の差別・偏見を除去するための結果回避措置を怠った不作為責任を認めたのである。

まして、新法の廃止がなされず、立法上、国の隔離政策が継続している状況において、厚生省が「入所者を退所させても公衆衛生上問題とならないことを社会一般に認識可能な形で明らかに」したとしても、社会内の差別偏見を除去するには、限界があったことは明らかである。判決は、結果回避措置として不十分であることを認識しながら、なお、厚生省に対して結果回避措置をとるべき責任があったことを認めたのである。

ウ 本件との共通性

同事案は、作為起因型の不作為責任の事案であること、烙印付による社会内の差別・偏見による被害であること、差別・偏見による被害が重大であることなど、

本件と同様の構造の下で、結果回避の有効性を問うことなく、本件において控訴人らの主張するとおり「当該場面においてとるべき通常の措置をとる」ことを命じたものといえる。

同判決は、立法不作為責任を認めた点において画期的な判決であり、この点が大きくクローズアップされた。政府は控訴を断念するに当たって、立法不作為及び除斥期間に関する判断を批判する声明を公表している。しかしながら、厚生省の不作為責任を認めた点についての批判はされていない。

(7)結論

以上のとおり本件において、結果回避の容易性や有効性を不作為責任成立の要件とすべきでないことは明らかである。

第6 同一視被害

1 不可視化された「挺身隊」

山下英愛証人が述べるとおり、1990年代に入るまで軍「慰安婦」の具体像は不明であった（甲C91号証6頁上から3行目）。この間、男性徴用・強制連行については語られ、補償問題が浮上したが、「挺身隊」の名の下に隠蔽された軍「慰安婦」と勤労挺身隊の被害者らは、自らの被害を語ることはできなかった。挺身隊言説の下、「かつて『挺身隊』であったことを語ることは、自分が汚らわしい女性であると語ることに同様に見なされ、当事者でなくても、この問題を話題にするだけでも汚らわしいという雰囲気形成されたのである」（甲C91号証5頁）。男性中心主義の文脈の中では、女性の身体は男性の所有物であり、男性にとっては「自分たちの所有物である女たちを、倭奴（ウェノム：日本人のこと）に横取りされたと感じ、自分たち民族の不名誉なことであると考え」られたのである（甲C91号証5頁）。

こうして「挺身隊」は、解放後の韓国社会において「汚れた女性」を表象する言

説として、語ることのできない忌まわしいタブーとして、その実態は闇に閉ざされてきたのである。

2 軍「慰安婦」の可視化

こうした状況が変化するのは、軍事独裁政権が倒され、韓国が民主化された90年代近くなってからである。80年代末から女性が、家父長制の下で内面化させられた性規範を克服して性暴力問題を本格的に告発するようになった。性暴力を女性の恥としてではなく、違法な人権侵害ととらえる社会意識が定着し始める中で、軍「慰安婦」問題は、具体的な問題として浮上することとなった。

1990年1月、ハンギョレ新聞に掲載された尹貞玉梨花女子大学教授の「挺身隊取材記」が韓国において、軍「慰安婦」問題が社会問題化する嚆矢となった。

引き続き90年5月、盧泰愚大統領の訪日を前にして、女性団体3団体（韓国教会女性連合会、女子大生代表者協議会及び韓国女性団体連合）が、軍「慰安婦」問題の真相究明、謝罪、補償等を求める公開書簡を日韓両政府宛て送り、軍「慰安婦」被害の救済を求めた。同年7月には、尹貞玉氏や梨花女子大学大学院学生だった余舜珠氏、山下英愛氏らが、韓国挺身隊問題研究会を発足させた。

90年6月、本岡昭次参議院議員が、初めて国会で軍「慰安婦」問題を取りあげ、政府に調査を求めた。清水傳雄労働省職業安定局長は「従軍慰安婦なるものにつきまして、...やはり民間の業者がそうした方々を軍とともに連れて歩いているとか、そういうふうな状況のようございまして、こうした実態について私どもとして調査して結果を出すことは、率直に申しましてできかねる」として、日本軍の関与を否定した。

政府が、真相解明どころか、軍の関与自体を否定したことから、軍「慰安婦」をめぐる問題は、同年11月、37の女性団体による韓国挺身隊問題対策協議会（以下、挺対協ともいう）の結成へとつながり、韓国社会において大きくクローズアッ

プされることとなった。さらに91年8月の金学順ハルモニのカミングアウトによる告発を契機として、この問題は、いっそうの深化と拡がりを見せ、国際問題へと発展していった（以上、甲C24号証56頁以下、84頁以下、228頁以下等。余舜珠証人1～6頁）。

3 同一視被害の発生

(1) 「挺身隊」の実体化と「同一視」

軍「慰安婦」が可視化され、その実態が具体的に明らかにされるようになるのは、この段階からである。「挺身隊」は具体的に軍「慰安婦」を意味する言葉として実体化された。このときから、勤労挺身隊被害者らは軍「慰安婦」との同一視による危険にさらされることとなった。

不可視化されていた軍「慰安婦」が「挺身隊」と呼ばれ、社会の関心が集中する中、それまで息を潜めるようにして過去を封印してきた勤労挺身隊員らは、いつ自分たちの過去が周囲に知られることになるか、いっそう怯えて生きることを余儀なくされるようになった。

現実に、92年1月には、担任した生徒たちを勤労挺身隊に勧誘したことを謝罪するために池田正枝氏が韓国を訪れた際、学校を通じて軍「慰安婦」に動員された驚くべき事実が判明したとして大きく報道された（甲C75、76号証、甲C90号証72、73頁）。このことは、彼女たちにとって危険がまさに切迫したことを意味した。

実際に、勤労挺身隊として、NBCテレビのインタビューを受けた控訴人朴海玉は、夫に勤労挺身隊経験者であることを知られ、「挺身隊」問題に社会の関心が集中する中、1994年に離婚をやむなくされている（朴海玉本人調書24～26頁）。

(2) 置き去りにされる勤労挺身隊

また、軍「慰安婦」が被害者として社会的に受け入れられ、韓国社会の中に共感の対象として、自ら被害者としての位置付を見い出していくことが可能になったのに対して、勤労挺身隊員らは周辺に押しやられ、怯えることを強いられるだけの存在として自己同一性を根底から揺さぶられるに至った（甲C91号証7頁。甲C90号証）。

「この場面において、勤労挺身隊女性たちは葛藤する。挺身隊という女性たち自身の自己正体化を認定しない周辺の認識と視線は、女性たちにとっては分裂的な経験である。日帝時代の挺身隊がもった意味を再構成して、国家という権威を通じ正当化を試みるが、これが受け入れられないことはいったい何を意味するのか。挺身隊の名称は、そのまま植民地の経験を象徴することで残り、植民地朝鮮の女性たち、彼女たちの声と行いを巧妙に歴史のなかに押し込む装置になる。すべてが「挺身隊」に注目するが、実際彼女たちが誰であり、どのような話をするのかを、誰も見たり聞いたりしないという逆説を生むようになる。」（甲C85号証の2・73頁）

軍「慰安婦」が可視化された後、勤労挺身隊被害者らは可視化した軍「慰安婦」と同一視される被害にさらされ、勤労挺身隊被害者らの人生被害はより切迫し、深刻化していったのである。

4 同一視の定着

(1) 軍「慰安婦」被害に対する被控訴人国の責任の回避

あまつさえ、被控訴人国は、軍「慰安婦」被害者らに対しても、93年1月、軍慰安所関連資料を突きつけられるまで、軍の関与を否定し続けるなど、誠実に被害者に対応しようとしなかった。被控訴人国は、93年8月に「いわゆる従軍慰安婦問題について」と題する調査結果を公表したが、断片的かつ部分的なものでしかなかった。被控訴人国は、これによって軍「慰安婦」問題の真相究明に幕

引きを図ろうとした。

こうした被控訴人国の不誠実な態度は、軍「慰安婦」問題を国際社会における問題にまで発展させ、92年以降、国連人権委員会において、95年以降、国際労働機構（ILO）においても連続的に日本軍性奴隷制度が国際法違反であるとして、日本政府の対応が指弾されるに至った。

95年7月、被控訴人国は、「女性のためのアジア平和国民基金」を設立して、軍「慰安婦」問題の幕引きを図った。この基金は、被控訴人国が創設し、一般国民の募金を募って、被害者に「償い金」を支給しようとするもので、被控訴人国の法的責任を回避したまま軍「慰安婦」問題の幕引きを図ったものとして、被害者らから激しい反発を浴び、基金事業は挫折した（甲C24号証84頁以下、78頁以下、233頁以下）。

被控訴人国の対応は、真相の解明、責任の承認と謝罪という本質的な部分において、被害回復の実質を欠いており、救済と呼ぶに値しないものというほかない。

まして軍「慰安婦」被害者らが抱える性差別被害に対する軽減措置とは到底なり得ないものである。

このため日本国内において、軍「慰安婦」について、未成年者を軍「慰安婦」とした事実自体を否定したり、体を売ったとする偏見に満ちた言説が跡を絶たない（甲C24号証245頁）。

日本政府が被害者らの要求に真摯に対応して、調査、公表、謝罪し、補償しない限り、軍「慰安婦」や勤労挺身隊に対する性差別、偏見はなくなるといわなければならない。

(2)同一視の定着

こうした状況下、勤労挺身隊と軍「慰安婦」とは範疇としては別のものと認めるべきであると至極まっとうな主張をしたアン・ビョンジク・ソウル大学教授は、イ・トンチュン・ソンファ大学校副館長から次のように激しく批判されることと

なった（甲C79号証の2・7頁）。

「アン教授は、不誠実な調査を土台として実情を歪曲して推論した。これにより、彼は、日帝の罪悪の実態を矮小化して減免させ、挺身隊問題について、終始、責任回避ないしは事実の糊塗に一貫してきた日本政府の立場を庇ったという批判を免れることができない」

ここには、軍「慰安婦」問題に対する調査、公表、謝罪を怠ってきた被控訴人国の姿勢が、同一視をいっそう強固なものとし定着させていくメカニズムが確認できる。被控訴人国の不作為は、日々、控訴人らの同一視被害を深刻化させ続けているのである。

5 不作為責任

後述する国会答弁に示されているとおり、90年代には被控訴人国は、控訴人ら勤労挺身隊被害者らが、「挺身隊」であるがゆえの「忌まわしい」「誤解」に苦しめられていることをすでに認識していた。したがって、軍「慰安婦」の可視化以後、控訴人らが軍「慰安婦」と同一視されて深刻な被害を被ることを予見することが十分に可能であった。被控訴人国が、控訴人らが軍「慰安婦」ではなく、工場労働を強いられた勤労挺身隊であることを認識していたのはむろんである。

しかるに被控訴人国は、後述する国会答弁においてなした約束に反し、何らかかる被害を回避するための措置を採らず、漫然これを放置し続けた。

また被控訴人国が、軍「慰安婦」問題について、事実関係を曖昧にし、責任を回避する対応に終始したことが、控訴人らの同一視被害を定着させ、控訴人らを一層深刻な被害に晒し続けているのである。

6 同一視被害と日韓請求権協定

原審は、控訴人ら代理人が原審において同一視被害として主張した被害に関する

請求についても、1965年に締結された日韓請求権協定によって排斥されるとする。しかし、90年代に至るまで軍「慰安婦」問題は断片的にしか伝えられておらず、軍「慰安婦」の実態が一般に知られ始めるのは1990年に入ってからである。控訴人らが具体的に軍「慰安婦」と同一視されることによる被害は、90年代に入ってから生じたのである。

被控訴人らによる90年代以降の勤労挺身隊被害の黙殺は、具体的な同一視被害の発生を阻止しなかった不作為として、控訴人らに対する作為義務を怠ったものであり、この時点から後に限っても、被控訴人らの不作為責任を基礎づけるに足りるものである。90年代に発生したかかる同一視被害について、1965年の日韓請求権協定の効力が及ばないことは明らかである。

7 国会答弁(1988年4月25日第112国会衆議院決算委員会答弁)の不履行

軍「慰安婦」問題が顕在化する以前、すでに被控訴人国は、控訴人ら勤労挺身隊被害者らが挺身隊言説による人生被害を被っていることを認識し、誤解を解くことを約束していた。この約束が果たされていれば、控訴人らが軍「慰安婦」であると同一視される危険は生じなかったか、少なくとも減少し、控訴人らの人生被害も相当程度軽減されたことは確実である。

1988(昭和63)年4月25日、第112国会衆議院決算委員会で、草川昭三議員(公明党)が道徳工場に動員された朝鮮女子勤労挺身隊の問題を取りあげて、質問をしている。草川議員は、朝鮮半島から勤労挺身隊として動員されて東南海地震で死亡した6名の名前が被控訴人三菱重工業の殉職碑銘板から除かれている事実を指摘して、政府に6名の名前を確認した上、次のように政府を質した。

「実は挺身隊という言葉を知りただけで身の毛がよだつという御家族もおみえになります。どうしてかといいますと、戦前日本の軍隊が強制的に当時の朝鮮半島の女性の方々を日本の軍隊の慰安婦に徴用してしまった。そして、戦争が終わったときにはそういう方々は

半狂乱になってしまい、ほとんどが自害をすとかというむごい歴史的な傷跡があるのだ、そういう言葉を思い出すのだから、それは日本に残った君たち日本人が、これはそういう方々と違う学徒動員だということもはっきりと証言をしてもらいたいというような声もあるわけであり。そういうお話を聞きますと、我々は非常に胸が痛むわけでございまして、(略)大臣の御見解を承りたいと思います。」

これに対して宇野宗佑外務大臣は、

「韓国に關しましての今のお話は私も初めてでございますが、(略)この問題は、御家族に對しましてもそういうふうな誤解のないということは何らかの機会に速やかにやらねばならぬということを実際に私も痛感いたしました。」

(略)直ちに外務省といたしましても厚生省と御連絡を申し上げ、そして忌まわしき戦争の傷跡をふくように最大の努力をいたしたいと考えております。」

草川議員が再度、対応について念を押したのに対しても、宇野外務大臣は、明確に対応措置をすることを約束した。

「戦争中朝鮮半島に住んでおられた方々に対する当時の軍部、そうした関係者がいろいろと悲しい思い出をつくらせてしまったということは幾つも例がございます。したがって、既に日韓間には非常によい関係になっておりますが、まだそういう問題が残っておるということもやはり大切でございますから、私たちといたしましては十二分に配慮をし、またその人たちの御遺族の、また御本人の名誉というものを新しくきちっとすることが大切だと考えております。何らかの措置をとるように努力いたします。」

質問をした草川議員は次のようにこの質問を締め括っている。

「非常に前向きに答弁をしていただいておりますが、ぜひ今後とも御協力をお願い申し上げます。」

(以上、甲E 1、甲C 6号証 2 2 頁 3 段目から 2 3 頁 2 段目)

以上のとおり、この国会質疑により、被控訴人国は、朝鮮から道德工場に動員された勤労挺身隊員が挺身隊言説被害に苦しんでいる事実を公式かつ明確に認識した。

そして、政府として、「ご家族に對しましてもそういうふうな誤解のないという

ことを何らかの機会に速やかにやらねばならぬということを本当に私も痛感し」、「直ちに外務省といたしましても厚生省と御連絡申し上げ、忌まわしき戦争の傷跡をふくように最大の努力を」なすことを確約したのである。

この約束が果たされ、控訴人らが帝国日本による強制労働の被害者であることが明確にされ、戦争の傷跡をなくすような措置が執られていたなら、90年代に入って可視化された軍「慰安婦」との同一視という被害もよほど軽減されたに違いないのである。被控訴人らは何重にも控訴人らの期待を裏切って不作為を続け、控訴人らの人生被害を救いようのない深刻なものとしてきたのである。

また、この国会質問は、高橋信証人らの努力によって、採り上げられたものであり、具体的に控訴人らの被害を念頭に置いたものであった。控訴人らが被控訴人国によって、控訴人らの人生被害が軽減されることを期待するのは当然であり、被控訴人国のその後の不作為は、かかる期待権をも侵害するものである。

第7 小括

「よくわかる韓国の『慰安婦』問題」（甲C24号証）の次の記述は、この裁判において問われていることの本質を考える上で、極めて示唆的である。

「日本社会は人権侵害を受けた人びとに対して同じ人間としての、人間的共感を呼びおこす力が弱くなっているのではないかと思うのです。すでに戦後半世紀以上たつて、社会の多数が直接戦争体験、加害経験のない戦後世代になりました。こうした人びとであっても、人間的共感を呼びおこすことは可能です。また、そうした人間的な共感が下地にあつてこそ、二度と繰り返すまいという決意にもとづいて、社会の責任、国家の責任を真剣に考えることができるのではないのでしょうか。」（甲C24号証245～246頁）

「人間の他者に思いを寄せる力には、想像力や包容力、治癒力といったさまざまな可能性があります。たとえ見も知らぬ人の痛みや苦しさであっても、想像力と共感

の力で時代や社会、国境や性別を越えて理解し共鳴することができます。そのような力があるからこそ、良心や人権といった普遍を論じることもできるのではないのでしょうか」（甲C24号証247頁～248頁）

60年有余を塗炭の苦しみの中に送ってきた控訴人らを前に、基本的人権尊重を謳った憲法にしたがう裁判所がなすべきことは明白である。

控訴人らの人生に対して、法的救済の手をさしのべることこそ、何よりも求められていると言わなければならない。

第5章 韓日請求権協定によって控訴人らの請求は 排斥されない

第1 韓日請求権協定の解釈 適用上の問題点の整理

1 原判決の概要

原判決は本件協定締結に至るまでの過程、本件協定の規定、本件協定締結に伴う措置等をまとめ羅列した上で、ただ「上記に検討したところによれば、本件において原告らが被告らに対して有すると主張する各請求権が存するとしても、被告らが、本件協定2条1項、3項によって原告らはこれらについていかなる主張もすることができないものとされている旨を主張する以上、原告らの請求を認容して被告らに対し上記の各請求権についてその履行をすべき旨を命じる余地はないものといわざるを得ない」（原判決103頁）とのみ述べ、控訴人らの請求を排斥した（原判決の論旨については控訴理由書19頁ないし22頁）。

原判決のこの部分のみが、控訴人らの請求を排斥した唯一の理由であった。

しかしながら、この原判決には様々な段階において到底看過し得ない誤りが

ある。

本章第 1 項においては、控訴審において控訴人らから主張してきた問題点及び本準備書面において補充して述べる問題点を概観し、第 2 項以下においては控訴審の結審にあたり、とくに重要な諸論点についてそれぞれ詳述する。

2 原判決の理由不備 (控訴理由書 22 頁ないし 24 頁参照)

原判決は協定締結の経緯について簡単にまとめた上で「上記に検討したところによれば」とだけ述べている。

しかしながら、原判決は本件協定締結過程をただ時系列に沿って並べるだけであり、原判決にはその締結過程を解釈にどのように反映させたのか、論理の経過が欠落している。

また、本件協定の規定内容についても文言をただ繰り返し述べているだけであり、本件協定解釈・適用にあたって肝心な「完全かつ最終的に解決された」(本件協定 2 条 1 項)、「いかなる主張もすることができない」(本件協定 2 条 3 項)の法的効果については何ら考察をしていない。本件協定の文言から一義的な解釈を導き出すことができるようなものではないことは後記第 2 において改めて述べる。

さらに、本件協定に伴う措置等についてもただ措置を羅列するだけで、その内容に立ち入ることをしていない。

しかるに原判決は何ら検討していないにもかかわらず「上記検討の結果」と述べて控訴人らの請求排斥の理由とした。原判決は全くの理由不備なのである。

3 原判決が示した本協定解釈 適用についての問題点概観

(1) 文言解釈としての誤り (控訴理由書 24 頁ないし 26 頁)

原判決の協定解釈には本件協定 2 条 1 項及び 2 条 3 項の主語がともに「両締約国」であって、あくまで国家間の関係を規律したものであるという点を看過しているという誤りがある。

この点は控訴理由書 24 ないし 26 頁で述べたとおりである。

なお、被控訴人国より控訴審答弁書 1 頁以下においてサンフランシスコ平和条約による講和体制に基づき、国家は国民の私法上の権利・義務の設定、変更、消滅を行うことができる旨の反論がなされているが、この反論に対しては後記第 4 において控訴人から再反論する。

(2) 条約の国内的効力という論点に照らした適用の誤り(控訴理由書 26 ないし 27 頁)

原判決は本件協定の文言につき、一義的・形式的にその解釈が定まるものとして国内法的にも適用した。

しかしながら、本件協定の文言の解釈が一義的・形式的に定まるものではないことについては控訴理由書ほか、後記第 2 の 1 においても述べたとおりである。

(3) 条約の解釈手法を踏まえていないという誤り

上記(2)の点に関わるのであるが、原判決は協定が条約であってその解釈の在り方はウィーン条約法条約に則って行われなければならないという点を看過してきた。

すでに金証人が本法廷において明確に述べ、また控訴理由書及び控訴人準備書面 4 でも述べてきたとおりである。後記第 2 及び第 3 において敷衍・補充して述べる。

(4) 協定締結過程に照らした解釈の誤り

上記(3)のウィーン条約法条約に照らした条約の解釈として、重要なのは当事国の合意内容であり、それを考察するには協定締結過程を考察することが不可欠である。

本件協定締結にあたり、韓日両政府が何について合意し、合意外事項が何であったかについては、金証人調書及び控訴人準備書面 4 において述べてきたとおりである。

韓日両政府間には、被害者個人の請求権への補償問題について協議はなされなかったし、個人請求権に関する合意はなされていない。後述(5)の実施過程から遡っての合意内容推察も踏まえた当事国意思の解釈としては、国家間の関係としては外交保護権放棄という取り決めがなされたにすぎない。

(5) 協定実施過程に照らした解釈の誤り

本件協定 2 条 1 項及び 3 項の文言が一義的・形式的には内容を確定できないことに関わり、条約法条約 31 項 3 項 (a) (b) により協定の実施過程に照らした考察を踏まえた解釈も求められる。

この点については、金証人調書及び崔意見書(甲 B44 号証)他の各書証(甲 B46 ないし 47 号証、甲 A57 号証の 1/2)により明らかにした上で、控訴人準備書面 4 において述べてきたとおりである。

要点を述べるとすれば、本件協定の実行としては、あくまで外交保護権放棄であった。そのため、日本政府から韓国政府に対して支払われた請求権資金は、もっぱら産業育成と通商のために用いられたのであり、被害者の個人請求権に対する補償にはほとんど用いられていない。また、韓国個人から日本政府に対する請求も、一律に排斥されている訳ではなく、原判決のように一切の請求ができないというものではない。

したがって、本件協定の実施過程に照らしても本件協定 2 条 1 項及び 3 項によって個人が被った被害についての請求権は消滅するものではない。

(6) 協定を原判決のように解釈・適用することの国際法違反 (控訴理由書 42 ないし 44 頁)

本件協定を、原判決のごとく、控訴人らの請求権を排斥する根拠として解釈・適用することは強行法規としての性格を有する国際法に違反する。この点は、後記第 4 において補充・敷衍して述べる。

(7) 協定を原判決のように適用・解釈することの憲法違反 (控訴理由補充書)

加えて、本件協定を原判決のごとく、控訴人らの請求権を排斥する根拠として解釈・適用することはまた、日本国憲法にも反する。この点は後記第5において補充・敷衍して述べる。

(8) 本件協定の時的射程範囲についての解釈の誤り(控訴理由書 44 頁以下)

上記7つの問題点と若干視点が異なるが、控訴人らの請求の根拠として被控訴人らの不作為責任を主張している点について、本件協定を適用した誤りである。不作為責任に基づく請求は、戦後継続した不作為により、戦後日々、控訴人らに被害が発生し続けている事実に基づく請求である。にもかかわらず、原判決はその継続した行為から協定締結後現在まで生じ続けている被害について、1965年6月22日の時点をもって本件協定により「解決済み」とした。

原判決は本件協定の時的射程範囲に関する解釈として、明確に論理的な誤りを犯している。

4 小括

このとおり問題点を概観するだけでもこれだけ多岐にわたる問題点が存するのであって、原判決が控訴人らの請求を棄却した唯一の「論理」には破綻があるという様相を如実に示しているのである。以下、詳論する。

第2 本件協定の解釈の在り方 - ウィーン条約法条約に基づく解釈の在り方

1 原判決の協定解釈の不当

控訴人らが控訴審において繰り返し述べてきたように、原判決は条約の解釈の基本指針を踏まえることなく、またなんらの理由付けも行うことなく、本件協定を解釈・適用し控訴人らの請求を棄却した。

しかしながら、本件協定の文言は原判決が述べているようには、その法的効果が形式的・一義的に確定されるものではない。控訴人が控訴審において既に繰り返し述べ、金証人も本法廷において証言しかつ後記第3に韓日両政府の解

積の変遷として考察しているとおり、日本政府がこの間個人被害者の損害賠償について 180 度解釈を変遷させたという事実にも照らしても、本件協定の解釈が一義的に導き出されるものでないことは明らかである。

2 前提となるべき本件協定の解釈方法

(1) 条約法条約 31 条・32 条は本件協定解釈についても適用される

1969 年 5 月 23 日に採択された条約法に関するウィーン条約（以下、条約法条約という。）中、条約の解釈方法と基準を定める第 31 条及び第 32 条は、従来の国際慣習法を確認したものであり、従って 1965 年に締結された日韓協定にも同条項の適用が認められる（条約法条約第 4 条但し書き）。

この点を明確に示している先例は、リビア＝チャド領土紛争事件国際司法裁判所 1994 年 2 月 3 日判決第 4 1 パラグラフ（2 1～2 2 頁）である（甲 B 4 7 号証の 1）。

同判決は「条約法条約 31 条に反映されている慣習法に従い、『条約は、文脈によりかつその趣旨及び目的に照らして与えられる用語の通常の意味に従い、誠実に解釈するものとする』ことが想起される。解釈は、とりわけ条約の本文に基づかねばならない。また、補足的な手段として、条約の準備作業や締結の際の事情に依拠することができる。」と判示する（甲 B 4 7 号証の 2）。

すなわち、同判決によれば、条約法条約 31 条に定められる解釈に関する一般的な規則及び同 32 条に定められる解釈の補足的な手段は、条約法条約の採択当時既に国際慣習法として確立していた規範であり、同 4 条但し書きに定められる「この条約に規定されている規則のうちこの条約との関係を離れ国際法に基づき条約を規律するような規則」として、「いかなる条約についての適用も妨げるものではない」のである。

したがって、1965 年に締結された日韓協定の解釈に関しても、条約法条約 4 条但し書きに基づき、同 31 条及び 32 条の適用が認められるのである。

(2) 条約法条約 31 条、32 条の規定について

ここで、条約法条約 31 条及び 32 条の規定について、再度、確認しておく。

ア 条約法条約 31 条 1 項には「条約は、その文脈により、且つその趣旨及び目的に照らして、与えられる通常の意味に従い誠実に解釈する」とされている。

その上で「条約文の解釈は、第一にその用語の通常の意味に従って客観的に行う（同 31 条 1 項）。・・・また、このような条約解釈を行うさいに遵守されるべき実体法規として（同項）、一つは、(a)誠実の原則の適用であり、もう一つは、(b)条約の趣旨・目的に照らして実効性の規則の範囲内で目的論的解釈を行う余地をみとめた」（山本草二『国際法（新版）』（有斐閣）614 頁）のである。

そして、「用語の通常の意味」を確定するには、先ず、条約文（前文と付属文書を含む）に加えて、その締結の際の当事国の条約関係合意とか、当事国の解釈宣言で他の当事国が条約の関係文書として認めたものなどの「文脈」により行う（同条 2 項）。また文脈とともに、「後からの実行」（条約の解釈・適用についてその締結後に当事国の間で行われた合意や慣行など）を考慮して、その解釈を確定することも認められる（同条 3 項）。

イ 上記の「一般原則による条約規定の意味について、あいまい又は不明確であるか、常識に反し不合理な結果がもたらされる場合には、さらに、当事国の意思に照らしてこれを確認するため、補足的な解釈手段として、条約の準備作業（提案・交渉議事録を含む）と条約締結時の諸事情（条約締結に至る背景も含む）を援用することが認められる（同 32 条）」（前掲『国際法（新版）』615 頁）のである。

(3) まとめ

以上のとおり、本件協定は条約法条約 31 条及び 32 条に照らし、締結過程に

あたったの提案・交渉議事録、締結に至った背景、条約締結後の当事国の合意・慣行に照らして、解釈されるべきなのである。

第3 条約法条約に従った韓日請求権協定の解釈

1 協定締結過程に照らした解釈

前述したとおり、本件協定の文言は多義的あるいは曖昧な解釈を許すものである。具体的に問題となるのは、「請求権に関する問題」「完全かつ最終的に解決」（本件協定2条1項）あるいは「すべての請求権であって同日以前に生じた事由に基づくもの」「いかなる主張もすることができないものとする」（本件協定2条3項）という本件協定の文言である（条約法条約31条1項2項）。

しかしながら、これら文言はそれ自体として眺め、あるいは日本語としての通常の解釈を試みることはできるものの、依然としてそれ自体が明確にその射程範囲、法的効果を指し示すものではなく、明確な定義もなされておらず、本件協定における法的意味は不明瞭である。

そのため、まず協定が締結当事国間でいかなる合意によって作成されたのか、何が合意され、何が合意されなかったか、という点を考察しなければならない。この点は、金証人が本法廷において明確に述べられ、さらに控訴人準備書面4において考察したとおりである。

結論のみここで繰り返し述べると、次のとおりである。

協定の射程範囲の問題として、韓日請求権協定締結にあたり、控訴人らの被害を含めた植民地支配被害については何ら韓日両政府間で合意がなされなかった。合意がなされていない事項について、本件協定の効果が及ぶことはあり得ず、控訴人らの請求権についても、本件協定によって「完全かつ最終的に解決」され「いかなる主張もすることができない」という効

果をもたらされることはない。

協定 2 条 1 項、3 項において「完全かつ最終的に解決」され「いかなる主張もすることができない」と定められたことの効果について、韓日両政府間の本件協定締結後の解釈に照らし、外交保護権を両政府が互いに行使しないという限り（すなわち外交保護権放棄）での合意である。個人請求権を具体的に消滅させるという合意は成立していない。外交保護権放棄の効果が及ぶのは協定の射程内の事項についてはあるが、上記の点は措くとして、控訴人らの請求権についても仮に本件協定の効果が及ぶとしてもそれはやはり外交保護権の放棄という限度においてである。

2 条約法条約 31 条 3 項に則った解釈

(1) 前提

本件協定は上記 1 において述べたとおりの解釈となるのであるが、この解釈は条約法条約に則った解釈である。前記 1 の結論を導き出すにあたっては以下で述べる当事国間の協定締結後の合意あるいは慣行を踏まえて解釈しているため、以下で述べることは重ねての主張になるが、条約法条約に則った解釈であることを示すべく、述べる。

条約法条約 31 条 3 項 (a) 条約の解釈又は適用につき当事国の間で後にされた合意、(b) 条約の適用につき後に生じた慣行であって、条約の解釈について当事国の合意を確立するもの、を明らかにする必要がある（同 31 条 3 項）。

(2) 条約法条約 31 条 3 項 (a) に則ったの検討

条約法条約 31 条 3 項 (a) に則ったの検討に際しては、当事国政府（日本政府と韓国政府）の見解を明らかにすることが必要である。

ア 日本政府の見解の「転換」

まず日本政府は「協定第二条 3 の規定の意味は、日本国民の在韓財産に対して、韓国の執る措置または日本国民の対韓請求権（クレーム）については、

国が国際法上有する外交保護権を行使しないことを約束することである」との解釈を示した。これは『時の法令』別冊日韓条約と国内法の解説（乙 12 号証）64 頁、『日韓諸条約について』（甲 B43 号証）に現れている。

さらに、1991 年（平成 3 年）8 月 27 日の参議院予算委員会での外務省柳井条約局長答弁（甲 G 第 14 号証）において同氏は「先生御承知のとおり、いわゆる日韓請求権協定におきまして両国間の請求権の問題は最終かつ完全に解決したわけでございます。この意味するところでございますが、日韓両国が国家として持っております外交保護権を相互に放棄したと申すことでございます。したがって、いわゆる個人の請求権そのものを国内法的な意味で消滅させたというものではございません。日韓両国間で政府としてこれを外交保護権の行使として取り上げることはできない、こういう意味でございます。」と述べた。

日本政府として日韓請求権・経済協力協定によって放棄されたのは両国が国家として有する外交的保護権であって、個人の請求権そのものは消滅しないとの解釈を維持していたのである。

ところが、すでに控訴人が原審原告準備書面（29）8 頁以下において主張し、あるいは控訴審において金昌祿証人が本法廷において明確に述べてきたとおり、アメリカ合衆国カリフォルニア州において時効あるいは国家無答責の適用が外れ、アジアあるいは欧米諸国の被害者から日本政府・日本企業に対する責任追及の可能性がヘイデン法の制定という形で具体的に生じたが故に、日本政府は従来解釈を 180 度転換させた。

日本政府の態度を示す一例として、2000（平成 12）年 9 月 21 日に判決が出されたサンフランシスコのカリフォルニア北部地区米連邦地裁における第 2 次大戦時強制労働に対する対日企業訴訟（判決文は乙 39 号証）の審理過程において、日本政府（当時の駐米大使は先に挙げた平成 3 年答弁を行った柳井俊二氏であった）は 2000 年（平成 12 年）8 月 8 日、上記連邦地裁宛に次

のような「政府見解」を提出した（ただし、同事件は本件協定の効力が直接争点となったものではなく、あくまでサンフランシスコ平和条約が直接問題となった訴訟であった）。すなわち、「日本政府は、第2次大戦中の日本国及びその国民の行動から生じた米国及びその国民（捕虜を含む）の日本国及びその国民に対する請求権は、平和条約によって解決されたとする米国政府の見解と完全に同意見である」と述べた外交覚書である（乙38号証）。

日本政府はこのように明確に、平和条約によって放棄されたのは国家間の外交保護権のみであるという立場から、国民の請求権も放棄された、との立場に「転換」した。

イ 韓国政府の見解

本件協定締結時の韓国政府の見解については、本法廷における金証人の証言内容に現れている。

金証人調書によれば、「65年の段階で、この裁判で問題になっている法律的ないろんな論点に関して、韓国政府はどのような態度を取っていたのかということを確認することは、できません」（同調書18頁）というものである。

この後時代が下り、「1990年代に入って、国会の場での答弁を通じて、韓国の外務部長官が、何回も、請求権協定によって解決されたのは国家レベルで解決されたものである。個人の問題は残っていると。それで個人が、日本を相手として、訴訟を提起することはできると。」という形で韓国政府の見解が明確化された（同調書19頁）。

そして、現在の韓国政府の解釈は、「請求権協定は、基本的に、植民地支配の賠償を解決するためのものではなく、サン・フランシスコ条約第4条に基づき、韓国と日本との間の財政的、民事的な債権債務の関係、債権債務にかかわる問題を解決するものであると。・・・日本国あるいは日本軍などの国

家権力が関与した反人道的な不法行為に関しては、請求権協定によって解決されたと見ることはできず、それに関しては、依然、日本政府に法的責任がある」とするものである（同調書 20 頁）。

したがって、本件協定に関する韓国政府の解釈では、少なくとも 1990 年代以降は、同協定の法的効果は外交保護権の放棄を定めたものであると明示されているのであり、その解釈は一貫している。

ウ 検討

以上のことを併せて考えると、韓日政府間の合意というものは、いまだ外交保護権のみの放棄にとどまるというべきである。

けだし、本件条約は二国間条約、すなわち二当事国間の合意であるから、両国間で一旦合意が成立している以上、その解釈の変遷すなわち合意内容の変遷が肯定されるためには、一方当事国の意思のみでの一方的な解釈の変遷は認められず、解釈の変遷に関する両当事国間での後になされた明示・黙示の合意（条約法条約 31 条 3 項（a）参照）が不可欠となるからである。主権国家の併存する近代国際社会においては、各国家の主権は平等である。そして、その主権の発露である二国間条約において、一方当事国の一方的な意思のみによって一旦確立した両当事国の合意に変遷を生じさせることは、他方当事国への重大な主権侵害に当たることになるからである。

そして、韓日政府間には、1990 年代まで外交保護権の放棄という合意が存在した。ところが、2000 年代になって、日本だけが法的義務はないと主張を変えたのである。しかし、本件協定の他方当事国である韓国は、法的義務はないとの解釈をいまだ認めてはいない。とすれば、韓日の両当事国間には、法的義務はないとの解釈に付き、未だ、明示ないし黙示の合意は存在しないことになるのである。

(3) 条約法条約 31 項 3 項項 (b) に則った検討

ア 条約法条約 31 項 3 項(b)について

同条項 (b) は、条約の解釈に関しては、文脈とともに、「条約の適用につき後に生じた慣行であって、条約の解釈について当事国の合意を確立するもの」を考慮する、という条項である。

この趣旨は、条約締結後の当事国の慣行が、条約の意味についての当時国間の了解の客観的証拠を構成するからである。

イ 韓日両政府の外交保護権行使に関する慣行について

外交的保護権放棄という当時国間の了解を示す慣行としては、それぞれに外交的保護権を行使せずまた外交的保護権に対応した履行をしないということである。

この観点から、日本政府の慣行と韓国政府の慣行をしてみるに、韓日協定が締結された 1965 年から今日まで、40 年以上に亘り韓国政府は日本政府に対して外交的保護権を行使したことは無く、また日本政府が韓国政府に対し外交的保護権に対応した履行を行ったこともない。そして、ここで特に強調されるべきは、この慣行が、既に述べているように外交保護権放棄という日韓政府の合意の下でなされてきたことである。

ウ 個人の請求権放棄まではなされていないという慣行について

韓国が日本の植民地支配下にあった際に生じた、韓国国民個人の日本政府あるいは日本企業に対する請求権が消滅したわけではない、という点についてはすでに控訴人準備書面 4 及び崔意見書 (甲 B44 号証) において在韓被爆者の例、厚生年金脱退支給金の例、在韓ハンセン病元患者に対する補償の例を挙げて述べたとおりである。

両国間の実行として、個人の請求権がいかなる性質のものであろうと一律に協定によって放棄され消滅している、という対応はなされていない。

また、韓国国内の実行としても個人の請求権を補償するような実行は成

されてこなかった。一つには請求権資金の用いられ方であり、甲 B44 号証、甲 B45 号証、甲 B46 号証及び甲 A57 号証の 1/2 の各書証において明らかであるとおりに、請求権資金はもっぱら通商あるいは産業振興のために用いられ、被害者救済のためには用いられなかった（甲 B45 号証の使用実績中、被害者に対する補償金という項目すらない）。また、産業振興として用いられた資金は巡り巡って日本の加害企業の懐に落ちたのであり、個人被害者は未だに苦しい生活状況に置かれている。

さらに、被告から乙 13 号証ないし 15 号証として原審段階で書証が提出されている韓国国内の法令（請求権資金の運用及び管理に関する法律、対日民間請求権申告に関する法律、対日民間請求権補償に関する法律）において、控訴人ら生存被害者は対象外とされており、個人被害を実質的に補償するような法制度ではないこと、すでに述べてきたとおりである。

以上のとおり、韓日両政府ともについて、個人被害に関する請求権が本件協定によって一切消滅した（解決済みである）というような実行はない。

(4) 小括

以上から、韓日の両当事国間には、本件協定によって国家同士の外交保護権を放棄したという限度でしか合意は存せず、被害者個人の請求権について法的義務はない、すなわち個人請求権を具体的に消滅させるとの解釈、について未だ、明示ないし黙示の合意は存在しないし（条約法条約 31 条 3 項（a）参照）、合意を確立する国家慣行も存在しないのである（条約法条約 31 条 3 項（b）参照）。

したがって、協定 2 条 1 項、3 項において「完全かつ最終的に解決」され「いかなる主張もすることができない」と定められたことによる韓日政府間の合意は従前の合意内容である外交保護権の放棄にとどまると解釈する以外の余地はない。

3 条約法条約 32 条に則った検討

さらに、条約法条約 32 条についても一言言及しておきたい。この点は先に提出した控訴人準備書面 4 第 2 においても述べた点であり前記 1 の内容ならびに後記第 4 及び 5 において述べる内容の一部重複する。

条約法条約 32 条は「一般原則による条約規定の意味について、あいまい又は不明確であるか、常識に反し不合理な結果がもたらされる場合には、さらに、当事国の意思に照らしてこれを確認するため、補足的な解釈手段として、条約の準備作業（提案・交渉議事録を含む）と条約締結時の諸事情（条約締結に至る背景を含む）を援用すること」を定めている。

そして、控訴人らは未だに日本政府からも強制連行先であった三菱重工業からも何の謝罪も、償いも受けていない。

また、前記 2 において述べたような本件協定の韓国国内における実行に照らしても、本件協定に基づいて日本政府から韓国政府に対して支払われた請求権資金が経済協力資金の性格しか有しておらず、本件控訴人らの被害を救済することには一円も使われなかったことは明らかである。

このような実態であるにもかかわらず、それでもなお控訴人らに対してその被った被害を受忍せよと強いることは「常識に反し不合理な結果」をもたらす解釈である。そして本件協定締結の背景として個別被害者救済がその視野から抜け落ちていたこと、その欠落を強いた冷戦構造の問題については、前記第 1 章第 4 で述べたとおりである。本件協定が締結された背景事情を踏まえ、その後の韓国国内の実行（請求権資金は経済協力資金としてしか用いられなかった点）をもあわせ考慮すれば、「完全かつ最終的に解決」あるいは「いかなる主張もすることができない」という合意の内容には個人被害についての請求権が含まれていないことは明らかである。

4 小括

以上、様々な側面から検討したとおり原判決のごとく本件協定を解釈することは条約法条約 31 条 1 項、3 項 (a) (b)、及び 32 条に違反する国際法上違法な解釈である。したがって、本件協定によっては、被害者の個人請求権は何ら影響を受けず、日本の裁判所において実効的な救済を果たさなければならない。

第 4 国際法 (ことに ILO29 号条約) に照らした本件協定解釈 適用の限界

1 原判決の国際法の無視

原判決は、「本件において原告らが被告らに対して有すると主張する各請求権が存するとしても」、本件協定による権利の消滅を被告ら (被控訴人ら) が主張する以上は、控訴人らは救済されない旨述べ、控訴人らの権利が実効的な救済を得られないことを容認している。

この点、被控訴人国は「国家は国民の私法上の権利・義務の設定、変更、消滅を行うことが可能であることは当然である」(被控訴人国答弁書 3 頁) と述べており、原判決も、被控訴人らもいずれも、消滅する権利がどんな性質のものであろうと一切の限定を加えることなく権利が消滅することを前提としている。

しかしながら、この点には国際法上の限界を無視した大きな誤りがある。この点はすでに控訴理由書 42 ないし 44 頁において強制労働条約違反を中心に述べているが、さらに補充・敷衍して述べる。

国際法上の限界を論じる前提は、日本が締結した条約または確立された国際法規は法律より優位に立つということである。この点は、本件訴訟において争いはなく、被控訴人国も憲法 98 条 2 項を挙げて「我が国における法律と条約の間の国内法的効力における優劣関係に関しては、条約が法律に優位すると解されている」(被控訴人国答弁書 3 頁) と明言しているところである。

2 強制労働に関する条約 (ILO 条約 29 号)

(1) 条約の沿革その他

ILO は国際労働機関であり、第 1 次世界大戦の講和处理を定めたベルサイユ条約労働編という国際的合意によって、1919 年、創設された。日本はアジアで唯一 ILO 創設に参加し、今日まで継続して ILO に加盟し続けている。

本件で問題として指摘している「強制労働に関する条約」は 1930 年 6 月 28 日に ILO14 回会議において採択された条約であり、ILO 条約 29 号（以下、「29 号条約」と言う）である。

日本は 29 号条約を 1932（昭和 7）年 10 月 15 日に批准し同 11 月 21 日に批准登録を行っており、その後この 29 号条約から脱退をしたことはない。本件において問題となっている 1944 年当時も、日本政府は 29 号条約の適用を受けていた。

(2) 29 号条約によって 1944 年当時、本件朝鮮女子勤労挺身隊が禁止されていたこと

29 号条約は各締約国に対し、締約後出来るだけ最短期間の中に一切の形式の強制労働の使用を廃止することを求めた条約である（同 1 条 1 項）。

控訴理由書の繰り返しになるが、「強制労働」は「或者が処罰の脅威の下に強要せられ且右の者が任意に申出たるに非ざる一切の労務」と定義され（同 2 条 1 項、原文はカタカナ）ている。

この点、控訴人らは女学校に行ける、賃金を得て韓国の家族に仕送りができる、ご飯がたくさん食べられるという欺罔による勧誘を受けて勤労挺身隊へと動員されたものであるから、「右の者が任意に申出たるに非ざる」労務であることは本件審理を通じてすでに明白である。

そして、控訴人陳辰貞が明確に述べているところであるが、控訴人陳は上記欺罔による勧誘を受けた後、兄と相談して反対されたために、いったんは日本行きを取りやめようとしたところ、近藤憲兵から「行かないなら家族や兄を逮

捕して日本へ連れて行く」という脅迫を受け、結局親の承諾を得ずに親に内緒で日本へ動員されていった（原審最終準備書面 2）。さらに、工場へ配属された後も、控訴人梁錦徳が明確に述べているように「工場では 24 名の班に 2 名の日本人の班長が付き、終始監視していた。班長は、幼い原告にとっては非常に怖い存在であり、便所に行く時間が長い、との理由で頭を叩かれたり、手を出せと言われて手を叩かれたこともある。そういうときには、『朝鮮人、半島人』と罵られながら、暴行を加えられた。」（原審最終準備書面 2）のである。控訴人らが「処罰の脅威の下に強要せられ」ていたこともまた、本件審理を通じてすでに明白である。

また、同条約は第 4 条 1 項において「権限ある機関は私の個人、会社または団体の利益の為強制労働を課し又は課することを許可するを得ず」と定め、2 項においても本条約の批准登録後「私の個人、会社又は団体の利益の為の右強制労働が存在する場合には当該締約国は本条約が右締約国に対し効力を発生する日より右強制労働を完全に廃止すべし」と定めている。つまり、被控訴人三菱という私の会社のための強制労働は、批准登録を 1932 年 11 月 21 日に行った日本においては一切認められないものである。

さらに、例外的に強制労働が認められた場合も同条約 10 条に規定がある（漸次廃止すべきものとして、租税として強要される強制労働他、首長が行う公共事業のための強制労働が定められている。10 条 1 項）ものの、その場合も「推定年齢 18 歳以上 45 歳以下の強壮なる成年男子のみ強制労働に徴収せらるることを得」（同 11 条 1 項）のであり、本件控訴人らのごとく女性でかつ 18 歳未満の児童についての強制労働は一切、認められていない。

本件控訴人らの強制労働は以上に照らして違法なのであるがさらに付け加えて主張すべき点として、29 号条約 14 条においては合法的な強制労働に対して相当額の賃金が支払われなければならない旨定められているところ、本件控訴人らは一切の賃金の支払いを受けていないという点もある。

以上のとおり、29号条約は本件控訴人らが朝鮮女子勤労挺身隊員として受けた扱いを何重の意味においても、禁止している。重要なことは、日本政府が1944年当時、この29号条約を批准し、批准登録をすでに行っていたということである。したがって、当時の法適用においても、被控訴人国は違法行為の評価を免れ得ない。

なお29号条約の適用関係では、控訴人らが日本へ強制的に動員されてきた1944年当時、日本が連合国との戦争中であったため、一応同2条2項(二)に定める「緊急の場合即ち戦争の場合(以下略)の如き災厄若は其の虞ある場合及一般に住民の全部又は一部の生存又は幸福を危殆ならしむる一切の事情に於て強要せらるる労務」という適用除外に当てはまるのではないかという点も形式的に問題となりうる。しかしながら、この点については第一に国際法上の比例の原則により、また第二には同2条2項(ホ)の後段(一般に住民の全部又は一部の生存又は幸福を危殆ならしむる一切の事情)を踏まえた解釈により、除外にならないということが明らかである。

すなわち、第一点の比例原則については次のとおりである。1984年にシラクサで国際人権(自由権)規約の制限規定の解釈原則についての国際会議が実施され、そこで「シラクサ原則」が採択され、明文化された。同原則10条及び11条によると「制限が、当該条文によって認められた制限を正当化する諸根拠のひとつにもとづくものであり、...(中略)...正当な目的を求めるものであり、かつ、その目的に比例したものである」「制限を適用するに際し、国家は、制限の目的を成就するに必要とされる以上のより規制の強い手段を用いてはならないものとする。」と規定されている。さらに、「すべての制限規定は、厳格に、かつ問題の権利を認めるように解釈されるものとする」、「いかなる制限も恣意的な方法でなされてはならない」(同原則7条)、「保障された権利に対する制限を正当化する挙証責任は、国家にある」(同原則12条)、「制限の必要性に関するいかなる評価も客観的検討に基づいてなされるものと

する」(同原則 10 条最終文)、とも規定されている。これらの原則を踏まえて 29 号条約 2 条 2 項(ホ)の除外規定を解釈する場合、たとえ日本が交戦中であつたとしても、女性でありかつ児童でありさらには私企業のための労働であるという点において 29 号条約によって何重にも禁止されている本件朝鮮女子勤労挺身隊の動員は許容されるものではないと解釈されることになる。さもなければ、1932 年の 29 号条約批准時から 1945 年の敗戦まで常に戦闘行為を行っていた日本及びその植民地下にあつた朝鮮半島においては 29 号条約による強制労働の禁止が一切、意味を持たないということになるが、その解釈はあまりにも不当である。

また、第二点目にも関わる点であるが、29 号条約 2 条 2 項(ホ)において「戦争の場合」はあくまで「緊急の場合」の例示として挙げられている。そして、いかなる場合が「緊急の場合」であるかについての解釈においては同条項後段「一般に住民の全部又は一部の生存または幸福を危殆ならしむる一切の事情」が認められる場合と解するのが相当であろう。とするならば、日本から出撃していくための戦闘機を製作するという本件控訴人らが強いられていた労働は、たとえば空襲を受けた際の緊急の消火活動などとはことなり、一般に住民の生存を危殆ならしむるような場合には該当せず、同条項にいう「緊急の場合」に該当しない、と解釈することが妥当である。

したがって、本件控訴人らが強いられた強制労働は 29 号条約に禁止される強制労働であり、当時においても違法な強制労働であつた。

(3)29 号条約によって禁止されていることの効果

29 号条約 25 条においては「強制労働の不法なる強要は刑事犯罪として処罰せられるべく又法令により科せらるる刑罰が真に適当にして且厳格に実施せらるることを確保することは本条約を批准する締約国の義務たるべし」と定められ、29 号条約において禁止される強制労働には処罰義務があることが明示さ

れている。処罰を行うことは 29 号条約を批准した国家の義務である。

また、14 条には明文上は合法的な強制労働の場合であるが、賃金支払い等の義務が定められている。

そして、強制労働の禁止は本件当時すでに国際法上の強行規範として確立していた。条約法条約によれば、「強行規範」とは一般的拘束性をもつ国際法規のうち、各国が条約の締結によって逸脱することも許されない規範（同一性質を持つ今後の一般国際法規によってのみ変更できる規範）として国際社会全体が承認したものをいい、これに抵触する条約は当然に無効とされ終了する（条約法条約 53 条、64 条）。

29 号条約にはこのような国際法上のユス・コーゲンス（強行規範）としての性質も有しているのである。

(4)ILO 専門家委員会の日本政府に対する勧告

本件との関わりにおいて 29 号条約について重要な点は、日本政府に対し ILO 専門家委員会が軍性奴隷を主な対象としてではあるものの繰り返し、勧告を出してきた点である。

ILO 専門家委員会は ILO の条約及び勧告の適用状況を監視し、違反については国際労働会議に対する報告書を作成・公表する権限を有している機関である。ILO 専門家委員を経験し、中央大学法科大学院教授・国際法学者の横田洋三氏は、ILO 駐日事務所再開設 50 周年シンポジウムにおいてこの専門家委員会について「専門家委員会は、20 名程度の専門家で構成され、毎年秋に 3 週間弱の会合を行う。加盟国は批准した ILO 条約 - ILO 条約は 185 あるが - について遵守の義務がある。条約が遵守されない場合、国や使用者は直接利害関係がなく発言を行わない場合でも、労働者は生命、生活や安全等が脅かされることがあり、労働者も問題提起しうる仕組みになっている。労働組合から ILO 事務局に出された条約違反の通報について審査し、違反がある、改善の余地が

ある、必ずしも問題があると言えない、など問題ごとに審査を行い、報告書にまとめ、総会の条約勧告適用委員会に送る活動を行っている。ILOの三者構成は、政労使の利害関係者のバランスの上に立っているが、この委員会とは別に国家代表ではない個人的資格で選任ないし任命された専門家が審議する場である。ILOが人間に着目して国際的な行動基準を設定し、それを遵守させるといふ活動に対し、何重にも実効性をもたせている事例と言える。」と述べ（ILO 駐日事務所ホームページより）、ILO 専門家委員会の有する専門性とその報告を大変高く評価し、これに大きな意義を見いだす発言を行っている。

そして、この ILO 専門家委員会は日本軍性奴隷についてたびたび報告を行ってきた。すなわち、1996 年には日本軍慰安婦制度は強制労働条約（29 号条約）違反と報告、1997 年にも日本政府からの反論を退けて再度日本軍慰安婦制度は強制労働条約（29 号条約）違反と報告した。さらに、1999 年にも日本軍性奴隷の法的責任問題についてアジア女性基金による補償では不十分であると報告している。

これらの勧告は直接的には、日本軍による性奴隷についての報告であるため、直接的には本件には関わりのない点もある（たとえば、性奴隷が「労働」と言えるかどうかという論点は関わりのない点の典型例である）。しかしながら、本件朝鮮女子勤労挺身隊員らが強いられた強制労働は、女性でありかつ児童であるという点において明確に 29 号条約違反であり、違法な強制労働である。そのため、日本政府が被害者に対して何をすべきか、という点については上記 ILO 専門家委員会の報告は本件についてもそのまま実質的に該当する。

ア 1997 年専門家委員会報告について

1997 年専門家委員会報告において、29 号条約違反に対して日本政府が講ずるべき措置として指摘されたのは処罰義務及び補償義務である。

具体的には次のように報告された。

「委員会は、条約第 25 条の下で、強制労働の不法なる強要は、刑事犯罪として処罰されなければならない、この条約のいずれの締盟国も、法令によって課される刑罰が真に適当で且つ厳格に実施されるよう確保する義務を負っていることを想起する。委員会は、日本の刑法第 176 条、第 177 条の下で強制によるわいせつ行為及び強姦は処罰可能な犯罪であることに留意する。」

本件との関係でより直接的であるのは次の補償義務についてである。

まず専門家委員会は 29 号条約に違反しない強制労働だけではなく、29 号条約に違反する違法な強制労働についても批准国政府に補償義務があることを認めた。すなわち、

「委員会は、通報された虐待が「強制労働」条約に定められた絶対的禁止事項に含まれることに留意した（引用者注：朝鮮女子勤労挺身隊も女性かつ児童に対する強制労働であり、絶対的禁止事項である）。さらに委員会は、かかる受け入れがたい虐待は、適切な補償の原因とされねばならないと判断したが、それは、条約の効力発生後の過渡的期間内に第 1 条（2）の下で容認されうる強制的サービスの諸形態についてさえも、条約が、かかるサービスをさせられた者には、補償が支払われなければならない、かつ、第 14 条、15 条の下で障害年金への権利があると定められているからである。」

として、違法な強制労働被害者にも補償義務があることを明示した。その上で、

「委員会は、1996 年 10 月 30 日付報告書で「日本」政府が提出した、「戦時慰安婦」に対する謝罪と反省を表現し、さらに元「慰安婦」への償い金を支払うために設置された「女性のためのアジア平和国民基金」の全運営費を指示し且つこれに対するあらゆる可能な支援を与えるために取ってきた措置並びに政府資金を利用してなされる医療・福祉支援に

関する詳細な情報に留意してきた。委員会は、「日本」政府が被害者の期待に応えるために必要な措置を取るべき責務を果たし続けるであろうし、またそのさらなる措置に関する情報を提供するであろうと期待している。」

と述べ、日本政府に被害者に対する対応を迫っているのである。

イ 1999年専門家委員会報告について

1999年専門家委員会報告は、1997年報告よりさらに強い形で、軍性奴隷被害者に対する日本政府の補償を要求している。すなわち、

「当委員会は、再びくり返すが、「日本」政府が被害者の期待に応えるために必要な措置を取るべき責務を果たすであろうと確信する。「日本」政府からの補償とはみられないために、基金からの金銭が多数の「慰安婦」によって拒絶されたことにあわせ、基金の金銭を受け取った者に対して首相から送られた手紙が、政府が責任を承認していないとして、内数名によって拒絶されたこともあった、被害者の多数の期待に応えていないことを示している。当委員会は、「日本」政府に対して、迅速な対応を取り、すでに取られた措置よりさらに進んで前記裁判所の判決（引用者注：立法不作為を認めた山口地裁下関支部 1997年4月27日判決）に応じ、かつ被害者に補償するためその他の措置をとるよう要請する。ことは、年を経るごとに緊急性を増じてきている。」（傍点部引用者）

また、1999年専門家委員会報告の特徴は、軍性奴隷についてだけでなく、戦時産業強制労働全体について労働組合から専門家委員会に対する送付があったことを受け、専門家委員会として初めて、第2次大戦中に中国及び朝鮮から産業諸企業に強制連行された労働者に関して言及されていることである。

「委員会は、かかる悲惨な条件下における、日本の私的産業労働への労働者の大量強制連行は、「強制労働」条約に違反すると判断する。委員会は、被害者に対する個人補償を目的とする措置は、請求が裁判所に係属中であるにもかかわらず、何ら取られなかったことに留意する。委員会は、政府対政府の支払は、被害者への救済として十分ではないと判断する。（中略）「日本」政府が自身の行為への責任を受入れて被害者の期待に応えるための措置を取るであろうと信じる。」（傍点部引用者）

(5)本件協定の解釈についての 29 号条約による制限

本件において問題となっている朝鮮女子勤労挺身隊として控訴人らを違法に強制労働に従事させた点については、29 号条約に定める処罰義務を被控訴人国が果たしていないという損害賠償も十分に可能であるが、本項においては本件協定を原判決のごとく控訴人らの被控訴人国及び三菱に対する請求を棄却する論理として用いたことについて、29 号条約違反との関係で誤りであるという点を中心に論じる。

ア 本件で審理の対象となっている朝鮮女子勤労挺身隊への動員・労働が ILO 条約 29 号に違反する違法な強制労働であることの意義

前提として、控訴人らが被控訴人国及び三菱によって ILO 条約 29 号に違反する違法な強制労働を強いられた、という点は控訴人らの被害が非人道的な行為であったことをより一層明確にするものである。

この点、金証人は本法廷において 2005 年 8 月 26 日に示された本件協定の法的効力範囲に関する韓国政府の見解として「韓国政府は、日本国あるいは日本軍などの国家権力が関与した反人道的な不法行為に関しては、請求権協定によって解決されたと見ることはできず、それに関しては、依然、日本政府に法的責任がある」との見解を公表したと証言した（金証人調書 20 頁）。

ILO 条約 29 号に違反する違法な強制労働であり、それが日本国の関与に

よってもたらされたもの（日本国の関与については甲 C92 号証山田昭次意見書ほか）である以上、韓国政府の見解によっても本件控訴人らが請求している請求権は、本件協定の法的効力外の事柄であって、本件協定によっては解決されていないし、消滅もしていない。

イ 本件協定の法的効果に対する解釈上の限界

さらに、29 号条約に反し違法な強制労働に対しては、その加害者に賃金の支払い他の補償義務が課せられている。この点は、29 号条約 14 条、15 条の解釈から導き出されるのであり、専門家委員会が 97 年報告及び 99 年報告において言及されているところである。

しかしながら、仮に原判決のように本件協定を解釈することになると、日本政府も連行先企業である三菱重工業もいずれも、29 号条約違反の強制労働につきその被害者達に補償義務を負わないということになる。つまり、29 号条約に違反する二国間条約を日本政府が締結したということになるのである。

29 号条約違反はユス・コーゲンス違反であるから、29 号条約の後に締結されたユス・コーゲンス違反の条約は当然に無効となる。本件協定がユス・コーゲンス違反ではない条約であると解釈するためには、本件協定によって控訴人ら被害者個人の請求権は何らの影響を受けない、という判断をせざるを得ない。個人の権利に対しては消長を及ぼすものではなく、締結当初の日本政府解釈のとおり、本件協定 2 条 1 項及び 3 項については国家間の外交保護権のみ放棄、という解釈をしなければならないということである。

この制限は、日本国が批准した条約（29 号条約及び条約法条約）に基づく解釈上の制限であるから、日本国憲法との関係では合憲限定解釈の要請がはたらくということである。

付言すれば、控訴人準備書面 4 において指摘したジュネーブ第 4 条約の関

係も、この ILO 条約 29 号と同様に本件協定の解釈に制限を加えるという性質の論点である。

しかしながら、原判決はこの合憲限定解釈の要請の枠を踏み越えて、個人の権利が本件協定によって実質的には消滅すると解釈した。この解釈は違憲であり、明白に誤りである。

第 5 講和体制に関連する被控訴人国の主張に対する反論

1 被控訴人国の主張

上述してきたとおり、本件協定の適用にあたって、本件控訴人らの被控訴人らに対する請求権が消滅する、あるいは実際の救済を必要としないと結論づけることは日本が批准する条約あるいは確立された国際法に反するものであり、国際法違反であるばかりか、憲法 98 条 2 項にも違反する。そして、原判決は、このような国際法（国際人道法）の要請する限界を超えて、恣意的に憲法違反となるような解釈を行ったものであって、明確に誤りである。

この点、被控訴人国は控訴審答弁書において「国際社会においては、従来から、国家がその国民の他国又はその国民との間の財産及び請求権の問題を解決するために国際約束を締結することは国際法上可能として各国の実行が積み重ねられてきたという事実が存在するのである」と述べた上（同 3 頁）、戦争被害は全国民が被る結果となっている以上、その戦争被害についての賠償問題は戦後の講和条約によって解決することになるとし、「例外的に条約で、被害者である国民個人に対して、請求権者として直接必要な措置をとる方法をもうけた場合以外は、国民個人の受けた被害は、国際法的には国家の被害であり、国家が相手方に対して固有の請求権を行使することになる」と、『日本講和条約の研究』（乙 30 号証）を引用して述べる。

しかしながら、この被控訴人主張については大きく 2 点の誤りがある。

2 本件において問われている事柄の全容を被控訴人国は把握していない

第一点目は、すでに控訴審において控訴人から主張してきたように、本件が単なる戦争被害の問題ではなく、植民地支配に基づく被害の問題であって一般的な戦争被害についての講和条約体制では論じ得ないという点を看過している、という点である。

この点について念のため補充して主張すれば、原審段階及び控訴審において被控訴人国から提出された書証には直接本件協定の適用関係について記したものはなく、いずれもサンフランシスコ平和条約に関わるものである。

たとえば、乙 44 号証（アメリカ連邦地裁判決）の訳文、乙 81 号証（アメリカカリフォルニア州控訴裁判所判決）の訳文、乙 89 号証（アメリカ連邦最高裁判決）の訳文について言えば、いずれもアメリカ合衆国が締約当事国として参加していたサンフランシスコ平和条約に関わる部分についてのみ判断している。また、その判断内容もサンフランシスコ平和条約の内容の当否に立ち入って、被害者の個人請求権が消滅したという内容の判示を行っているものではなく、カリフォルニア州がヘイデン法を制定し、ナチス下の強制労働に対する損害賠償請求についてヘイデン法制定後 10 年以内に提訴する場合に限り、消滅時効を適用しないと定めたことが連邦憲法に違反するとの判断にとどまっている。いわば、アメリカ合衆国内の統治機構（連邦政府と州政府）の権限分配の問題に対する判断にとどまっているのであって、本件には何ら関係ない。

また、乙 57 号証、58 号証及び 59 号証もいずれもサンフランシスコ平和条約との関係についての書証である。控訴人らは、サンフランシスコ平和条約下では被害者個人の請求権が消滅したという主張に対してはやはり異議があるものではあるが、本件協定とは当事国が異なっている以上、別個の条約であって本件協定の解釈にそのまま妥当するものではない。この点は本法廷において、被控訴人国からの反対尋問に対し、「講和条約に対する解釈であると、その限りだと。これ

は、請求権協定と直接関係がないという風に思います」（金証人調書 37 ないし 38 頁）と述べたとおりである。

被控訴人国の主張は根拠を欠いており、誤りである。

3 被控訴人国は前述した国際法上の制約との関係を全く考慮していない

さらに被控訴人国の主張が誤りであることの根拠の第二点目は、前記第 4 において指摘した（控訴理由書においても指摘している）国際法上の制約について、被控訴人国が全く考慮していないという点である。

この『日本講和条約の研究』にもとづき被控訴人国が控訴審答弁書 4 頁以下で主張している内容を概括すると、第 1 次世界大戦後に締結されたベルサイユ条約においては国家間の損害の他国民個人の賠償請求を認めたためドイツの賠償総額が巨額となり、経済が破綻してヒットラー政権の出現を招いた、というベルサイユ条約枠組みの批判である。

ところが、本控訴審において控訴人らが主張している ILO 条約 29 号及びその大前提である ILO 発足は第 1 次世界大戦後にやはり世界大戦に対する反省から設立された国際機関、採択された条約なのである。したがって、上記『日本講和条約の研究』ではこの強制労働条約違反という視点は全く欠落している。

これまでの同種事案において、控訴人ら被害者の代理人も、国・企業側の代理人も、さらには裁判所においても、残念ながらいずれもこの国際法課せられた解釈の制約についての考慮は決して十分であったとはいえないことを認めなければならない。しかし、現に国際法上の制限が上述してきたとおり存在し、それを控訴人側が主張している以上、この制限を無視することは現在の日本の裁判所において許される態度ではない。

第 6 本件協定解釈 適用にあたっての憲法上の限界

この点は既に控訴理由補充書において述べたとおりである。原判決のように本

件協定により控訴人らの請求権が消滅している（実質的な救済を得ることができない）という解釈は、日本国憲法憲法前文、9条、13条に照らした憲法29条1項、3項に違反した解釈であって、その解釈・適用の限りで違憲である。

さらに、金証人の証言（とくに反対尋問）との関係で若干補足する。なお、本件で控訴人らが請求している権利が本件協定上の「財産、権利及び利益」ではないことについては原判決が判示しているとおりであり、本件については財産権措置法は直接問題とならないことは従前述べてきたとおりである。

まずここで前提となるのは、韓日請求権協定においては外交保護権のみの放棄しか合意されておらず、被害者個人の請求権の消長については何ら合意されていない、ということである。

また、日本国憲法は「財産権は、これを侵してはならない」（29条1項）としながら、「私有財産は、正当な補償の下に、これを公共のために用ひることができる」（同条3項）と定める。そして、控訴理由補充書において述べてきたとおり、この「公共のために」というのにも、これらの根本規範に反する権利制限は含まれないのであるから、本件で問題となっているような賠償請求権を消滅させる場合には正当な補償が必要である。これは日本国憲法29条1項・3項により、要請されている。

その上で理論的に考えれば、個人の「財産、権利及び利益」についての措置を定めた財産権措置法は本件協定という条約上の根拠を欠いた法律ということになるのであり、憲法29条3項との抵触という問題が、もともと存在しているのであるが、より一層鮮明に生ずる。さらに、本件では未払い賃金の請求を行っている訳ではないが、財産権措置法において消滅措置の対象となっている賃金のうち、前記第4において述べたILO条約29号に反する違法な強制労働の対価部分については放棄され得ないというユス・コーゲンス違反も問題となるのであり、憲法98条2項との間でも深刻な問題を生ずる。

この点について、日本の司法府は実は正面からの判断を行っていない。という

のは、かつて財産権措置法の適用が正面から争われた事案において、最高裁（平成 13 年 11 月 22 日第一小法廷判決）は「このような敗戦に伴う国家間の財産処理といった事項は、本来憲法の予定していないところ」であるとして日本国憲法の解釈を回避してしまったからである。憲法解釈については何ら判断は示されていない。

この最高裁判所の判断が示された事案において、控訴人らが主張しているような植民地支配の問題あるいは国際法（とくに ILO 条約 29 号）との抵触の問題がどれだけ審理の過程で述べられていたかについては不明であり、この最高裁判示は本件判断について直接の指針を示すものでない。

さらに、金証人は本法廷において素直に考えれば財産権措置法は憲法上の疑義を生じる旨述べているが（金証人調書 43 頁）、この証言は韓日両国国民間の問題についても日本国憲法の適用があることを前提にしたものであって、その前提において食い違う平成 13 年最高裁判決とは、憲法解釈において何ら抵触しないし、矛盾もしないのである。

第 7 小括

控訴人らは、すでに控訴人らが現在まで受け続けている被害を救済しなければならぬ、その実質的必要性については十分に主張し、立証してきた。

本件協定の解釈の関係で控訴審の審理を通じて明らかになったことは、法的な観点からも、救済を命じることが日本政府の国家機関たる司法府の義務であるということである。

控訴人らは自らの救済されない被害について、政治部門ではなく敢えて、個人の尊厳を守る使命を負った司法部門へ提訴してきたのである。この意味を貴裁判所においても十分に受け止められ、本件協定についてその締結に至った背景事情、その後の実行、さらに他の国際法規及び日本国憲法との関係まで十分に踏まえた

上で、国際社会に対して恥ずかしくない法解釈を示していただきたい。

第6章 国家無責任説の破綻

第1 問題の所在

- 1 被控訴人国（以下、「被告」という）は、「明治23年時点で『国家無答責の法理』が法政策として確立していた」とし、これがため、いわゆるポアソナード民法草案373条から「公私ノ事務所」という文言が削除されたと主張する。第1準備書面においても、「行政裁判法と旧民法が公布された明治23年の時点で、国の権力作用について国が賠償責任を負う旨の法規は存在せず、また、民法の不法行為の規定はこれに適用しないという法政策が採用された・・・」（6頁）とその論旨を繰り返し主張している。これに対し控訴人らは、「国家賠償請求に民法の適用があるか否かは法文上明記されず、その問題は司法裁判所の判断にゆだねられた」「上記文言削除は、『国家無答責の法理』が確立されたことを意味しない」と主張している。これが国家無責任説に関する焦眉の争点である。
- 2 控訴人らは、上記争点に関する控訴人ら主張の裏づけとして、次の証拠2点を提出した。
 - (1) 第1は、上記文言削除がなされた明治22年9月10日の審議録（甲D3）である。同審議録末尾には、「本条を修正する（これは「公私ノ事務所」文言の削除を意味している）においては、政府官庁の責任に関する問題は直接に断定しない。 司法官の判断にまかす」と明記されている（原文は下記のとおり）。

「右ノ如ク本条ヲ修正スルニ於テハ政府官庁ノ責任ニ関スル問題ハ直接ニ断定セ
ズ然レトモ政府官庁カ官吏属員ニ対シ委託者タルノ資格ヲ有スル場合ニ於テハ官
吏属員ノ過失ノ責ニ任ス是レ白耳義新法ノ規定スル所ナリ而テ如何ナル場合ニ於
テ政府官庁カ委託者ナルヤ否ノ問題ハ事実ノ問題トシテ司法官ノ判断ニ委ヌ」
(甲D3、399頁)

上記審議録から、「公私ノ事務所」文言の削除は、当時、被控訴人のいう
「国家無答責の法理」なる法政策が確立したからではなく、控訴人ら主張
のとおり、当該法条の適否を司法裁判所の判断に委ねるためであった事実
が証明されている。

- (2) 第2は、明治28年10月4日、法典調査会第120回民法議事における民法草案
第723条(その後、第715条に繰り上がっている)の審議内容(甲D7)であ
る。それによれば、穂積陳重ほか起草委員ら全員が、特別法がないかぎり、
民法の使用者責任規定が国の賠償責任問題にも適用されうるという見解を
固守していたことがみとめられる。要するに、明治28年においてすら、立
法関係者内部 それも起草委員ら全員 に上記見解が保持されている状況
にあったのであるから、「明治23年時点で国家無答責の法理が法政策とし
て確立していた」などとする被控訴人主張は、余りに空疎な論といわざる
をえない。質疑内容および答弁(原文)は下記のとおり。

「政府と政府の使う官吏・使用人にもこの原則(引用者注・使用者責任のこ
と)が適用されるか」(穂積八束)という質問が出され(甲D1号証342頁)、起草
委員のひとりである穂積陳重は以下のとおり答えている。「一己人(個人)ニ其
職務ノ執行ニ付テ非常ニ損害ガ生ジテモ是ハ御上ノコトデアルカラト言ツテソレ
ハ償ナハヌ斯ウ云フノハ憲法ノ精神ニモ余程戻(悖)ルモノデアラウト思フ...所
有権ハ侵害サレヌト云フ精神ノ方カラ言ヘバ戻(悖)ル話デアラウト思フ」(甲D

1号証343頁)「過失ガアッテモソレハ賠償ヲサセヌ方ガ宜イト云フコトハ是レハ例外デアッテーツノ特別法ヲ以テ定ムベキ事柄デアルー一般ニ掛ルコトデナイ」(甲D1号証343頁)「ソレ(特別法)ガナケレバ本条ノ規定ガ當ル...」(甲D1号証343頁)「若シ特別法ガ出来ナカッタラ是レガドウ解釈サレルカト云フコトヲ問ハレマスカラ特別法ガナイ以上八例ヘバ軍艦ガー己人(個人)ノ商売船ト衝突シテ其船ヲ沈メタトカ云フサウ云フ様ナ場合ニ賠償ヲ求メルト云フニハ此条ガ當リハシナイカト云フ御相談ヲシタノデ...若シ特別法ガナカッタナラハ是レガ當ルジヤラウト云フ考ヘハ(起草委員ら)ニ入共持ツテ居ル」(甲D7、348頁)

- 3 これら客観証拠によって、すでに被控訴人主張の破綻は明瞭である。ところが、被控訴人第1準備書面でなお反論をこころみているので、この点につき項をあらためて再反論する。

第2 明治22年9月10日の審議録(甲D3)について

- 1 被控訴人は、さきに引用した甲D3(399頁)の審議録に関して、「官吏の特定の不法行為に関して国家とその官吏が委託者と受託者の関係にあるか否かは法的判断ではなく、事案ごとの事実認定の問題であるから、その判断は司法裁判所にゆだねるとしたものにすぎず、決して、民法の適用範囲にかかわる法的判断である国家無答責の法理の採否を『判例に委ねた』ものではない。」(被控訴人第1準備書面10頁5行目以下)と主張する。
- 2 しかし、ここで問題とされているのは、「明治23年の時点で、国の権力作用について・・・民法の不法行為の規定はこれに適用しないという法政策が採用された」(被控訴人第1準備書面6頁)か否かであって、かりに被控訴人のいう“法政策”が採用されていれば事実認定をするまでもない。司法裁判所に委ねられた事項が事実認定あるいは法的判断のいずれと解そうとも、官吏の不法行為責任の成否を司法裁判所に一任したこと自体、まさに被控訴人の

いう“法政策”など存在しなかったことの証拠である。

第3 明治28年10月4日法典調査会の審議内容(甲D7)について

- 1 被控訴人は、従前の準備書面(原審における第8準備書面など)においては審議内容を誤読(ないし意図的な読み替え)をしていたが、その点はやや修正しつつ、なお「穂積陳重の上記発言は、特別法が制定されない場合に、本条がどのように解釈されるべきかということに関して、個人的な見解を、自己の希望をも込めて述べたにすぎない。」(被控訴人準備書面(1)13頁末行以下)と強弁する。
- 2 しかし、穂積陳重の個人的見解などではなく、下記のとおり起草委員(穂積陳重、梅謙次郎、富井政章ら)全員の意見である。明治28年当時これら起草委員全員が、同一意見をもっていたことは動かしがたい事実といえる。

「...若シ特別法ガナカッタナラバ是レガ當ルジャラウト云ウ考入ル(起草委員ら)ニ入共持ツテ居ル」(甲D7、348頁)

- 3 被控訴人提出の乙19(梅謙二郎「法学志林10巻2号」明治42年発行)において、質疑者が「官吏ノ職務執行ニヨリ他人ニ損害ヲ加ヘタルトキノ民事上ノ責任ニ付キ学説、判例等区々ニシテ未タ帰一セエ」と述べていることから明らかなように、明治42年当時なお学説・判例において、その見解は帰一せず混沌としていた。
- 4 さらに、近藤昭三教授は、「明治28年においてなお、行政上の不法行為に民法の適用を認めた大阪控訴院の裁判例(大阪控訴院明治28年5月29日言渡)がみられることも注目に値する」(近藤「フランス行政法研究」226頁)と指摘している。
- 5 以上から、被控訴人がいかに強弁しようと、「明治23年の時点で、国の権

力作用について・・民法の不法行為の規定はこれに適用しないという法政策が採用された」（被控訴人第1準備書面6頁）との主張は完全に破綻しているといわざるをえない。

第4 ボ氏民法草案から『公私ノ事務所』文言が削除されたことについて

1 被控訴人は、ボアソナード民法草案の審議経過について、従来は以下のとおり主張していた（原審における被控訴人第8準備書面など）。起案者ボアソナードは、審議冒頭に「国または公共団体の権力的作用にも民法を適用すべきことはフランスその他の諸国においても異論のないところであるから、日本においても同様にすべき」と説明した。このボアソナードの提案を受けて、今村報告委員および井上報告委員らは、国または公共団体が責任を負うことを原則とする修正意見を述べた。つまり、ボアソナードの上記認識を前提に議論した時期もあった。しかし、ボアソナードは比較法の理解を誤っていた。これに対し、控訴人らは以下のとおり反論した。

2 控訴人らの反論

(1) 被控訴人は、今村・井上（正一）両報告委員らが、いずれもボアソナードの謬説に誤導されたかに主張するが、今村報告委員は、その意見書で、被告が引用したボアソナードの誤っている部分について、「まったく事実に反している。ボアソナードは杜撰である」と批判している（原文は下記のとおり）。

「此（引用者注・「ボアソナードの」を意味する）説明中仏国及ヒ其他ノ国ニ於テ異議ナシトアルハ全ク事実ト反ス蓋シ『ボアソナード』ノ杜撰ナリ其事実ト反スルノ証ハ下ノ仏国ノ学者ノ説及ヒ大審院参事院ノ判決例ニ拠テ明ナリ」（甲D5、34頁上段19行目以下の括弧書）

- (2) すなわち、今村報告委員は、ボアソナードの一部事実誤認を十分認識しながら、なおかつ諸外国の法律、判決例、学説について、みずから詳細に分析・検討をおこなったうえ（甲D5、29ないし40頁参照）、独自の立場から修正案を提出している。そこには、ボアソナードの誤った意見部分の影響は微塵もうかがえない。井上（正一）報告委員についても、今村報告委員の意見書をふまえて、みずからの意見を述べているのであって、ボアソナードの誤認部分に惑わされたものではない（甲D5、21頁参照）。
- (3) したがって、ボアソナード民法草案373条の審議は、ボアソナードの誤認箇所を各委員らが十分認識したうえで議論され、最終的に、上記した結論が導かれている（甲D3、399頁）。被控訴人は、あたかも上記審議全体（甲D3、398 399頁）が、その冒頭になされたボアソナードの謬説によってみちびかれた論議であるかに主張するが（上記）、それは誤りである。
- 3 以上の反論に対して被控訴人は正面からの再反論をせず沈黙を守っていたが、被控訴人第1準備書面において、「これを受けて、今村報告委員は・・・」（8頁7行目）といった不明瞭な表現で、なお事実関係を曖昧にしようところみている。そこで、明治22年9月10日の審議録（甲D3）にもとづいて審議内容を再説する。

4 明治22年9月10日の審議内容

- (1) 特別法によって責任を免除する場合以外は、国および公共団体についても民法不法行為中、使用者責任規定を適用すべきという意見が一方にある。今村報告委員、井上（正一）報告委員、磯部報告委員らが、そうした見解を固守する。うち今村報告委員は、「公私ノ」文言を削除し、国などにも本条の規定を適用するという但し書きを附記すべきという（甲D3、398頁上段、甲D5、39頁下段以下）。磯部報告委員は縷々述べながらも、最終的に今村報告委員の意見に賛同する（甲D3、398頁下段、甲D5、23頁）。井上報告委員は、「公私ノ事務所」文言はそのまま残し、「特に責任を免除する

場合はこの限りでない」という但し書きを附記すべきという（甲D3、398頁下段、甲D5、21頁）。

- (2) 他方、西委員は、今村報告委員の修正案の趣旨を顛倒し、民法では国家の責任を明示せず、国家が責任ある場合は特別法をもって明示すべしとする（甲D3、398頁上下段、甲D5、18頁）。
- (3) 上記各意見が両極に位置し、民法上明示せずに裁判官の判断にゆだねるべしとする松岡委員の意見が、その中間に位置する（甲D3、398頁下段、甲D5、20頁）。
- (4) こうして（報告）委員らの意見がわかれ、最終的に、「（条文上）政府官庁の責任に関する問題は直接に断定せず。しかし、政府官庁が官吏らに対し委託者たる資格を有する場合には、政府官庁は官吏の責任を負う。これはベルギー新法の規定するところでもある。そして、いかなる場合において政府官庁が委託者であるか否かの問題は、事実問題として司法官の判断にまかす」という結論となった（甲D3、399頁、原文は先に引用したとおり）。「公私ノ事務所」の文言削除は、国などの賠償責任を一律に認めないという趣旨でなされたものでなく、その判断を司法裁判所に委ねるという理由からの削除であった。松岡委員の中間説を採用したかの結論となったが、内容的には今村報告委員の意見が色濃く反映され、「民法適用前提論」ともいうべき理由づけといえる。

第5 井上毅の所説等について

- 1 被控訴人は、控訴人らが依拠する審議録（甲D3）に対し、「そもそもいかなる時点で表明された誰の意見であるかすら明らかでなく、まして法律取調委員会全体の意見とみることは困難」と指摘しつつ、「法案の審議過程においては、様々な立場から議論がされるのであり、そのうちの一つをもって、直ちに立法者意思のごとくとらえることは、誤りというべき」と主張する

(被控訴人第1準備書面9頁)。

- 2 しかしながら、「明治23年時点での法政策の確立」を断言するのは被控訴人であって、立証責任を負うのは被控訴人にほかならない。しかも、種々議論のあるうち井上毅の言説をもって、ただちに立法者意思のごとくとらえているのは被控訴人である。被控訴人の上記批判を甘受すべきは、ほかならぬ被控訴人自身といえる。
- 3 ボアソナード草案373条(旧393条)の審議過程における審議録(甲D3)の位置づけは以下のとおりとなる。

- (イ)明治20年11月4日、司法省に法律取調委員会設置
- (ロ)明治21年2月21日、法律取調委員会での第1回審議(甲D2)
- (ハ)明治21年10月2日、法律取調委員会での再審議(甲D4)
明治22年6月22日、井上毅の今村和郎あて手紙(乙5)
- (ニ)明治22年9月4日、今村委員の意見書事前配布
- (ホ)明治22年9月10日、文言削除の審議(甲D3、甲D5)
- (ヘ)明治23年3月27日、文言削除の草案裁可
- (ト)明治23年4月21日、公布
明治24年5月15日、井上毅の意見書(国家学会雑誌/乙6)

上記(ニ)今村報告委員の意見書は「国家ノ責任ニ関スル意見」として、明治22年9月4日に各(報告)委員に対し、事前配布されていたことが、西委員の意見書冒頭の記載から認められる(甲D5、18頁)。上記(ホ)の時期は、審議録(甲D3)記載の発言者のうち西委員および磯部報告委員の各意見書末尾(甲D5、18頁および23頁)に、いずれも明治22年9月10日と記載されていることから特定できる。ちなみに、ボアソナードの草案説明は、今村報告委員の意見書中にすでに正確に引用されていることから(甲D5、34頁上段1

2行目以下)、さらに早い段階において書面化されていたことが知られる。

- 4 以上の審議経過のうち、被控訴人は 印を付した井上毅の手紙および意見書をもって、立法者意思を「確定」している。うち明治22年6月22日の手紙文は今村に対して当該審議の2ヶ月半ほど前に送付されている。井上毅が再考をうながす手紙文を法案審議にさいし中心的役割を果たすと目していた今村あてに事前に送付したことが重要といえる。ところが、法案審議において、今村は井上毅の働きかけに微塵も影響を受けることなく、事前に長大な意見書を提出し(上記(二)参照)、自説を展開している。そして、井上毅が予想したとおり、法案審議に際しては中心的役割を果たし議論を先導している。したがって、井上毅が重大視していたように、明治22年9月10日の文言削除の審議(甲D3、甲D5)こそが、いわば審議の天王山であって、最終的に法案についての決着が図られた場であることは、それから約半年後の明治23年3月27日、文言削除の草案が裁可されたことから推知される。
- 5 いずれにしても、井上毅の意見(上記 印)のみを取り上げて立法者意思を云々する被控訴人の主張がいかにも乱暴な論立てであるかは一目瞭然であり、およそ「明治23年における法政策の確立」の立証にはほど遠いといわざるをえない。

第6 学説の援用について(再説)

- 1 「明治23年法政策確立説」が最大の典拠としていたのは、行政法学者(塩野宏および宇賀克也両教授)の著作である。まず塩野宏教授は、近藤昭三「ボアソナードと行政上の不法行為責任」および宇賀克也「比較法的にみた戦前の日本の国家責任法の特徴」を引証しつつ、「民法のボアソナード草案においては私人と同様に国も使用者責任を負うものとされた。しかし、この規定は旧民法においてすでに削除され、結局のところ少なくとも国の権力的活動については、民法にもとづく国家責任を否定しようとする立法者意思は

明確となった。そこで、行政裁判法と旧民法が公布された1890年の時点で、公権力の行使についての主権無答責の法理を採用するという基本的法政策は確立した」とする（塩野宏「行政法 第2版」223頁）。

- 2 ところで、引証された宇賀克也教授の所説をみれば、近藤昭三教授の上記論文が引証されている（宇賀克也「国家責任法の分析」420頁注11参照。なお、宇賀克也「国家補償法」7頁、欄外注2参照）。
- 3 要するに、被控訴人が繰り返し引用する塩野・宇賀両著作とも、ボアソナード民法草案373条の「公私ノ事務所」文言削除の経緯は、近藤昭三論文を典拠としている。
- 4 ところで同論文（「ボアソナードと行政上の不法行為責任」、近藤昭三著「フランス行政法研究」 信山社 所収、208 234頁）を検討すると、前記審議経過一覧のうち(ロ)および(ハ)の審議内容については、各委員の発言内容を引用するなどして詳述しながら（232 233頁の注45および注46参照）、肝心の(ホ)の審議内容（甲D3）については、その詳細な裏づけである各意見書（甲D5）をふくめ、まったくふれられていない。このことは、近藤昭三教授が、文言削除の審議資料（甲D3、甲D5）を閲読していないことを示している。このため、同教授は「問題の部分は、明治22年1月に内閣が草案を元老院に付議してのち、元老院審議、政府修正・加除のいずれかの段階で削除されたのであろうが、その間の経過は明らかでない」として、文言削除当時の審議内容の検討を断念している（223頁）。
- 5 他方、近藤昭三教授は、「公ノ事務所」文言の存廃が論議の帰趨を決したという予断をいただいていたため、結果として同文言の削除がなされていることから、「国家責任に民法原則を適用する主張は、最後の段階で敗退した」（224頁）と結論づけたと推知される。「詳らかにしえない」としつつ、あたかも「井上毅が『再議の機会』をとらえて『未来の大問題』にとり組んだ結果、旧民法373条から国家責任の規定は姿を消した」（224頁）かの記述は、

同教授の予断を裏打ちしている。

- 6 「公私ノ事務所」文言が削除されたのは、司法裁判所の判断に委ねたためであり、その意味で国などに対する賠償請求についても民法の適用があることを前提としての削除であったこと、繰り返し述べたとおりである（甲D3、399頁参照）。ちなみに、原則国の賠償責任をみとめるべしという今村報告委員の修正案も、「公私ノ」という文言削除が前提とされていたことを注意されたい（甲D3、398頁上段、甲D5、29頁以下参照）。要するに、「公私ノ事務所」文言の削除それ自体は、近藤教授が理解していたように、対立意見の消長を示しているわけではない。
- 7 宇賀論文は、近藤教授の「国家責任に民法原則を適用する主張は、最後の段階で敗退した」という誤った推論部分に依拠し、「旧民法373条から国家責任に関する字句（引用者注・「公私ノ事務所」文言を意味する）が削除されたことは、少なくとも高権的活動に対しては、民法にもとづく国家責任を否定しようとする立法者意思のあらわれとみることができる」（宇賀克也「国家責任法の分析」411頁）として、近藤昭三論文の誤謬を承継した。そして、「行政裁判法と旧民法が公布された明治23年の時点で、公権力行使についての国家無答責の法理を採用するという基本的法政策が確立した」（同書411頁）という誤った命題を定式化した。
- 8 さらに塩野宏教授は、近藤・宇賀両教授の謬見を承継し、その著書（行政法 第2版、223頁）に宇賀教授の定式をそのまま用いるにいたる。
- 9 被控訴人主張は、これら誤謬の連鎖につらなるもので、直接証拠（甲D3、5）にも背馳する明白な誤りといえる。芝池義一教授も、「『公私の事務所』の文言が削除されたということから、国・公共団体の賠償責任が否定されたと理解することは正しいものではない」とされている（芝池義一「戦後補償訴訟と公権力無責任原則」、法律時報2004年1月号所収、26頁第3段）。

第7 結語

以上のとおり、「明治23年時点で国家無責任原則が法政策として確立した」との被控訴人主張は虚構以外のなにものでもない。御庁は、こうした被控訴人の仮構の論旨に惑わされることなく、被害者救済という不法行為の大原則に立ち返って賢明な判決をくだされることを切に望んで本章をむすぶ。

第7章 本件被害に時効・除斥期間の適用はない

第1 はじめに

原判決は「上記に検討したところによると、その余の点について判断するまでもなく、本件において原告らが被告らに対して有すると主張する各請求権については、いずれも認容することができない」として（判決書104頁）、本件協定ないし財産権措置法による解決（争点（14））および援護法に関する不作為による国家賠償責任（争点（6））についてのみ判断し、原判決自身16あると認める争点（判決書8～9頁）のほとんどについて全く判断しなかった。

しかし、すでに述べてきたように、本件協定ないし財産権措置法による解決および援護法に関する不作為による国家賠償責任のいずれについても、原判決は判断を誤っているから、その余の争点が審理・判断されなければならない。

第2 除斥期間に基づく免責論について

1 民法724条後段の期間（20年）の法的性質

（1）最判平成元年12月21日（民集43巻12号2209頁、以下「平成元年判決」という）および最判平成10年6月12日（民集52巻4号1087頁、以下「平成10年判決」という）は、いずれも民法724条後段の期間の法的

性質を除斥期間と解している。

(2) しかし、民法724条後段の期間を除斥期間と解する積極的論拠は見出し難い。そもそも、除斥期間という用語は条文上明記されておらず、学説・判例によって形成されてきた法概念であり、いまなお、その定義すら明確でない。

(3) そればかりでなく、「亦同シ」(なお、現行民法では「・・・損害及び加害者を知った時から3年間行使しないときは、時効によって消滅する。不法行為の時から20年を経過したときも、同様とする」とされ「時効によって消滅する」ことがさらに明確化された)という法律の文言、立法経過、立法者意思、法継受の系譜などからも(これらの諸点は、すでに原告ら準備書面(40)第2項で詳述した)、民法724条後段の期間は時効と解すべきである。

除斥期間説は、その解釈・運用において、期間経過の一事をもって被害者の請求をみとめないという点であまりに画一的にすぎ、事案によっては正義・公平の理念に背反し、条理をも没却する結果を招来する恐れなしとしない。ここにこそ、除斥期間説の最大かつ致命的欠陥がある。平成10年判決は、除斥期間説に立つことを標榜しつつも、その欠陥を正すべく、法の上位概念である正義・公平の理念および条理を除斥期間概念の修正原理として位置づけ、被害者の救済をはかったものにほかならない。

2 民法724条後段の適用制限について

平成10年判決は、正義・公平の理念からして救済すべきとされる被害者(請求権者)は、たとえ除斥期間という障壁があろうと救済すべきであるという、いわば法の正義に立脚する指導原理を明示したことにこそ最大の意義がある。平成10年判決の判旨も鑑みれば、民法724条後段の適用制限の判断基準として以下の諸要素が検討されるべきである。

(1) 不法行為の態様の悪質性

本件事案は、13、4歳の若年女子を欺罔しつつ強制連行し、さらに対償も

なくして強制的に労務に服せしめたもので、国内法次元では未成年者誘拐罪等に該当し、国際法上は強制労働に関する条約（1930のILO第29号条約、わが国は1932年に批准）および国際慣習法としての奴隷制の禁止に違反するなど、国内外を問わず違法であることは明瞭で、その悪質性は著しい。

(2)被害の程度

本件事案では、強制連行・強制労働にともなって生じた幼少時の精神的・肉体的被害にとどまらず、帰国後も挺身隊言説被害（同一視被害）によって控訴人らは多大な精神的苦痛をこうむっている。若年時より、有意義な人生をおくことを断念せざるをえない立場・状況におかれたという意味で、被害者が高度の精神障害・運動障害をとまなう寝たきりの状態となった平成10年判決事案と比較して優るとも劣らないと評価しうる。

(3)訴訟遂行手続そのものの困難性の有無

本件訴訟を本人訴訟として遂行することは、およそ不可能である。それは平成10年判決事案においても同様である。もっとも、平成10年判決事案においては、日本人被害者が同国の弁護士に委任して日本の裁判所に訴訟を提起している。これが本件訴訟のように韓国人が日本人弁護士に依頼し、日本の裁判所に対し訴訟を提起したことと比べ、はるかに容易であることは論じるまでもない。ところで、本件訴訟の控訴人らに、そのような困難を背負わせたのは、ほかならぬ被控訴人国である。控訴人らを朝鮮半島から強制連行し、強制労働させた本件事案につき、韓国人たる控訴人らが被控訴人国に責任を負わせようとするならば、主権免除の原則から、わが国の裁判所に提訴するしか方法がない。

(4)権利行使の客観的可能性の有無・程度

本件事案においては、権利行使の障害となる事由が多く見受けられ、本件訴訟提起の少し前まで、権利行使は不可能であったと評価できる。

第1は、挺身隊言説被害（同一視被害）である。

第2は、韓国国内の政治状況が提訴を不可能としていたことである（原告ら準備書面（40）第4、2（3）および同準備書面（39）参照）。

第3は、提訴の前提として必要不可欠な日韓双方向の渡航が、1990年代初頭まで不可能であったことである（原告ら準備書面（40）第4、2（4）参照）。

第4は、被控訴人国および被控訴人三菱が控訴人らの強制連行・強制労働を裏づける資料を処分ないし隠匿したため、事実関係の発掘に長年月を要し、本件訴訟提起を著しく困難にしたことである。

(5)加害行為と権利行使を困難にしたこととの因果関係の存否

本件事案において、すでに述べてきたとおり、被控訴人らが朝鮮半島から控訴人らを強制連行したという事件の性格そのものが、訴訟遂行の困難性をもたらしている。さらに、強制連行の態様そのものが挺身隊言説被害（同一視被害）をも生じさせ、権利行使の重大な障害を作り出している。したがって、加害行為と権利行使困難性との間には十分な因果関係がある。

(6)証拠隠滅・提訴妨害の存否

本件事案では、被控訴人国および被控訴人三菱の証拠隠匿および被控訴人国の提訴妨害（日韓交渉など、韓国政府との政治交渉を通じての妨害行為）が存在する点が特筆すべきである。

被控訴人三菱については後述するが、被控訴人国は次のとおり控訴人らの提訴を妨害してきた。

ア　すでに訴状、準備書面（7）、準備書面（34）、準備書面（40）などで触れたとおり、日韓請求権協定の締結そのものが、控訴人らの権利行使を困難にし、これを妨害したものであること、被控訴人国の一貫した植民地政策美化論が控訴人らの権利行使を事実上妨害したこと、いわゆる挺身

身隊言説被害（同一視被害）によって控訴人らの権利行使可能性が著しく困難となり、その責任は、被控訴人国にこそ帰せられることが明らかである。このような事情は、控訴人らによる権利行使・時効中断措置を妨害するものである。

イ また、準備書面（３７）（同準備書面２４～２５頁）、準備書面（４０）（同準備書面２３～２４頁）で述べたように、敗戦前後の時期に、公文書の徹底した焼却・隠匿が行われ、それが戦後の戦争犯罪研究・調査の障害となっている事実は、比較的よく知られている。日本国政府や軍は、ポツダム宣言受諾前後に公文書を大量焼却したが、これは閣議決定にもとづく措置であった。陸軍および海軍における機密書類焼却は、多くの証言によって裏づけられており、内務省・外務省・大蔵省においても公文書焼却の事実が認められる。焼却だけでなく、重要文書についての隠匿も横行している（吉田裕著『現代歴史学と戦争責任』の第５節「敗戦前後における公文書の償却と隠匿」参照）。

ウ さらに、本件訴訟において被控訴人国は事実認否を拒み、調査囑託申立に対する回答を拒否し続けている。

そればかりか、控訴人らの９９年１０月２２日付調査囑託申出に対する被控訴人国の意見書（平成１２年４月２６日付け）により、同意見書で述べていることが事実とすれば、厚生省（当時）は、宇野外務大臣の国会答弁がなされた８８年（昭和６３年）４月２５日当時、東南海地震で死亡した者の名簿を所持していたにもかかわらず、今日では、答弁に際して作成した名簿の抜粋しか所持していないことが明らかになった（控訴人らの２０００年１２月１日付け調査囑託についての意見書三（同意見書３頁）参照）。このように、被控訴人国は控訴人らによる真実を明らかにするための訴訟活動さえ妨げ続けている。

エ 以上のとおり、証拠書類を処分ないし隠匿することによって、被控訴人

国は控訴人らの提訴を妨害している。

(7)権利行使可能後の提訴の迅速性

本件事案は、韓国内の政治状況、渡航可能性および挺身隊言説被害（同一視被害）からの脱却など、多くの障害を克服してのちすみやかに提訴した事案であり（本件訴状に匿名原告が存在したことは、訴訟提起時になお同一視被害が障害として存在していたことを示している）、本要素を充足している。

(8)結論

以上のとおり、各判断要素の検討を通じて、平成10年判決事案と比較しても、平成10年判決の核心は「権利行使期待不可能性」であって、権利不行使への義務者の関与まで認められる本件においては、同事案以上に控訴人らを救済する必要性がある。したがって、民法724条後段の期間が時効であれば、後述するように、仮に被控訴人らが消滅時効を援用したとしても、濫用法理によってその効果は発生しない。また、除斥期間と解したとしても、正義・公平の法理、ないし条理によって、その効果は制限されるべきである。

3 被控訴人国の主張に対する反論

(1)被控訴人国の主張

被控訴人国は「東京高裁平成16年12月15日判決は、民法724条後段の法的性質を除斥期間であるとした上で、同訴訟の控訴人らが本件訴訟の控訴人らと同様の事情（被害の重大性、権利行使の不可能性等）をもって、除斥期間の適用が制限されるべきである旨主張した点について、『除斥期間は純然たる請求権の存続期間であるので、当該請求権の発生原因の如何にかかわらず、その期間の経過により、原則として、当該権利は消滅する。・・・控訴人らの縷々主張する事情は除斥期間の適用を妨げる理由とはならないといわざるを得ない』（乙67号証39ページ）と判示している」と主張している（答弁書46～47頁）。

(2) 控訴人らの反論

しかし、被控訴人国の主張は誤っている。

ア　すでに述べてきたように、民法724条後段の法的性質は、除斥期間と解する積極的論拠が見出し難いこと、除斥期間という用語が条文上明記されておらず、学説・判例によって形成されてきた法概念であり、いまなお、その定義すら明確でないこと、立法経過、立法者意思、法継受の系譜などからも時効と解すべきである。

イ　また、平成10年判決は最高裁判決であり、被控訴人国が引用している判決は高裁判決に過ぎないが、この判決でさえ、「除斥期間は純然たる請求権の存続期間であるので、当該請求権の発生原因の如何にかかわらず、その期間の経過により、原則として、当該権利は消滅する」と判示しているのであって、最高裁判決に抵触する判断ができなかったのである。事実、上記東京高裁判決は、「最高裁平成10年6月12日第二小法廷判決は、『不法行為の被害者が不法行為時から起算して20年の経過時の6か月前の時点において、当該不法行為を原因として心神喪失の状況にあるにもかかわらず法定代理人を有しなかった場合において、その後なされた禁治産宣告に伴い就職した後見人が就職後6か月以内に損害賠償請求権を行使した等の特段の事情があるときに限って、民法158条の法意に照らし、民法第724条後段の効果が生じない』と判示したものであり、除斥期間の適用を事案の具体的事情によって制限することを広く認めたものと解することは、その判旨に照らし困難である」と判示しているのであって(乙67P39~40)、最高裁判決を否定し得てはいない。むしろ、「特段の事情があるときに限って」はいるものの、「民法第724条後段の効果が生じない」場合があることを認めているのであって、その結論は控訴人らの主張と矛盾するものではない。もっとも、平成10年判決は、その後の

結論部分において、「少なくとも右のような場合にあっては、当該被害者を保護する必要があることは、前記時効の場合と同様であり、その限度で民法724条後段の効果を制限することは条理にもかなうというべきである」と判示しており、「権利行使期待不可能性」がその核心であって、東京高裁判決のように「限って」いるわけではなく、「少なくとも右のような場合にあっては」と除斥期間の適用制限の例示をしていることが留意されなければならない。

さらに、前記東京高裁判決は、遺棄毒ガス・砲弾被害事件判決（東京地裁平成15年9月29日判決）を引用して、同事件において、「除斥期間の対象とされるのは国家賠償法上の請求権であって、その効果を受けるのは除斥期間の制度を創設した被告自身である」こと、「被告が行った行為は、国際法的に禁止されていた毒ガス兵器を中国に配備して使用していた日本軍が、国際的に非難を避けるためポツダム宣言にも違反して、終戦前後に組織的にそれを遺棄・隠匿したという違法な行為につき、戦後になっても被害が発生するのを防止するための情報収集や中国への情報提供をせず、1972年に中国との国交が回復された後も積極的な対応をしないで遺棄された毒ガス兵器を放置したというもの」であり「その行為には、わずかの正当性も認めることはできない」こと、「原告ら中国の国民は、1986年2月の中華人民共和国公民出国入国管理法が施行されるまでは、私事で出国することは制度的に不可能であった。原告らが被告に対して権利行使することは、1974年10月の事故の時から法の施行までの11年余りの間には、客観的に不可能であったといえる」ことを考慮して、「著しく正義、公平の理念に反し、その適用を制限することが条理にもかなうというべきである」と判示されていることを認めながら、「この事案は、本件とは事案自体を全く異にするものであり」とするものであって、遺棄毒ガス・砲弾被害事件判決も否定してはいない。そして、本件におい

ても、被控訴人国、被控訴人三菱が行った行為は、すでに述べてきたように、国際法的にも禁止される違法行為であり、国際的に非難を避けるために機密書類、公文書その他の書類を遺棄・隠匿してきたものであり、戦後になっても、88年（昭和63年）4月25日、宇野外務大臣（当時）が挺身隊言説被害解消を含む戦後措置を約束したにもかかわらず、情報収集や情報提供をせず、積極的な対応をしないで控訴人らの被害を放置したというもので、「その行為には、わずかの正当性も認めることはできない」のであり、遺棄毒ガス・砲弾被害事件判決の事案に勝るとも劣らない深刻な事態が認められる。

ウ 以上の点からも、平成10年最高裁判決事案は本件にも適用されるものであり、被控訴人国の主張は、同最高裁判決を前提としている下級審裁判例の一部を引用し、それを自ら都合よく解釈するものに過ぎず、誤っている。

第3 時効に基づく免責論について

1 はじめに

本件については本件訴訟に至るまで権利行使可能性がないからそもそも時効期間は満了しておらず、百歩譲って仮に時効期間が満了していたとしても、被控訴人三菱が消滅時効を援用することは権利濫用として許されない。

2 消滅時効援用の権利濫用に関する判例法理

この点を明らかにしたのが、新潟地裁平成16年3月26日判決である。

すなわち、同判決は、「消滅時効は、債務者による援用権の行使（援用の意思表示）という権利行使を待って初めて効果が発生するものであるから、権利濫用等を理由として、その権利行使（援用の意思表示）が制限され、その効果の発生が妨げられることがあるのは解釈上当然のことである」とした上で、

「債権者による権利行使・時効中断措置との関係において、債務者が消滅時効を援用することが、社会的に許容された限界を逸脱すると認められる事情が存在する場合には、消滅時効の援用は、信義に反するものとして権利濫用になると解するのが相当である」として、「具体的には、債務者が違法・不当な行為によって債権者による権利行使・時効中断措置を妨害した場合や、債権者と債務者との特別な関係から、債権者が権利行使・時効中断措置を不要と信じるについてやむを得ない事情があり、債権者による権利行使・時効中断措置を期待し得ない場合などがこれにあたりと解される」と判示した。

同様に、消滅時効の援用を権利濫用とした裁判例は多数認められる（近時のものとしては、東京高裁平成11年11月17日判決（判例タイムズ1061号219頁）、東京地裁平成10年12月25日判決（判例時報1689号92頁）、東京地裁平成10年5月26日判決（判例タイムズ976号262頁）、大阪高裁平成9年7月16日判決（判例時報1627号108頁）、大阪高裁平成9年3月27日判決（判例タイムズ971号155頁）、東京地裁平成8年7月1日判決（判例時報1598号122頁）、東京高裁平成7年12月21日判決（判例時報1559号49頁）、東京高裁平成7年9月27日判決（判例タイムズ907号184頁）、新潟地裁平成6年6月30日判決（判例タイムズ849号279頁）など）。いずれの裁判例も「債務者が消滅時効を援用することが、社会的に許容された限界を逸脱すると認められる事情が存在する」か否かを基準とする新潟地裁判決と同旨である。これは、その権利行使（援用の意思表示）を制限し、その効果の発生を妨げる理由として、権利濫用（民法1条3項）の法理を用いればいわば当然のことである。

3 本件において、被控訴人三菱の消滅時効の援用は権利濫用であり許されない。

被控訴人三菱は、安全配慮義務違反に基づく損害賠償請求権の消滅時効、未払賃金請求権の消滅時効を援用している。

しかし、次に述べるとおり、被控訴人三菱の消滅時効の援用は権利濫用であり許されない。

(1)加害者の地位

被控訴人三菱が加害者の立場にあることは言うまでもない。まして、被控訴人三菱は、被控訴人国と一体となって本件不法行為を行ったのであるから、共謀して一体となって関わってきた加害者である被控訴人国が設定した時効制度に便乗して、その責任をまぬがれるのは不当である。

(2)義務者による権利行使の阻害度

－被控訴人三菱は違法・不当な行為によって控訴人らによる権利行使・時効中断措置を妨害している－

いわゆる挺身隊言説被害（同一視被害）によって控訴人らの権利行使可能性が著しく困難となっており、その責任は、被控訴人三菱にも帰せられることが明らかである。

また、被控訴人三菱自身としても、次のように違法・不当な行為によって控訴人らによる権利行使・時効中断措置を妨害している。

ア すなわち、被控訴人三菱が「あとで送るから」と言いながら、控訴人らを着の身着のまま帰国させ、原告らの荷物を送り返さなかったことは、金性珠の本人尋問の結果からも明らかである（金性珠の本人調書 P 21 ~ 22）。

イ また、被控訴人三菱は、三菱の殉職碑の地下に納めてある殉職者銘板から半島挺身隊とされる6名の名前および朝鮮徴用工の十数名の名前を故意に欠落させている。故意に欠落させたことは、高橋信氏が被控訴人三菱から借り受けた殉職者名簿（甲G1）において、朝鮮女子勤労挺身隊員であった殉職者が意図的に抹消されていることから明らかである。銘板が作られたのが1963年12月であり、65年に締結された日韓基本条約に

向けて日韓会談の最中であったこと（「対日請求権問題は経済協力という形で解決する」との合意に達していた第2回金・大平会談が開かれたのは62年11月12日である）からも、戦後補償の関係で、「対日請求権問題は経済協力という形で解決する」（第2回金・大平会談）として一旦消えかかった韓国側の個人補償請求が復活することを回避するため、このようなことが行われたのである（高橋信の証人調書P8参照）。

ウ さらに、被控訴人三菱は、高橋信氏を代表世話人とする「東南海地震・旧三菱名航道徳工場犠牲者調査追悼実行委員会」との折衝の中で、戦時下の勤労働員事情およびその戦後処理事情について、「伊勢湾台風により管理部門が1階にあり被害が甚大であった、等の理由で資料が残っていない」と回答している（甲G6・P9下段）。しかし、被控訴人三菱が、被控訴人国の戦傷病者遺族等援護法の適用範囲拡大の基礎調査の過程で、愛知県民生部に「東南海地震により倒壊した工場の状況の件」（甲G2は服部巍洋氏が愛知県民生部において手書きで写したもの）、その別表である「地震ニヨル死没者人名表」（甲C25）を提出したのは、1959年（昭和34年）12月12日であり、周知のように、伊勢湾台風が59年（昭和34年）9月26日であることからすれば、伊勢湾台風により資料が残っていないとの被控訴人三菱の回答が虚偽であることは明白である。

エ 同様に、甲G第1号証の原本につき、高橋信氏は、1986年11月4日、佐藤明夫氏とともに2人で被控訴人三菱に返却したことを「鮮明に覚えて」いる（高橋信の証人調書P6）にもかかわらず、1998年12月7日に高橋信氏らが被控訴人三菱と折衝した際、被控訴人三菱はその資料がないと述べている（同調書P28）。

オ 以上の事実からすれば、被控訴人三菱が事実・資料を隠蔽し続けていることは明らかであり、それが資料として極めて重要な死亡した「半島挺身隊」が掲載されている名簿（この中には、控訴人金中坤の妹である亡金淳

禮も含まれている)であることからしても、明らかに、被控訴人三菱は原告らによる権利行使・時効中断措置を妨害したものと認められる。

のみならず、被控訴人三菱は、本訴に至ってからも、旧三菱重工は別会社のことであるから不知として事実認否を拒み、控訴人らの請求を拒み続けている。

カ 以上のような事情からすれば、被控訴人三菱が違法・不当な行為によって控訴人らによる権利行使・時効中断措置を妨害していることは、被控訴人三菱の事実隠蔽工作にもかかわらず、隠蔽しようのない事実である。

(3)義務者保護の不適合性

被控訴人三菱は、被控訴人国と共同してあるいは単独で、勤労挺身隊の実態を調査、公表、謝罪することによって、控訴人らを救済することが可能であったのに、60年もの長年月にわたってその義務を尽くさず、控訴人らを放置している。このため、いわゆる同一視被害などによって、控訴人らは甚大かつ深刻な被害を被り続けている。これらは、本件強制連行、強制労働という先行行為に由来し、その後の被害の累積・拡大は、先行行為の違法性が重大であることを示している。このような被控訴人三菱を保護する必要性は毫も認められない。

(4)権利行使条件の成熟度

ア 外的事情による権利行使不能

韓国国内の政治事情、渡航可能性、公文書の焼却と隠匿により、控訴人らの権利行使が事実上不可能であった事情は、準備書面(40)(同準備書面16~24頁)で詳述したとおりである。

イ 損害把握の困難性

勤労挺身隊員であった控訴人らが軍「慰安婦」と同一視されることによって、同一視被害に遭ってきたことはすでに準備書面(36)などでも述

べられているとおりである。同一視被害故に控訴人らのみならず、控訴人らを含めた元勤労挺身隊員は、勤労挺身隊員であったことを公にすることができず、これにより損害を把握することも困難となっている。

(5)違法性 被害の大きさ

強制連行・強制労働被害が重大であることは言うまでもない。被控訴人国と共謀して一体となって関与した被控訴人三菱の責任は極めて重い。そればかりでなく、控訴人らの挺身隊言説被害（同一視被害）が重大であることは準備書面（36）で述べたとおりであり、これを放置し続けた被控訴人国、被控訴人三菱の違法性も重大である。

(6)小括

以上のことからすれば、被控訴人三菱の消滅時効の援用は、「債務者が消滅時効を援用することが、社会的に許容された限界を逸脱すると認められる事情が存在する」ものと言え、権利濫用であり許されない。